

第10次 いわき市 高齢者保健福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

令和6年3月
いわき市

は　じ　め　に

現在、急速に高齢化が進行しているなか、国は、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる令和7（2025）年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、高齢者の生活を支える仕組みとして「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

本市においても、高齢者人口は令和3年をピークに横ばいで推移している状況ですが、生産年齢人口の減少が著しいことから、令和3年に31.4%であった高齢化率は、令和5年には32.1%、令和22年には38.8%と、一貫して上昇し続けることが予想されています。

このような中、本市ではこれまで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らしていくよう、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向けた取組みを進めてきたところです。

こうした状況を踏まえ、このたび策定した「第10次いわき市高齢者保健福祉計画」では、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を図るため、引き続き「ひとりひとりが健康でいきいきと安心して自分らしく暮らせるまち いわき」を基本理念として設定しました。

また、基本理念に基づく具体的なあるべき姿として、高齢者自らの健康維持・増進への意識づくりを進める「健康寿命の延伸」と、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の確保により地域全体で支え合う仕組みづくりを目指す「いわき市地域包括ケアシステムの深化・推進」をビジョンに位置づけました。

さらに、第9次計画の取組みから抽出された課題の解決に向け、施策の柱として「自分らしく暮らす」「安心して暮らす」「健康でいきいきと暮らす」を新たに位置付けるなど施策体系を整理し、市が目指す将来像の実現に向けた各種施策の目的や主体、具体的な取組みが市民の皆様により伝わりやすくなるよう努めました。加えて、認知症高齢者の今後の一層の増加を見据え、本市の認知症施策の総合的かつ計画的な展開を図るための計画として、「いわき市認知症施策推進計画」を一体的に位置付けました。

今後は、本計画に基づき、介護保険事業の健全な運営と高齢者保健福祉施策の充実を図りながら、高齢者自身の希望に寄り添い、一人ひとりが安心して自分らしく暮らすことができるよう取組みを進めていくとともに、その先にある地域共生社会の実現を目指し引き続き各種施策に取り組みますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「いわき市介護保険運営協議会」の皆様、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様、そして、調査のためにご協力いただきました関係機関の皆様に、心より御礼申し上げます。

令和6年3月



いわき市長 内田 広之

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 法令等の根拠	2
3 計画期間	2
4 日常生活圏域の設定について	3
5 SDGs推進と本計画の関係	5
第2章 本市の高齢者をめぐる状況	6
1 本市の人口と高齢者数の推移	6
(1) 人口と世帯の推移	6
(2) 高齢者数の推移	7
(3) 高齢者のみの世帯の状況	9
(4) 要介護・要支援認定者数の推移	9
2 本市高齢者の将来像	12
(1) 人口の将来推計	12
(2) 認定者数の将来推計	13
第3章 第9次計画の進捗と評価	15
1 第9次計画の事業実績と評価	15
2 第9次計画の評価と課題	26
(1) 総括	26
(2) 取り組むべき課題	27
(3) 課題解決に向けた方向性	28
第4章 基本理念及びビジョン実現のための方向性	30
1 基本理念	30
2 ビジョン	31
(1) 健康寿命の延伸	31
(2) いわき市地域包括ケアシステムの深化・推進	31
3 施策の柱	33
4 9つの取組みの視点	36
5 施策体系図	38
6 施策の柱に基づく事業と成果指標	39
(1) 自分らしく暮らす	39
(2) 安心して暮らす	45
(3) 健康でいきいきと暮らす	50
7 地区別の取組み	55

第5章 認知症施策推進計画	62
1 計画策定の背景と位置付け	62
2 基本方針	62
3 重点取組事項	63
第6章 介護保険サービスの見込み量と保険料	65
1 前計画の実績	65
(1) 前計画期間中の介護保険サービスの利用実績	65
(2) 施設・居住系サービスの基盤整備	68
2 介護保険サービスの給付見込み量推計	70
(1) 推計方法の概略	70
(2) 施設・居住系サービスの整備に関する方針及び基本的な考え方	71
(3) 介護保険サービスの給付見込み	76
3 介護保険事業に係る給付費等の見込み	84
(1) 保険給付費及び地域支援事業費の見込み	84
(2) 第1号被保険者の保険料	85
4 介護給付適正化について（第6期介護給付適正化計画）	86
(1) 概要	86
(2) これまでの取組み	86
(3) 現状と課題	87
(4) 今期の取組方針と目標	88
第7章 計画の推進	91
資料編	92
1 いわき市介護保険運営協議会 委員名簿	92
2 計画の策定方法、計画策定の経過	93
3 高齢者等基礎調査の実施	94
4 市民意見の募集	94
5 用語解説	95

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国では、生産年齢人口が減少し続けており、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）以降はさらに加速していくと予想されます。さらに、後期高齢者の増加に伴い、要介護認定率の高止まりや、認知症高齢者の増加も見込まれています。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には、生産年齢人口が更に減少し、社会保障を支える担い手不足が深刻化することが予想されます。

このことから、中長期的な人口動態や、多様化する介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、介護人材の確保や介護現場の生産性を高めるため、具体的な取組みを展開していくことが重要となります。

このような中、国では令和2（2020）年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を制定し、複雑化・多様化する福祉ニーズに対応する包括的な体制整備に向けた取組みを展開しています。高齢者のみならず、障がい者、子ども等一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、多様な主体や地域住民との連携により、地域共生社会の実現を推進する取組みが求められています。

また、高齢者のみの世帯や後期高齢者人口の増加に伴い、医療や介護のサービス需要の増加や多様化が予想され、医療・介護連携の推進も重要となっています。

本市においては、「ひとりひとりが健康でいきいきと 安心して自分らしく暮らせるまちいわき」を基本理念とし、令和3年に「第9次いわき市高齢者保健福祉計画」を策定し、健康寿命の延伸や、地域包括ケアシステムの深化・推進など、各種施策に取り組んできました。

このたび、現行計画の計画期間が令和5年度末をもって終期となることから、これまでの進捗状況や成果を検証するとともに、高齢者を取り巻く環境を見据えながら、健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの深化、介護サービス基盤整備等について推進するため、国の指針等を踏まえて、本市における取組みの方向性と具体的な目標、介護保険サービス給付費の見込み、介護保険サービス基盤の整備目標等を定めた「第10次いわき市高齢者保健福祉計画」を策定するものです。

＜参考＞国が示す第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント

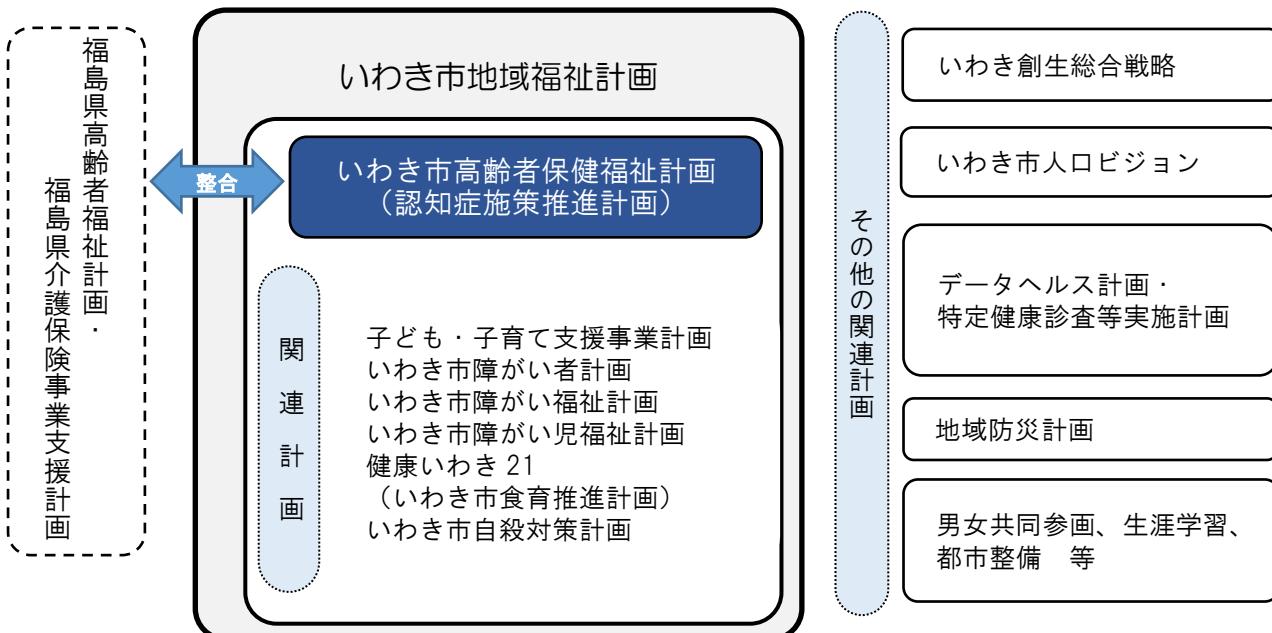
1. 介護サービス基盤の計画的な整備
 - ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ②在宅サービスの充実
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
 - ①地域共生社会の実現
 - ②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
 - ③保険者機能の強化
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

2 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する「市町村介護保険事業計画」、認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条第1項を踏まえた「いわき市認知症施策推進計画」を一体的に策定するものです。

また、県が定める「福島県高齢者福祉計画・福島県介護保険事業支援計画」との整合を図るとともに、本市の福祉分野における総合計画である「いわき市地域福祉計画」をはじめとする関連計画と調和が取れたものとします。

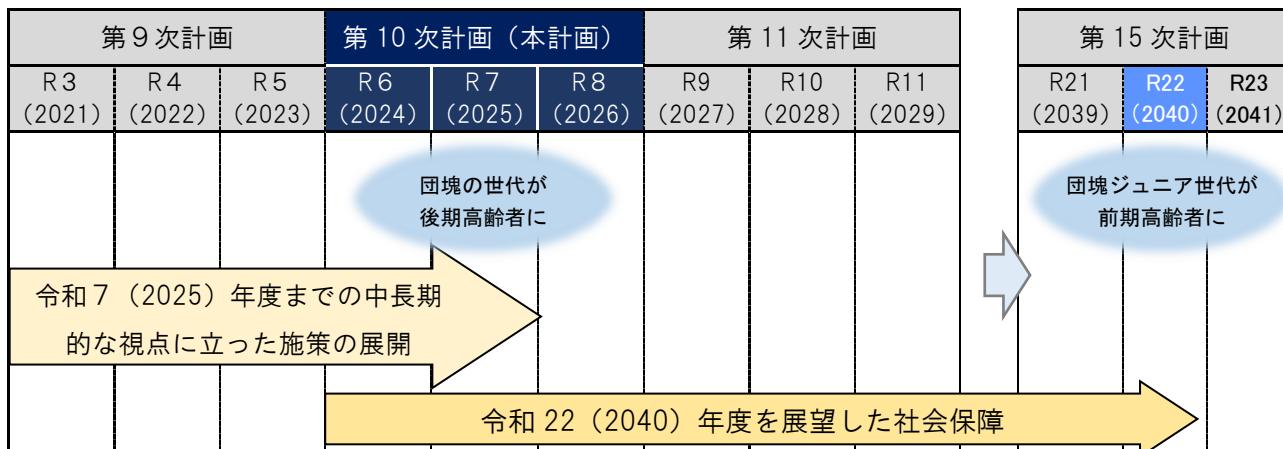
図表1-2-1 本計画と関連する計画



3 計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項により、3年を1期とすることと定められていることから、本計画の計画期間は令和6（2024）～8（2026）年度の3年間となります。

図表1-3-1 本計画の計画期間



4 日常生活圏域の設定について

介護保険法では、市町村介護保険事業計画において、日常生活圏域を定めるものとされています。日常生活圏域は、高齢者が要介護状態となった場合においても、できる限り住み慣れた地域の中で継続して生活ができるよう、相談やサービス利用が完結することを目指したもので

す。

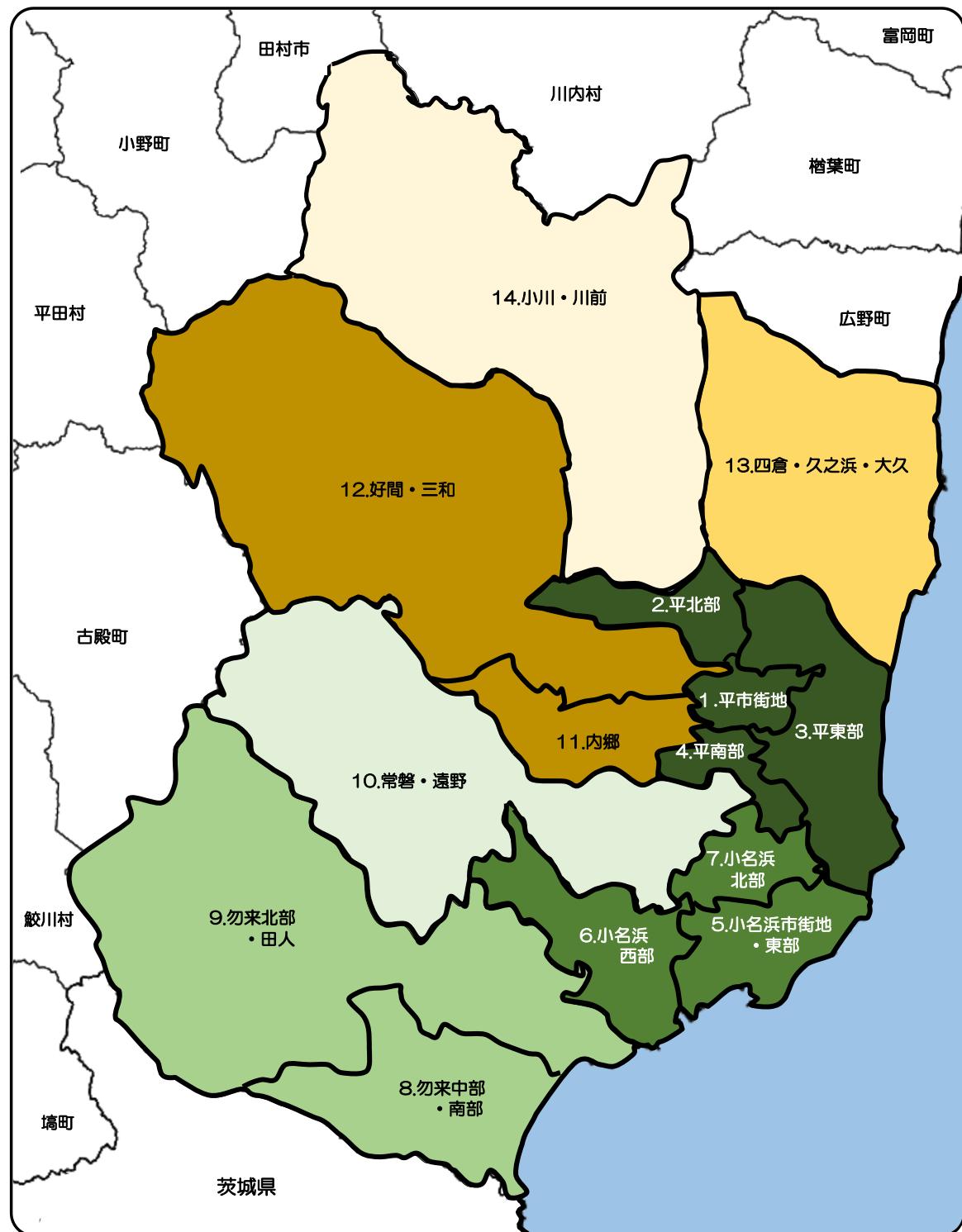
本市では行政区や小学校、公民館、支所、地区保健福祉センターなど、高齢者が日常生活活動を営む地域を考慮して、第4次計画策定時に14圏域を設定しています。

計画策定後は、圏域の基盤整備の状況や介護サービス需要を勘案し、施策を展開します。

図表1-4-1 本市の日常生活圏域一覧表

日常生活圏域名		地区・町名等
第1圏域	平市街地	平、北白土、南白土、谷川瀬、鎌田、明治団地、平成、内郷小島町、小島町
第2圏域	平北部	上平窪、中平窪、下平窪、中塩、四ツ波、幕ノ内、鯨岡、大室、赤井、石森
第3圏域	平東部	中山、小泉、上高久、下高久、塩、上神谷、中神谷、下神谷、上片寄、下片寄、豊間、薄磯、沼ノ内、神谷作、上山口、下山口、山崎、菅波、荒田目、上大越、下大越、藤間、泉崎、原高野、馬目、絹谷、北神谷、水品、鶴ヶ井
第4圏域	平南部	上荒川、下荒川、吉野谷、自由ヶ丘、郷ヶ丘、中央台、若葉台
第5圏域	小名浜市街地・東部	江名、折戸、中之作、永崎、小名浜、上神白、下神白、岡小名、南富岡、大原、洋向台、湘南台
第6圏域	小名浜西部	葉山、泉町、本谷、滝尻、下川、黒須野、玉露、泉ヶ丘、泉玉露、泉もえぎ台、泉滝尻、中部工業団地、渡辺町
第7圏域	小名浜北部	相子島、住吉、島、野田、岩出、林城、金成、玉川町、鹿島町
第8圏域	勿来中部・南部	錦町、勿来町、川部町、沼部町、三沢町、山玉町、瀬戸町、富津町
第9圏域	勿来北部・田人	植田町、後田町、仁井田町、高倉町、江畠町、添野町、石塚町、東田町、佐糠町、岩間町、小浜町、山田町、金山町、中岡町、南台、田人地区全域
第10圏域	常磐・遠野	常磐地区全域（若葉台を除く）、遠野地区全域
第11圏域	内郷	内郷地区全域（内郷小島町、小島町を除く）
第12圏域	好間・三和	好間地区全域、三和地区全域
第13圏域	四倉・久之浜・大久	四倉地区全域、久之浜・大久地区全域
第14圏域	小川・川前	小川地区全域、川前地区全域

図表1-4-2 本市の日常生活圏域



5 SDGs 推進と本計画の関係

SDGs（エスディージーズ）（Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、先進国を含む全世界共通の目標です。”地球上の誰一人として取り残さない”を基本理念に、国際社会全体の共通目標として、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの間に達成すべき17の目標と、169の具体的なターゲットで構成され、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組みが設定されています。

SDGsは国際的課題の解決に向けて世界的に取り組むものですが、それを達成するには、国はもとより、自治体、民間企業等の団体、それらを構成する一人ひとりの意識と行動が必要です。国のSDGs推進本部では「SDGs実施指針改定版（令和元年12月20日）」を定め、地方自治体には「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。

本計画においても、以下の目標（ゴール）を念頭に、達成に向けた施策を推進していきます。

図1-5-1 SDGsにおけるいわき市の高齢者福祉に関連する目標

	1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
	8. 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびデイセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する		10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする		13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
	16. 平和と公平をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する		17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 本市の高齢者をめぐる状況

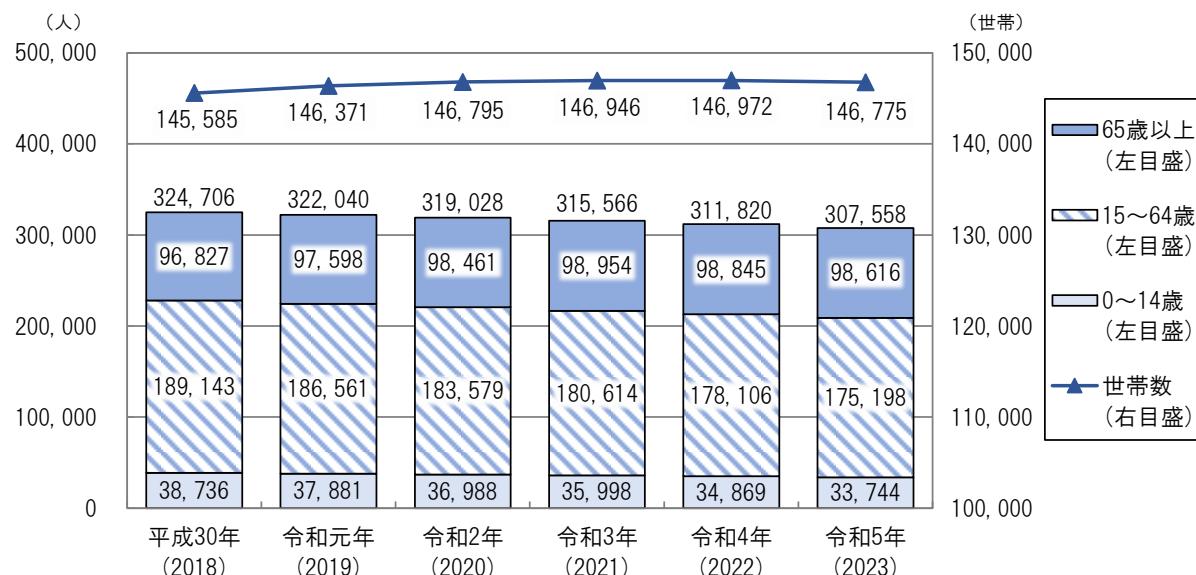
1 本市の人口と高齢者数の推移

(1) 人口と世帯の推移

本市の総人口は、平成 10 年をピークに減少しており、令和 5 (2023) 年 10 月 1 日現在で 307,558 人と、5 年前の平成 30 (2018) 年より 17,148 人、約 5.3% 減少しています。年齢 3 区分別に見ると、0~14 歳、15~64 歳人口は 5 年間で 18,937 人減少しましたが、65 歳以上の老人人口は 1,789 人増加しています。本市人口の減少数に比べて 64 歳以下の人口は大幅に減少しており、少子高齢化が急速に進行していることが確認できます。

また、世帯数は増加傾向にあり、世帯あたり人員は 5 年間で 2.23 人から 2.10 人となり、核家族化も進行しています。

図表 2-1-1 本市の人口・世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）



図表 2-1-2 本市の人口・世帯数の増加率と世帯あたり人員（各年 10 月 1 日現在）

	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
人口	324,706 人	322,040 人	319,028 人	315,566 人	311,820 人	307,558 人
人口増加率	-	-0.8%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.4 %
世帯数	145,585 世帯	146,371 世帯	146,795 世帯	146,946 世帯	146,972 世帯	146,775 世帯
世帯数増加率	-	0.5%	0.3%	0.1 %	0.0 %	-0.1 %
世帯あたり人員	2.23 人	2.20 人	2.17 人	2.15 人	2.12 人	2.10 人

出所:いわき市「住民基本台帳」※外国人を含む

(2) 高齢者数の推移

本市の高齢者数は、令和3（2021）年をピークに減少に転じましたが、令和5（2023）年10月1日現在の高齢化率は32.1%と増加傾向となっています。なお、5年間で65～74歳までの前期高齢者は959人減少し、75歳以上の後期高齢者は2,748人増加しています。

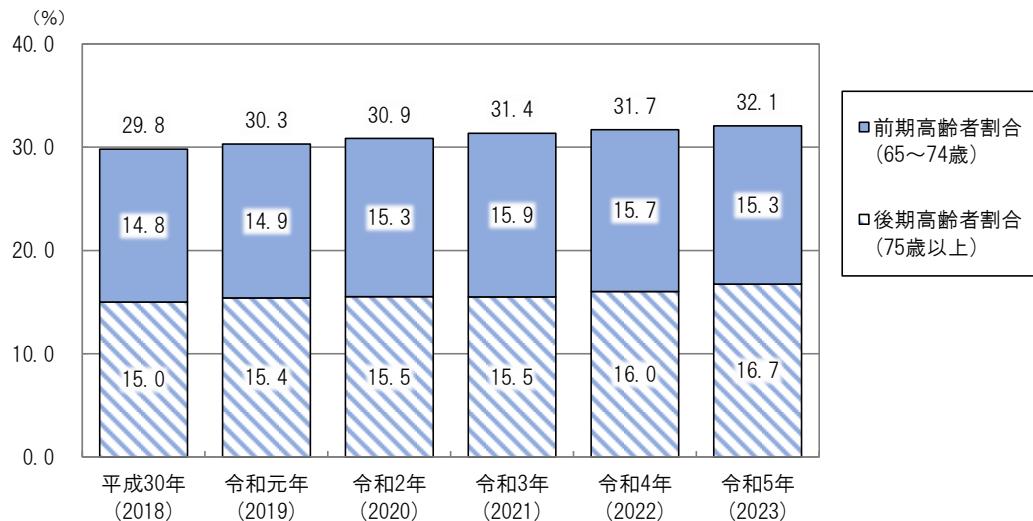
また、全国や福島県の値と比較すると、本市の令和5（2023）年1月1日現在の高齢化率（31.7%）は、福島県全体（32.0%）を下回りますが、全国（28.6%）と比較すると3.1ポイント高くなっています。

図表2-1-3 本市の高齢化の状況（各年10月1日現在）

		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総人口		324,706人	322,040人	319,028人	315,566人	311,820人	307,558人
高齢者数	人口	96,827人	97,598人	98,461人	98,954人	98,845人	98,616人
	対総人口比	29.8%	30.3%	30.9%	31.4%	31.7%	32.1%
前期高齢者数	人口	48,079人	48,014人	48,949人	50,047人	48,836人	47,120人
	対総人口比	14.8%	14.9%	15.3%	15.9%	15.7%	15.3%
後期高齢者数	人口	48,748人	49,584人	49,512人	48,907人	50,009人	51,496人
	対総人口比	15.0%	15.4%	15.5%	15.5%	16.0%	16.7%

※対総人口比は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合があります。

図表2-1-4 本市の総人口に占める前期・後期高齢者の割合（各年10月1日現在）



出所:いわき市「住民基本台帳」※外国人を含む

図表2-1-5 高齢化率の比較（令和5年1月1日現在）

	いわき市	福島県	全国
総人口	310,890人	1,841,244人	125,416,877人
高齢者数	98,677人	588,320人	35,888,947人
高齢化率	31.7%	32.0%	28.6%

出所:総務省「住民基本台帳人口に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」※外国人を含む

第2章 本市の高齢者をめぐる状況

高齢化の状況は、地区によっても差が見られ、令和5（2023）年10月1日現在における各地区の高齢化率は、小名浜地区では28.0%と市内で最も低い高齢化率であるのに対し、田人地区では51.9%、川前地区では54.0%と、高齢化率が50%を超えており、これらの高齢化率が高い地区では後期高齢者の割合も高く、田人地区、川前地区のほか、三和地区でも住民の4分の1以上が後期高齢者となっています。

また、5年前の平成30（2018）年の高齢化率と比較すると、全ての地区で増加していますが、中でも川前地区で大幅に増加しています。

図表2-1-6 本市の地区別の高齢化の状況（令和5年10月1日現在）

地区名	総人口	高齢者数	高齢化率	前期 高齢者数	前期高齢 者割合	後期 高齢者数	後期高齢 者割合	高齢化率 (平成30年)	高齢化率 の増減 (5年間)
平	85,532人	26,124人	30.5%	12,440人	14.5%	13,684人	16.0%	29.3%	1.2 ポイント
小名浜	76,044人	21,295人	28.0%	10,169人	13.4%	11,126人	14.6%	26.8%	1.2 ポイント
勿来	46,611人	15,397人	33.0%	7,030人	15.1%	8,367人	18.0%	32.2%	0.8 ポイント
常磐	31,174人	10,799人	34.6%	5,370人	17.2%	5,429人	17.4%	33.4%	1.3 ポイント
内郷	23,190人	7,700人	33.2%	3,713人	16.0%	3,987人	17.2%	31.7%	1.5 ポイント
四倉	13,134人	4,859人	37.0%	2,269人	17.3%	2,590人	19.7%	36.6%	0.4 ポイント
遠野	4,899人	2,042人	41.7%	1,055人	21.5%	987人	20.1%	39.3%	2.4 ポイント
小川	6,111人	2,363人	38.7%	1,158人	18.9%	1,205人	19.7%	36.2%	2.5 ポイント
好間	11,621人	3,829人	32.9%	1,925人	16.6%	1,904人	16.4%	31.9%	1.1 ポイント
三和	2,626人	1,262人	48.1%	584人	22.2%	678人	25.8%	45.7%	2.3 ポイント
田人	1,383人	718人	51.9%	319人	23.1%	399人	28.9%	49.4%	2.5 ポイント
川前	905人	489人	54.0%	230人	25.4%	259人	28.6%	48.0%	6.0 ポイント
久之浜・大久	4,328人	1,739人	40.2%	858人	19.8%	881人	20.4%	38.5%	1.7 ポイント
合計	307,558人	98,616人	32.1%	47,120人	15.3%	51,496人	16.7%	29.8%	2.3 ポイント

出所：いわき市「住民基本台帳」※外国人を含む

※高齢化率と前期高齢者の割合・後期高齢者の割合の合計は、端数処理により一致しない場合があります。

(3) 高齢者のみの世帯の状況

高齢者のみで構成される世帯の数は年々増加しており、令和5（2023）年10月1日現在で48,536世帯（総世帯数の33.1%）となっており、5年間で4,817世帯増加していますが、特に単身世帯の増加が顕著で、3,724世帯増加していることがわかります。また、単身世帯は高齢者世帯全体の60%以上を占めています。

図表2-1-7 本市の高齢者のみの世帯の状況（各年10月1日現在）

		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総世帯数		145,585世帯	146,371世帯	146,795世帯	146,946世帯	146,972世帯	146,775世帯
高齢者のみ の世帯	世帯数	43,719世帯	44,930世帯	46,096世帯	47,102世帯	47,909世帯	48,536世帯
	構成比	30.0%	30.7%	31.4%	32.1%	32.6%	33.1%
高齢者単身 世帯	世帯数	26,116世帯	26,971世帯	27,754世帯	28,505世帯	29,272世帯	29,840世帯
	構成比	17.9%	18.4%	18.9%	19.4%	19.9%	20.3%
高齢者のみ の世帯（単身 世帯を除く）	世帯数	17,603世帯	17,959世帯	18,342世帯	18,597世帯	18,637世帯	18,696世帯
	構成比	12.1%	12.3%	12.5%	12.7%	12.7%	12.7%

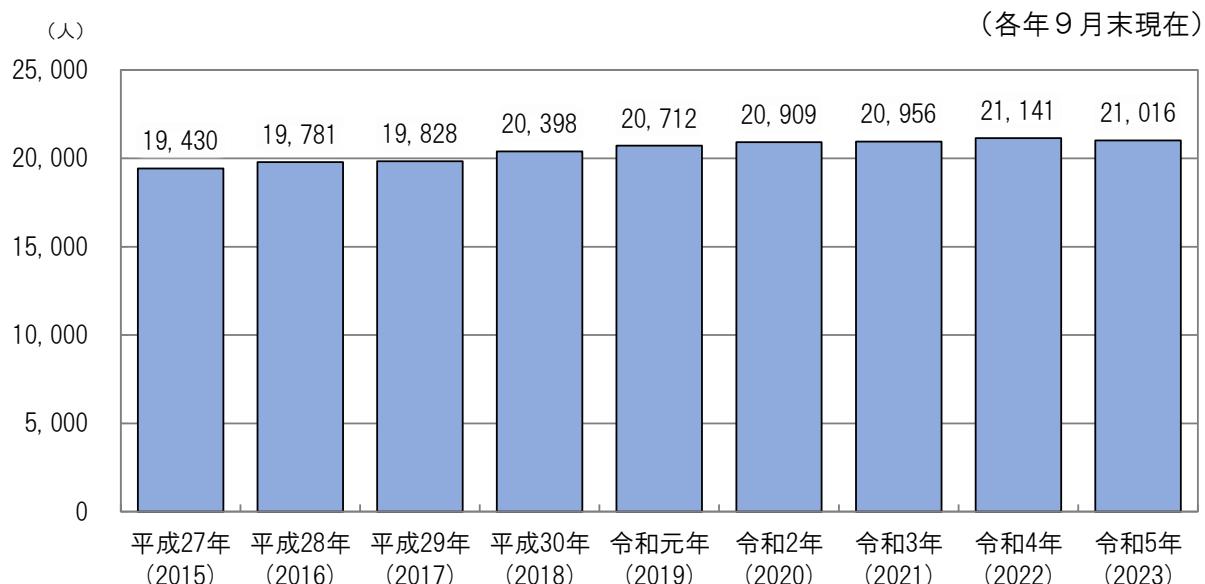
出所：いわき市「住民基本台帳」※外国人を含む

※構成比は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合があります。

(4) 要介護・要支援認定者数の推移

本市の要介護・要支援認定者数は介護保険制度創設以来増加傾向にあり、平成30（2018）年には20,000人を超えた。令和5年度は前年度に比べ減少していますが、今後も緩やかに増加すると見込まれます。

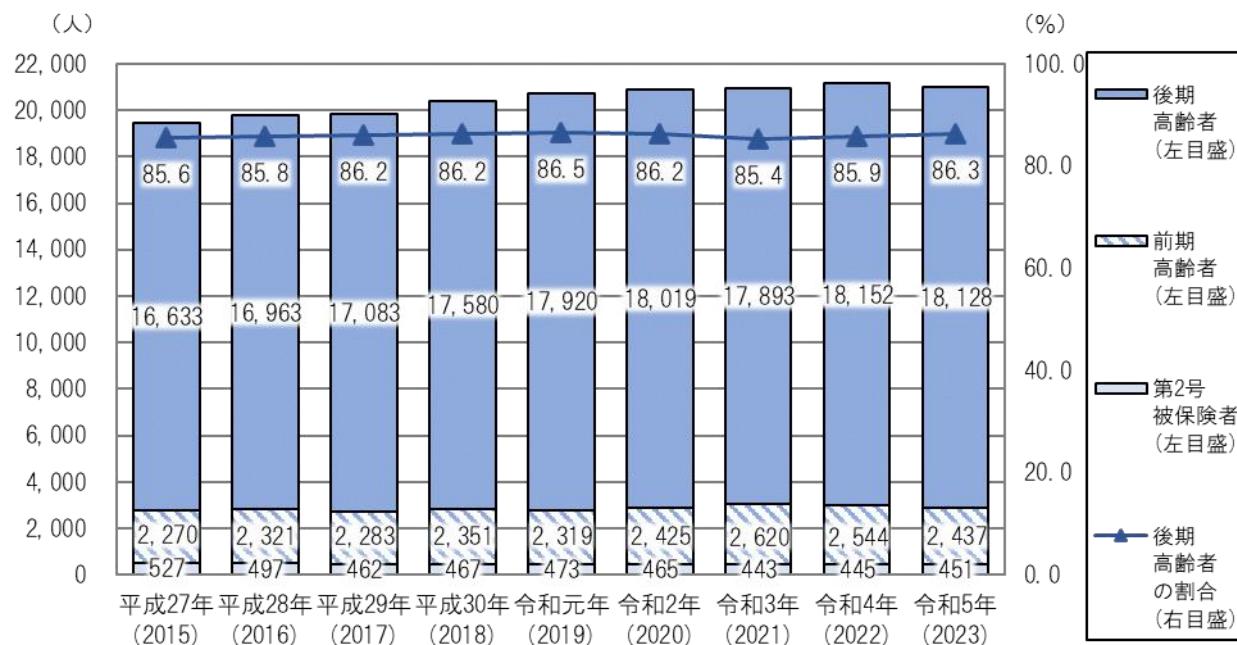
図表2-1-8 本市の要介護・要支援認定者数(第1号、第2号被保険者)の推移



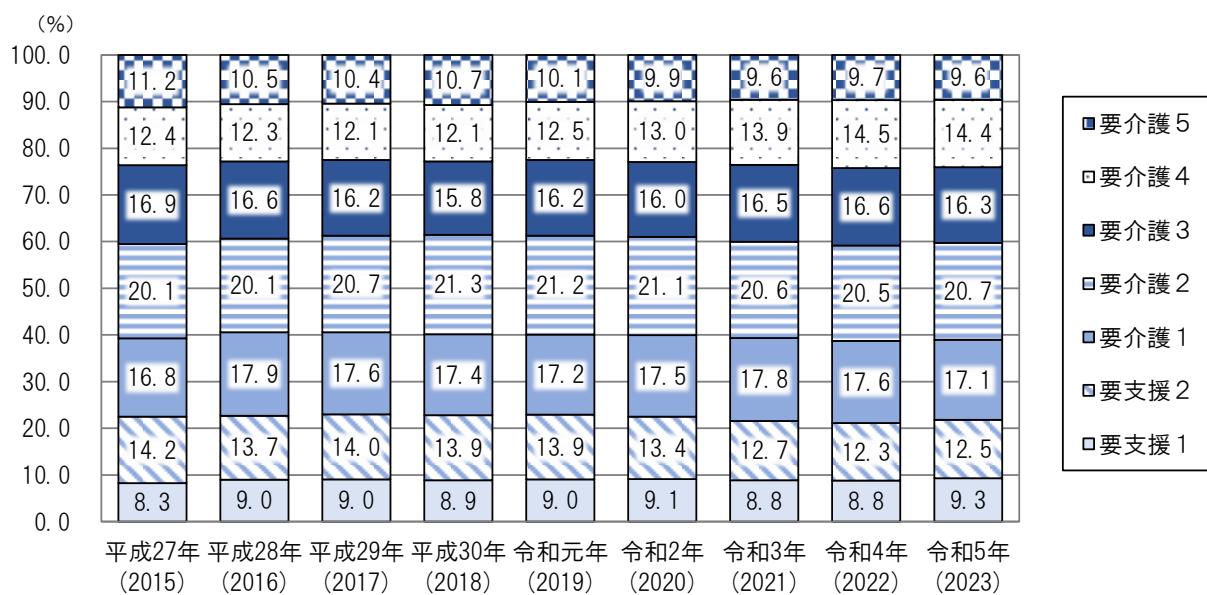
出所：厚生労働省「介護保険事業報告(月報)」

また、年齢階層別に要介護・要支援認定者数を見ると、後期高齢者における認定率は概ね 85～87%で推移していることがわかります。また、要介護度別に見ると、認定者総数における要支援 1・2 の認定者が全体の約 20%、要介護 1・2 が全体の約 40%と、要介護 2 以下の認定者で認定者全体の約 60%を占めていることがわかります。

図表 2-1-9 本市の年齢別要介護・要支援認定者数の推移（各年 9月末現在）



図表 2-1-10 本市の要介護度別の構成比（各年 9月末現在）



出所：厚生労働省「介護保険事業報告(月報)」

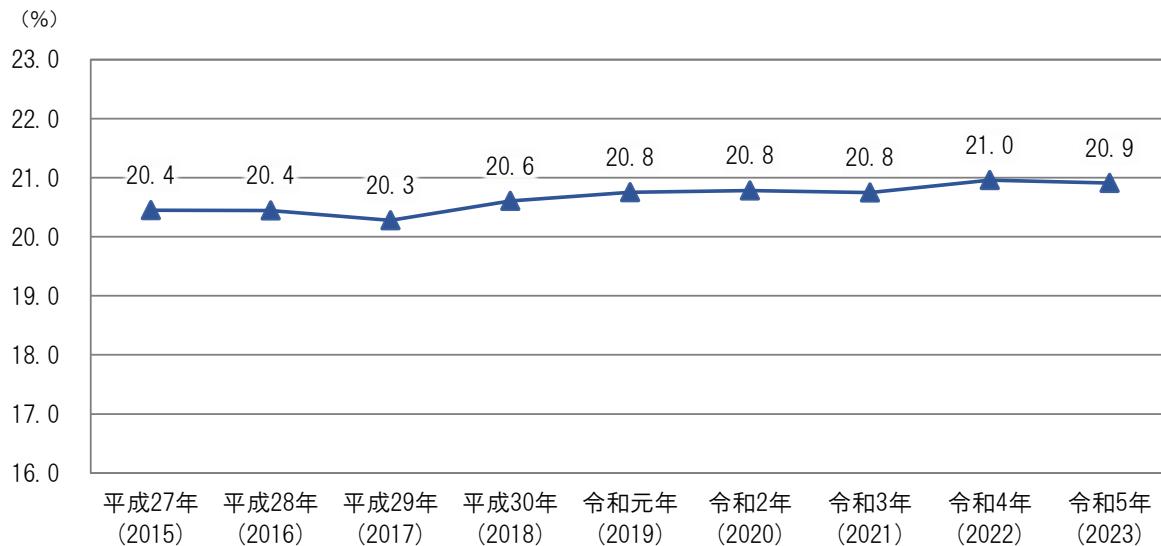
※構成比は、端数処理により内訳と合計が 100.0%にならない場合があります。

65歳以上の第1号被保険者数に占める要介護・要支援認定者数の割合（認定率）を見ると、平成29(2017)年までは横ばいで推移していましたが、その後は緩やかに増加し、令和5(2023)年9月末現在では20.9%となっています。

要介護・要支援認定率の推移を前期高齢者・後期高齢者別に見ると、前期高齢者の認定率は令和3(2021)年にかけて増加し5.2%となりましたが、以降は横ばいで推移しています。

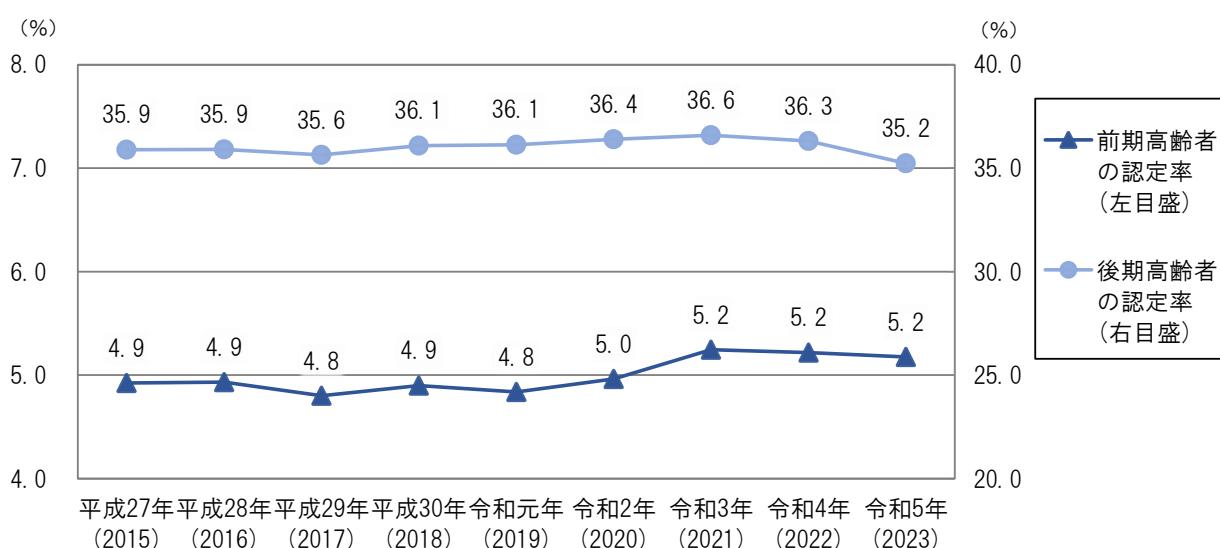
また、後期高齢者の認定率は、令和3(2021)年にかけて緩やかに増加しましたが、以降は減少に転じ、令和5(2023)年は平成26(2014)年と同水準となっています。

図表2-1-11 本市の第1号被保険者の要介護・要支援認定率（各年9月末現在）



※第1号被保険者の認定率：65歳以上の要介護・要支援者数を、第1号被保険者数で除した値

図表2-1-12 本市の第1号被保険者の要介護・要支援認定率(前期高齢者・後期高齢者別)(各年9月末現在)



出所：厚生労働省「介護保険事業報告(月報)」

※前期高齢者の認定率：65～74歳の要介護・要支援認定者数を、65～74歳の第1号被保険者数で除した値

※後期高齢者の認定率：75歳以上の要介護・要支援認定者数を、75歳以上の第1号被保険者数で除した値

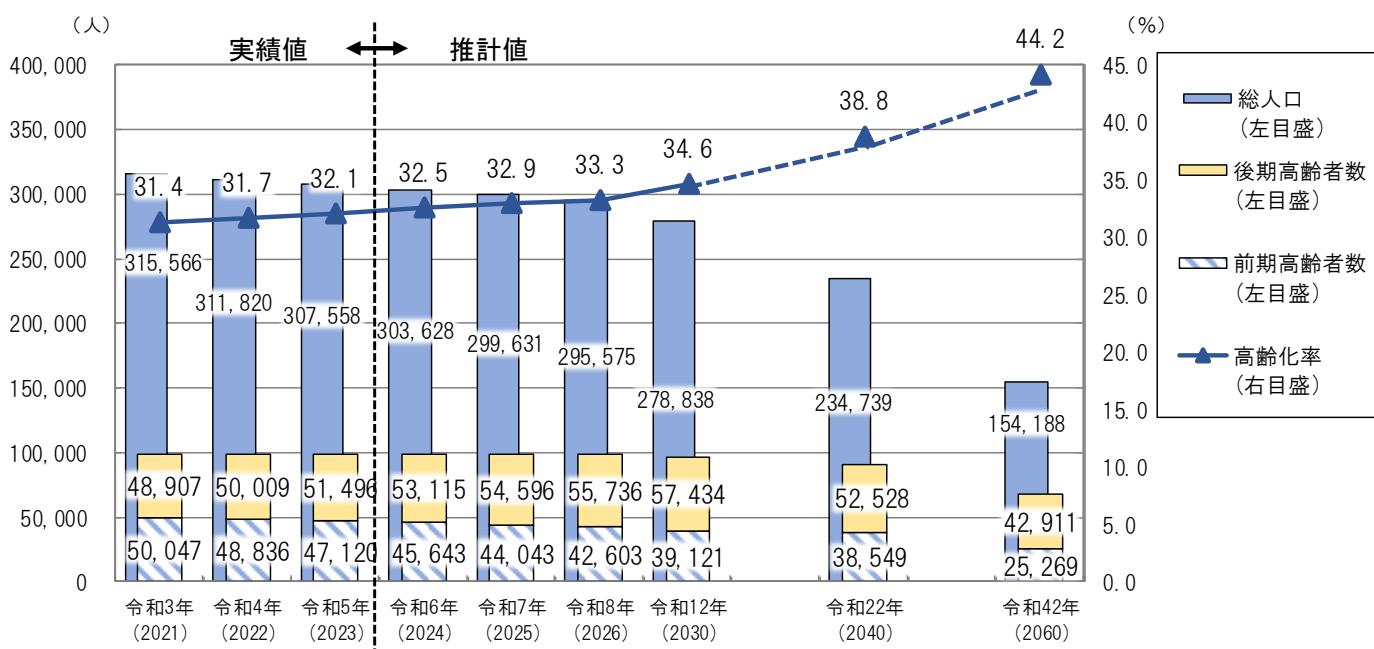
2 本市高齢者の将来像

(1) 人口の将来推計

本市の総人口は平成 10(1998)年の約 36 万人をピークに減少が続いている、令和 7(2025) 年には 30 万人を切り、団塊ジュニアが高齢者となる令和 22(2040) 年には約 23 万人に、その後令和 42(2060) 年には約 15 万人にまで減少することが予想されています。また、本市の高齢者数は、令和 3(2021) 年に 98,954 人とピークを迎え、現在は減少傾向にあります、総人口の減少スピードよりも緩やかであると推計されるため、高齢化率は今後も増加し続けることが見込まれます。

前期高齢者は、令和 3(2021) 年の 50,047 人をピークに今後減少していくことが予想されます。後期高齢者は今後も増加傾向が見込まれますが、令和 12(2030) 年に 57,434 人をピークとして以後、減少していくことが予想されます。一方で、高齢化率は今後も増加し続け、令和 22(2040) 年には 38.8%、令和 42 年(2060 年)には 44.2%となることが予想されています。

図表 2-2-1 本市人口の将来推計



図表 2-2-2 前期高齢者／後期高齢者の内訳

		令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和42年 (2060)
高齢者 (65 歳以上)	人 数	98,616 人	98,758 人	98,639 人	98,339 人	96,555 人	91,077 人	68,180 人
	総人口に占める割	32.1%	32.5%	32.9%	33.3%	34.6%	38.8%	44.2 %
前期高齢者 (65～74 歳)	人 数	47,120 人	45,643 人	44,043 人	42,603 人	39,121 人	38,549 人	25,269 人
	総人口に占める割	15.3%	15.0%	14.7%	14.4%	14.0%	16.4%	16.4%
後期高齢者 (75 歳以上)	人 数	51,496 人	53,115 人	54,596 人	55,736 人	57,434 人	52,528 人	42,911 人
	総人口に占める割	16.7%	17.5%	18.2%	18.9%	20.6%	22.4%	27.8%

出所:いわき市による推計値

※総人口に占める割合は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合があります。

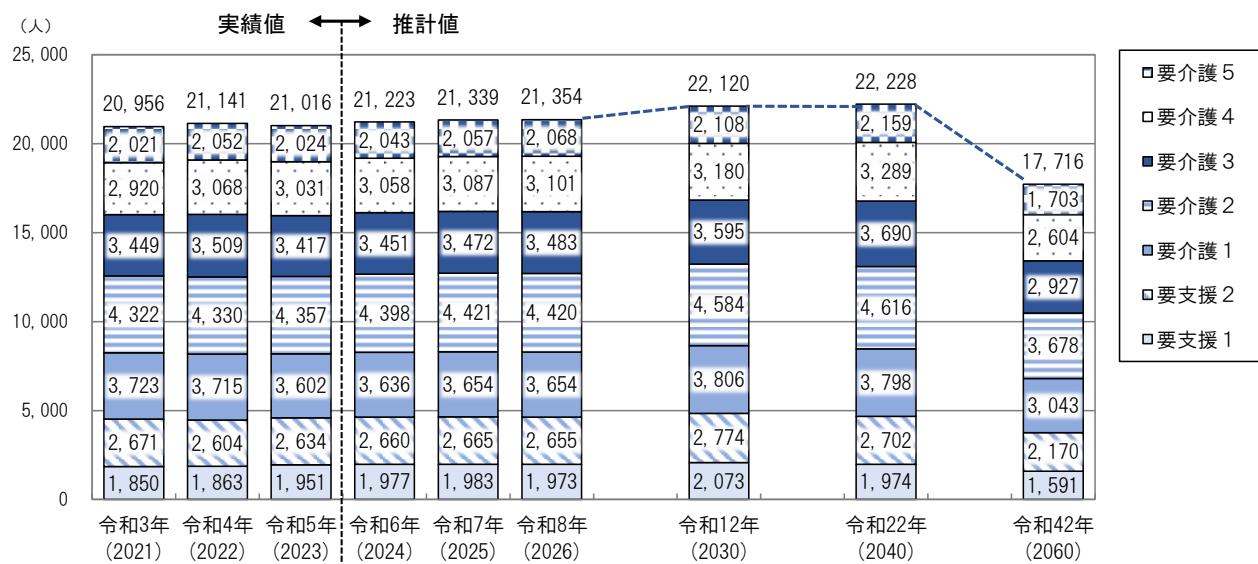
※介護保険に係る第 1 号被保険者(65 歳以上)数は「住民基本台帳」を基に算出しているため、市創生総合戦略で算出した数値とは異なる。

(2) 認定者数の将来推計

本市の要介護・要支援認定者数は、令和22（2040）年までは緩やかに増加することが見込まれますが、令和42（2060）年においては、認定者の多くを占める第1号被保険者人口の減少に伴い、17,716人まで減少することが予想されます。

なお、令和8（2026）年の第1号被保険者の認定率は、令和5（2023）年の20.9%から、21.3%に増加すると予想されています。現状の傾向が将来に渡って続いたと仮定すると、令和22（2040）年には24.0%、令和42（2060）年には25.7%になることが予想されています。・

図表2-2-3 本市の要介護・要支援認定者数(第1号、第2号被保険者)の将来推計



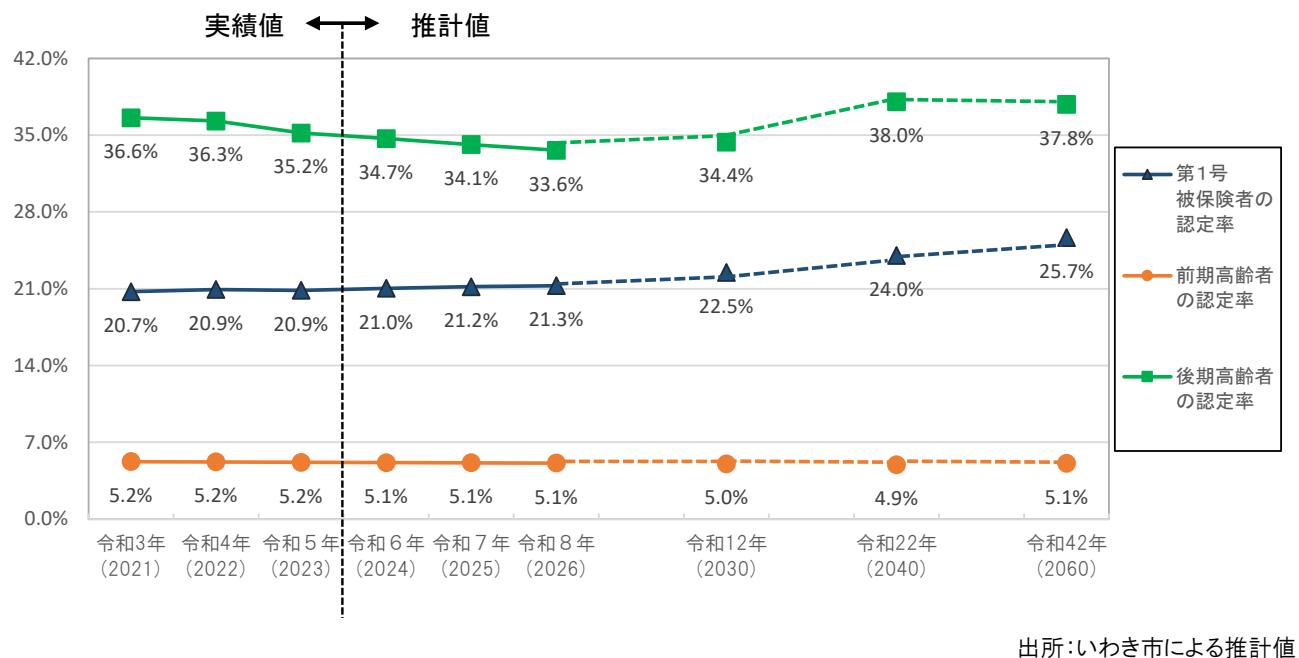
図表2-2-4 本市の要介護・要支援認定者数（第1号被保険者）の将来推計

	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和42年 (2060)
高齢者数	98,616人	98,758人	98,639人	98,339人	96,555人	91,077人	68,180人
認定者数（第1号被保険者）	20,565人	20,776人	20,898人	20,919人	21,709人	21,893人	17,504人
第1号被保険者の認定率	20.9%	21.0%	21.2%	21.3%	22.5%	24.0%	25.7%
前期高齢者数	47,120人	45,643人	44,043人	42,603人	39,121人	38,549人	25,269人
前期高齢者の認定者数	2,437人	2,347人	2,260人	2,176人	1,972人	1,907人	1,282人
前期高齢者の認定率	5.2%	5.1%	5.1%	5.1%	5.0%	4.9%	5.1%
後期高齢者数	51,496人	53,115人	54,596人	55,736人	57,434人	52,528人	42,911人
後期高齢者の認定者数	18,128人	18,429人	18,638人	18,743人	19,737人	19,986人	16,222人
後期高齢者の認定率	35.2%	34.7%	34.1%	33.6%	34.4%	38.0%	37.8%

出所:いわき市による推計値

※介護保険に係る第1号被保険者(65歳以上)数は「住民基本台帳」を基に算出しているため、市創生総合戦略で算出した
数値とは異なる。

図表2-2-5 本市の要介護・要支援認定率（第1号被保険者）の将来推計



第3章 第9次計画の進捗と評価

1 第9次計画の事業実績と評価

第9次計画においては、「2025年、2040年を見据えたビジョン」として第8次計画から発展的に継承する、「健康寿命の延伸」と「いわき市地域包括ケアシステムの深化・推進」を目指し再編した9つの視点に基づく取組みを行ってきました。各視点に位置づけた事業実績は、次表のとおりとなっています。

【第9次計画における9つの取組みの視点】

- 視点1 地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実
- 視点2 安心して暮らせる住まい環境の整備
- 視点3 地域で支える仕組みづくりの推進
- 視点4 健康づくり・介護予防の推進
- 視点5 生きがいづくりと社会参加の促進
- 視点6 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組みの強化
- 視点7 医療と介護の連携強化
- 視点8 認知症対策の推進
- 視点9 災害や感染症対策に係る体制整備

なお、第9次計画期間中においては、新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止のため他者との交流の機会が減少したことに加え、市の取組みにおいても、事業の中止や内容を見直して実施する事業も多く見られたため、目標値に達していない事業も見受けられます。

視点1：地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実

人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を見据え、地域包括ケアシステムの推進等に取り組んできましたが、目標値に達していない取組みが見受けられました。

「1 地域包括支援センター運営事業」について、高齢者の総合的な相談支援機関として、高齢者本人や関係者への支援を行いました。また、地域住民の課題を捉え、地域の社会資源と連携した「泉ヶ丘買い物お手伝い号」の立ち上げなど生活支援に資する仕組みづくりや、各地域の医師や薬剤師、ケアマネジャー等合同研修会の開催による多職種連携の強化、また、認知症地域支援推進員による認知症当事者とその家族が集う場の創出や地域の幅広い世代への普及啓発など、高齢者が住みよい地域づくりに取り組みました。

事業名	指標 (目標値)	第9次目標値			実績値・見込み値		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5見込み (2023)
1 地域包括支援センター運営事業	総合相談 対応件数	4,638 件	4,632 件	4,623 件	4,927 件	6,497 件	5,547 件
2 自殺対策事業	自殺死亡率 (人口10万人あたりの自殺死 亡者数)	令和5年度までに13.0以下			17.6	18.1	R6.9以降 に確定

第3章 第9次計画の進捗と評価

事業名	指標 (目標値)	第9次目標値			実績値・見込み値		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5見込み (2023)
3 障害者相談支援事業	相談件数	14,000 件	15,000 件	16,000 件	12,544 件	11,605 件	12,000 件
4 精神保健福祉対策事業 （こころの健康づくり）	心の健康相談 利用人数	108 人	108 人	108 人	63 人	61 人	80 人
5 地域ケア会議等事業	地域別計画 策定地区数	13 地区	13 地区	13 地区	13 地区	13 地区	13 地区
6 つながる・いわき事業	ポータルサイト 年間ページビュー 一数	200,000 PV	200,000 PV	200,000 PV	96,469 PV	77,754 PV	85,000 PV
7 公共施設やサービス等のユニバーサルデザインの推進 【ユニバーサルデザインひとつづくり推進事業】	やさしさ写真コンクール応募作品数	300 件	300 件	300 件	272 件	140 件	144 件
8 権利擁護支援事業	－	－	－	－	－	－	－
9 成年後見制度利用支援事業	成年後見市長 申立ての件数	40 件	40 件	40 件	28 件	27 件	30 件
	後見人報酬 助成件数	28 件	28 件	28 件	32 件	35 件	56 件
10 消費者教育推進事業	消費者教育推進 講座実施回数	42 回	42 回	42 回	48 回	51 回	53 回
11 消費者被害防止事業	出前講座 実施回数	20 回	20 回	20 回	13 回	31 回	28 回
12 市民に対する一次・二次医療体制 の啓発	－	－	－	－	－	－	－
13 在宅医療出前講座（共催事業）の 開催	開催地区	7 地区	7 地区	7 地区	コロナ感染症 蔓延防止のため 開催無し	7 地区	7 地区
	参加者数	300 人	300 人	300 人	コロナ感染症 蔓延防止のため 開催無し	242 人	300 人
14 合葬式墓地管理運営事業	－	－	－	－	－	－	－
15 生活困窮者自立相談支援事業	新規相談 受付件数	576 件	576 件	576 件	1,495 件	584 件	576 件

視点2：安心して暮らせる住まい環境の整備

支援の必要な高齢者が、必要な介護サービス等を利用しながら住み慣れた地域で暮らすことができるよう、サービス基盤や住まい環境の整備に取り組んできましたが、目標値に達していない取組みが見受けられました。

多様なニーズに対応するためのサービス基盤の整備は概ね達成していますが、「4 特定施設入居者生活介護」及び「20 地域密着型介護老人福祉施設」においては、施設整備に向け公募を実施しましたが、物価高騰や資材不足などの社会情勢の影響もあり目標値には至らない結果となりました。今後は、令和22（2040）年とその先を見据えた視点や地域ニーズを踏まえ、必要となる施設を整備していくとともに、整備する事業所への支援が必要と考えられます。

また、「1 介護老人福祉施設」及び「20 地域密着型介護老人福祉施設」については、入所待機者数が多数であることから、必要数を見極め、整備していく必要があります。

さらに、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくためには、要介護者の在宅生活の継続や介護者の負担軽減を図るサービスの充実が重要となります。なかでも、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は介護者の離職を防ぐサービスとして重要ですが、第9次計画期間中においても、このサービスを提供する事業者がない状況です。このため、サービス提供事業者のより一層の参入促進を図るとともに、高齢者の在宅生活が継続できる環境づくりが必要と考えられます。

事業名	指標 (目標値)	第9次目標値			実績値・見込み値		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5見込み (2023)
1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備	ショートステイ床からの転換	20床	0床	0床	5床	5床	10床
2 介護老人保健施設の整備	-	-	-	-	-	-	-
3 介護医療院の整備	整備床数	0床	39床	46床	0床	19床	0床
4 特定施設入居者生活介護の整備	整備床数	0床	120床	0床	0床	88床	0床
5 サービス付き高齢者向け住宅の登録	登録件数	1件	1件	1件	0件	2件	1件
6 養護老人ホームの運営	措置人數 (年間延)	2,040人	2,040人	2,040人	1,738人	1,678人	1,600人
7 軽費老人ホームへの補助	施設数	6施設	6施設	6施設	6施設	6施設	6施設
8 老人保護措置の実施	措置人數 (年間延)	912人	912人	912人	1,738人	1,678人	1,600人
9 老人短期入所運営事業	措置人數 (年間延)	12人	12人	12人	0人	0人	0人
10 高齢者緊急一時保護事業	-	-	-	-	8人	6人	5人
11 民間社会福祉施設整備利子補助金による助成	対象施設数	8施設	7施設	7施設	8施設	7施設	6施設
12 高齢者向け優良賃貸住宅助成事業	入居率	95%	95%	95%	91%	88%	88%

事業名	指標 (目標値)	第9次目標値			実績値・見込み値		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5見込み (2023)
13 高齢者住宅リフォーム給付事業	給付件数	100 件	100 件	100 件	92 件	101 件	100 件
14 住宅改修相談支援等事業	相談件数	129 件	129 件	129 件	120 件	141 件	117 件
15 高齢者住宅改造支援事業	検査件数	100 件	100 件	100 件	92 件	105 件	100 件
16 要介護老人介護手当の支給	支給人数	540 人	540 人	540 人	497 人	457 人	450 人
17 家族介護用品給付事業	支給人数	157 人	157 人	157 人	167 人	179 人	190 人
18 都市機能誘導施設等整備促進事業	－	－	－	－	現状維持	現状維持	現状維持
19 住宅セーフティネット推進事業	－	－	－	－	－	－	－
20 地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム) の整備	整備床数	0 床	58 床	58 床	0 床	0 床	0 床
21 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) の整備	整備床数	0 床	36 床	36 床	842 件	842 件	842 件

視点3：地域で支える仕組みづくりの推進

多様な生活支援ニーズに対応できる仕組みづくりや地域での支え合いの機運の醸成に取り組んできましたが、目標値に達していない取組みが見受けられました。

「1 住民支え合い活動づくり事業」や「10 避難行動要支援者避難支援事業」は目標値に達しなかったことから、今後も取組みの周知を図り、介護保険によらない生活支援サービスの創出や、災害発生時の避難支援体制の一層の構築が求められます。

事業名	指標 (目標値)	第9次目標値			実績値・見込み値		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5見込み (2023)
1 住民支え合い活動づくり事業	第3層協議体設置数	13 団体	13 団体	13 団体	4 団体	2 団体	3 団体
2 みんなで創る地域交通支援事業	実施地域	2 地域	3 地域				
3 地域共生社会まちづくり事業	補助金交付事業数	2 件	2 件	2 件	2 件	1 件	3 件
4 配食サービス事業	延利用食数	216,000 食	236,000 食	258,000 食	208,455 食	217,667 食	231,200 食
5 老人日常生活用具給付事業	給付件数	40 件	40 件	40 件	20 件	26 件	30 件
6 訪問理美容サービス運営事業	延利用者数	255 人	255 人	255 人	236 人	212 人	200 人
7 寝具乾燥消毒サービス事業	延利用者数	56 人	56 人	56 人	64 人	58 人	60 人

事業名	指標 (目標値)	第9次目標値			実績値・見込み値		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5見込み (2023)
8 緊急通報システム事業	設置件数	842 件	842 件	842 件	713 人	657 人	640 人
9 高齢者等救急医療情報キット配布事業	配布数	400 セット	400 セット	400 セット	445 セット	232 セット	350 セット
10 避難行動要支援者避難支援事業	登録者数（同意ありの者）	9,500 人	10,300 人	11,100 人	7,945 人	7,660 人	8,332 人
11 はいかい高齢者等SOSネットワーク事業	協力団体数	85 団体	87 団体	89 団体	83 団体	94 団体	96 団体
12 いわき見守りあんしんネット連絡会を通した見守り・声かけ活動	いわき見守りあんしんネット連絡会登録団体数	85 团体	87 团体	89 団体	83 団体	94 团体	96 团体
13 障害者相談支援事業※再掲	相談件数	14,000 件	15,000 件	16,000 件	12,544 件	11,605 件	12,000 件
14 住宅セーフティネット推進事業※再掲	－	－	－	－	－	－	－

視点4：健康づくり・介護予防の推進

高齢者自身の健康づくりや介護予防に向けた意識醸成に取り組んできましたが、目標値に達していない取組みが見受けられました。

「17 介護予防・生活支援サービス事業」は、生活援助サービス従事者の養成は進んでいるものの、制度への理解不足などから利用者及び事業者が増加しない要因となっています。

事業名	指標 (目標値)	第9次目標値			実績値・見込み値		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5見込み (2023)
1 健康診査	健康診査受診率	27.0%	27.5%	28.0%	19.10%	22.62%	21.70%
2 健康手帳の交付	－	－	－	－	－	－	－
3 健康教育	開催回数	50 回	125 回	250 回	33 回	49 回	88 回
4 健康相談	開催回数	50 回	125 回	250 回	33 回	49 回	88 回
5 健診結果説明会	開催回数	13 回	13 回	13 回	5 回	13 回	14 回
6 訪問指導	訪問指導延件数（生活習慣病・介護予防）	600 件	1,500 件	3,000 件	162 件	740 件	1,480 件
7 予防接種事業（高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌）	－	－	－	－	－	－	－

第3章 第9次計画の進捗と評価

事業名	指標 (目標値)	第9次目標値			実績値・見込み値		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5見込み (2023)
8 結核予防事業	集団検診における、胸部レントゲンの受診率	30%	30%	30%	17.8%	21.8%	30.0%
9 健康推進員育成支援事業	健康推進員育成数	123人	123人	123人	120人	116人	114人
10 健康いわき21計画推進事業	－	－	－	－	－	－	－
11 いわき市保健委員の育成・支援	－	－	－	－	－	－	－
12 食育推進事業	委員会開催回数	2回	4回	3回	1回	2回	3回
13 健康・栄養推進事業	研修会実施回数	2回	2回	2回	1回	2回	2回
14 口腔・栄養ケア推進事業	訪問口腔・訪問栄養指導件数	180件	180件	180件	29件	28件	25件
15 たばこ対策事業	健康教育等の実施回数及び参加者数	健康教育 3回 300人	健康教育 3回 300人	健康教育 5回 413人	健康教育 3回 112人	健康教育 2回 100人	健康教育 2回 100人
16 さかなの日魚食普及推進事業	公民館料理教室開催回数	24回	24回	24回	22回	27回	12回
17 介護予防・生活支援サービス事業	生活援助サービス事業所数	25事業所	30事業所	35事業所	21事業所	18事業所	21事業所
	通所型短期集中予防サービス事業所数	5事業所	6事業所	7事業所	4事業所	1事業所	2事業所
18 いわき市シルバーリハビリ体操事業	指導士養成数	96人	96人	96人	20人	29人	52人
19 介護予防ハイリスク者把握事業	個別訪問件数	500件	500件	500件	934件	582件	380件
20 介護予防ケアマネジメント支援会議	要介護度の維持・改善率	対象者数の50%	対象者数の55%	対象者数の60%	対象者数の75%	対象者数の75%	対象者数の75%
21 介護保険サービス(リハビリテーション、機能訓練、口腔や栄養に係る取組みの強化)	－	－	－	－	－	－	－
22 つどいの場創出支援事業	月2回以上開催する団体の割合	65%	70%	75%	63%	66%	75%
	高齢者参加率	10%	10%	10%	8%	7%	10%
23 介護予防意識の普及・啓発	健康教室及び相談会開催回数	90回	90回	90回	58回	110回	90回
	健康教室及び相談会参加人数	1,440人	1,440人	1,440人	564人	1,065人	1,440人
24 三和ふれあい館運営事業	施設利用者数	23,900人	23,900人	23,900人	11,898人	25,270人	24,500人

事業名	指標 (目標値)	第9次目標値			実績値・見込み値		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5見込み (2023)
25 老人福祉センター等施設整備事業	利用者数	35,200人	35,200人	35,200人	7,860人	12,388人	13,626人
26 住民支え合い活動づくり事業 ※再掲	第3層協議体設置数	13団体	13団体	13団体	4団体	2団体	3団体

視点5：生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が生きがいや役割を持ちながら生活できるよう地域社会との交流や社会貢献の場等への参加促進に取り組んできましたが、目標値に達していない取組みが見受けられました。

「10 地区敬老会」については、新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、令和2年度から令和4年度までは中止となり、令和5年度には参加者は少ないものの再開しました。

また、老人クラブ等による活動やスポーツ大会であるシルバーピアード、施設でのボランティア受け入れなど、高齢者の活動の場が再開されています。

事業名	指標 (目標値)	第9次目標値			実績値・見込み値		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5見込み (2023)
1 いきいきシニアボランティアポイント事業	参加者数	1,200人	1,500人	2,000人	946人	933人	1,000人
2 公民館での高齢者を対象とした学級・講座の開催 【教育活動推進事業】	講座数	44講座	44講座	44講座	34講座	44講座	40講座
	参加人数	1,320人	1,320人	1,320人	584人	784人	681人
3 防犯まちづくり推進事業	防犯パトロール用品無償貸与数	40件	40件	40件	8件	6件	40件
4 高齢者等肉用雌牛貸付事業	貸付頭数	5頭	5頭	5頭	2頭	0頭	0頭
5 老人クラブの育成・支援	老人クラブ数	92クラブ	92クラブ	92クラブ	86クラブ	76クラブ	69クラブ
	会員数	3,855人	3,855人	3,855人	3,465人	3,014人	2,742人
6 シルバーフェア（シルバー文化祭）の開催	作品の出品数	382点	382点	382点	350点	431点	382点
	参加者数	249人	249人	249人	390人	470人	249人
	入場者数	430人	430人	430人	383人	493人	430人
7 世代間交流事業「知恵と技の交歓教室」の実施	参加人数	1,000人	1,000人	1,000人	221人	248人	1,000人
8 シルバーピアードの開催	参加人数	700人	700人	700人	未実施	300人 (一部未実施)	700人
9 シルバーレクリエーションの推進	補助件数	3件	3件	3件	0件	1件	3件
10 地区敬老会の開催	入場者数	4,200人	4,200人	4,200人	未実施	未実施	1,110人

第3章 第9次計画の進捗と評価

事業名	指標 (目標値)	第9次目標値			実績値・見込み値		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5見込み (2023)
11 敬老祝金の支給	支給率	100%	100%	100%	91%	93%	100%
12 生涯スポーツの普及事業	スポーツ教室等 参加者数	3,700人	3,700人	3,700人	406人	2,140人	3,300人
13 つどいの場創出支援事業 ※再掲	月2回以上 開催する 団体の割合	65%	70%	75%	63%	66%	75%
	高齢者参加率	10%	10%	10%	8%	7%	10%
14 いわき市シルバーリハビリ体操事 業※再掲	指導士養成数	96人	96人	96人	20人	29人	52人
15 住民支え合い活動づくり事業 ※再掲	第3層協議体 設置数	13団体	13団体	13団体	4団体	2団体	3団体
16 三和ふれあい館運営事業※再掲	施設利用者数	23,900人	23,900人	23,900人	11,898人	25,270人	24,500人
17 老人福祉センター等施設整備事業 ※再掲	利用者数	35,200人	35,200人	35,200人	7,860人	12,388人	13,626人
18 さかなの日魚食普及推進事業 ※再掲	公民館 料理教室 開催回数	24回	24回	24回	22回	27回	12回
19 シルバー人材センターの活動支 援	延就業人数	83,726人	83,726人	83,726人	86,971人	88,334人	95,000人

視点6：介護人材の確保・育成と介護サービスの充実

介護人材の確保・育成と介護現場の業務効率化に向け取り組んできましたが、目標値に達していない取組みが見受けられました。

「6 介護相談員派遣事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和2年度から4年度は派遣を中断していましたが、令和5年度から25事業所で再開しました。今後、事業者へ派遣について打診するなど、取組みを進めます。

事業名	指標 (目標値)	第9次目標値			実績値・見込み値		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5見込み (2023)
1 介護人材育成事業	出前講座 開催回数	10回	10回	10回	1回	2回	3回
2 高校生就職支援事業	参加生徒延人数 (全業種)	3,000人	3,000人	3,000人	1,689人	2,270人	3,161人
3 福祉介護人材定着支援事業	受講者数	100人	100人	100人	22人	50人	50人

事業名	指標 (目標値)	第9次目標値			実績値・見込み値		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5見込み (2023)
4 資格取得の支援	事業対象者の養成機関卒業時就職率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
5 介護給付等費用適正化事業	ケアプランの点検件数	300 件	350 件	400 件	486 件	335 件	400 件
6 介護相談員派遣事業	派遣事業所数	55 事業所	55 事業所	55 事業所	未実施	未実施	25 事業所
7 介護予防・生活支援サービス事業※再掲	生活援助サービス事業所数	25 事業所	30 事業所	35 事業所	21 事業所	18 事業所	21 事業所
	通所型短期集中予防サービス事業所数	5 事業所	6 事業所	7 事業所	4 事業所	1 事業所	2 事業所
8 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援【地域医療介護総合確保基金】	—	—	—	—	—	—	—
9 外国人介護人材受入れ施設拡充のための支援の検討	—	—	—	—	—	—	—

視点7：医療と介護の連携強化

医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療・介護の連携に取り組み、目標値を概ね達成しました。

「1 いわき医療圏退院調整ルールの運用」について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により目標値に達していない年度がありましたが、概ね達成できていると評価できるため、引き続き運用アンケートや運用評議会議の実施により、運用状況の把握・改善に努めていきます。

また、「2 在宅医療推進のための多職種研修会」は、対面開催だけでなくオンラインでも配信することで参加者が増加しました。

事業名	指標 (目標値)	第9次目標値			実績値・見込み値		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5見込み (2023)
1 いわき医療圏退院調整ルールの運用	退院調整率(退院時に病院からケアマネジャーに連絡があった割合)	90%	93%	95%	90.0%	86.2%	90.0%
2 在宅医療推進のための多職種研修会(共催事業)の開催	受講者数	120 人	120 人	120 人	196 人	295 人	210 人
3 在宅医療出前講座(共催事業)の開催※再掲	開催地区	7 地区	7 地区	7 地区	コロナ感染症蔓延防止のため開催無し	7 地区	7 地区
	参加者数	300 人	300 人	300 人	—	242 人	300 人

視点8：認知症対策の推進

認知症の状態像に合わせた医療・介護等サービスの提供体制の構築・連携を図るとともに、認知症に対する正しい知識と理解の普及に取り組んできましたが、目標値に達していない取組みが見受けられました。

「1 認知症多職種協働研修会」は、参加職種の広がりが課題であるため、研修内容や開催環境を工夫します。

また、「4 オレンジカフェ以和貴」は、キッチンカーを利用することで介護施設等の少ない中山間地区での開催が可能となったことや、屋外での開催によりコロナ禍においても制限なく開催できたことなどにより、参加機会が確保されたことから、概ね目標を達成しました。

事業名	指標 (目標値)	第9次目標値			実績値・見込み値		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5見込み (2023)
1 認知症多職種協働研修会	開催回数	2回	2回	2回	2回	1回	1回
	参加人数	150人	150人	150人	340人	35人	50人
2 認知症サポーター養成講座	認知症サポーター養成数	3,000人	3,000人	3,000人	704人	923人	1,000人
3 認知症地域支援推進員の配置	配置人数	9人	9人	9人	3人	3人	5人
4 オレンジカフェ以和貴	開催箇所	14か所	14か所	14か所	12か所	13か所	13か所
	開催回数	168回	168回	168回	73回	128回	156回
5 認知症初期集中支援チーム	対応件数	40件	40件	40件	13件	9件	10件
6 はいかい高齢者等SOSネットワーク事業※再掲	協力団体数	85団体	87団体	89団体	83団体	94団体	96団体
7 徘徊高齢者家族支援サービス事業	利用件数	9件	9件	9件	2件	2件	2件
8 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備※再掲	整備床数	0床	36床	36床	0床	36床	36床
9 本人ミーティング	-	-	-	-	-	-	-

視点9：災害や感染症対策に係る体制整備

災害や感染症から高齢者を守るために、関係機関との協力体制の構築や地域での支え合いの意識醸成、平時からの備えの充実に向け取組みを進めてきました。

近年、台風や豪雨による水害により、甚大な被害が多く発生しています。このような災害のリスクが高まるなか、高齢者が安心・安全に生活できるよう、平時から災害に対する備えを万全にするとともに、災害時に重要な自助・共助の意識の醸成に取り組みながら、引き続き支援体制の整備を図ることが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした様々な感染症に対し、マスク等の衛生用品の備蓄を促すとともに、関係機関と連携した感染防止対策が適切に実施できるような体制づくりが重要となります。

事業名	指標 (目標値)	第9次目標値			実績値・見込み値		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5見込み (2023)
1 避難行動要支援者避難支援事業 ※再掲	登録者数	9,500人	10,300人	11,100人	7,945人	7,660人	8,332人
2 緊急通報システム事業※再掲	設置件数	842件	842件	842件	713人	657人	640人
3 いわき見守りあんしんネット連絡会を通した見守り・声かけ活動 ※再掲	「いわき見守りあんしんネット連絡会」登録団体数	85団体	87団体	89団体	83団体	94団体	96団体
4 高齢者等救急医療情報キット配布事業※再掲	配布数	400セット	400セット	400セット	445セット	232セット	350セット
5 予防接種事業（高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌） ※再掲	—	—	—	—	—	—	—
6 結核予防事業 ※再掲	集団検診における、胸部レントゲンの受診率	30%	30%	30%	17.8%	21.8%	30.0%

2 第9次計画の評価と課題

(1) 総括

第9次計画では、「健康寿命の延伸」と「いわき市地域包括ケアシステムの深化・推進」を目指して取り組んできました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により社会活動が停滞するなか、目標値に達していない取組みが多くありましたが、令和5年5月の5類感染症移行後は徐々に成果が回復した取組みも見受けられます。

「健康寿命の延伸」については、高齢者一人ひとりが自らの健康づくりや介護予防に取り組むことが欠かせませんが、コロナ禍により高齢者の参加が制限され、運動等の機会の喪失が続いていた高齢者も多く見られました。

「地域包括ケアシステムの深化・推進」については、地域の実情に応じた施設の整備や、医療・介護・福祉の多職種専門職との連携強化、日常生活に支援が必要となった高齢者を包括的に支えるサービスの充実に取り組みました。市内的一部地域においては、地域の社会資源と連携した高齢者の生活支援の仕組みづくりが図られています。

各取組みについては、住宅改修相談支援事業など各種相談に関する取組み等が概ね目標値を達成していることから、制度周知等の取組みにより、地域住民の意識醸成、関係機関の連携が図られているものと評価できます。

また、研修会におけるオンライン開催など新たな手法を取り入れた結果、参加者が増加した取組みもあり、他の取組みにおいても状況に応じた柔軟な対応が有効であると考えられます。

サービス提供基盤について、物価高騰や資材不足などの社会情勢や介護人材不足の影響により、介護サービス施設の整備が、一部目標に達しておらず、さらに、在宅生活の継続に必要となる定期巡回・随時対応型訪問介護看護は提供事業者がない状況となっています。

これらの取組みの結果、「健康寿命の延伸」と「いわき市地域包括ケアシステムの深化・推進」については一定の成果は得られていると評価できますが、一方では高齢者の生活を支えるサービスの不足などの課題が見られるため、課題解決に向けた取組みを進めていく必要があります。

(2) 取り組むべき課題

本市の高齢化率は、令和5（2023）年の32.1%から、令和22（2040）年に38.8%まで増加することが予想されています。また、要介護・要支援認定率も後期高齢者の増加に伴い、令和5（2023）年の20.9%から令和22（2040）年には24.0%に増加することが予想されており、高齢者の約4人に1人は何らかの支援が必要になります。このため、「つどいの場」や「いわき市シルバーリハビリ体操」など、要介護・支援状態になることを遅らせる介護予防の取組みや、既に認定を受けている高齢者の重度化予防に資する取組みを、誰もが参加しやすい環境整備と場の継続を図りながら、今後も広く推進する必要があります。

また、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくためには、要介護者の在宅生活の継続支援や家族等介護者の負担軽減を図るサービスの充実が重要となります。なかでも、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は利用者の生活状況に応じて柔軟なサービスが受けられるため、家族の介護離職を防ぐ介護保険サービスの1つとして有用であることから、サービス提供事業者の参入促進を図ることが必要と考えられます。なお、介護サービスの需要は年々増加しているものの、生産年齢人口の減少のほか労働条件や職場環境等の様々な要因による介護人材の不足が指摘されています。高齢者が自分らしく暮らし続けられるためには、サービス提供基盤の整備が重要となります。これを推進するためには、厳しい状況が続く介護人材の確保と育成に向けた取組みに加え、介護業務の効率化が非常に大きな課題であると考えます。更に、特に高齢化が顕著な中山間地域の日々の暮らしを支える取組みも重要です。

今後も、高齢者や障がい者、子どもなどに関わらず、誰もが役割をもって地域で活躍する「地域共生社会」の実現を見据えながら、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で健康に安心して暮らし続けていくために、自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取組みの充実や、医療と介護の連携、認知症バリアフリーのまちづくりの推進等、地域全体で地域包括ケアシステムの一層の深化・推進を図ってまいります。

なお、本計画策定にあたり、福祉施策検討の基礎資料や、介護保険給付サービスの見込み量の推計に活用するため、市民ニーズ把握を目的とするアンケート調査を実施しました。調査概要、各調査結果及び市のこれまでの取組みの結果から得られた課題については次のとおりです。

図表3-2-1 アンケート調査の実施概要

調査名	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護支援専門員調査
調査対象	令和5年1月1日時点での要介護認定を受けていない、または要支援1・2の方	在宅にて介護を受けている65歳以上の方	いわきケアマネ協会会員
調査客体の抽出	無作為抽出 (圏域別に抽出)	調査期間内に要介護認定調査を受けた方	全会員
回収数	5,743件／9,800件 (回収率：58.6%)	209件／212件 (回収率：98.6%)	191件／326件 (回収率：58.6%)
調査期間	令和5年1月～2月	令和5年1月～2月	令和5年1月～2月

(3) 課題解決に向けた方向性

これまでの9つの取組みの視点を継承しながら、各調査結果及び市のこれまでの取組みの結果から得られた課題を次の3つの方向性に集約し、施策体系を整理します。

課題

- ①孤立・孤独の防止に向けた地域住民等による見守り体制の強化。
- ②「最期まで自宅で生活」するための、在宅医療・介護等のサービスの充実。
- ③認知症の相談窓口の更なる周知と体制整備。
- ④在宅介護者の負担を軽減する取組み。
- ⑤相談しやすい相手や環境をつくり、負担の軽減を図ることによる介護疲れの防止。
- ⑥介護支援専門員が相談しやすい体制の構築及び連携がスムーズに行える体制づくり。
- ⑦高齢者を虐待から守る仕組みづくりの強化。
- ⑧成年後見制度の理解を促すため、制度に関する周知や研修等の取組み。
- ⑨医療と介護のネットワークづくりに向けた、双方連携した会議や検討等の取組み。



高齢者やその家族の希望を尊重する施策（自分らしく暮らす）

→高齢者が住み慣れた地域で最期まで尊厳ある暮らし続けられよう支援するための体制の充実

課題

- ②「最期まで自宅で生活」するための、在宅医療・介護等のサービス充実。
- ⑥介護支援専門員が相談しやすい体制の構築及び連携がスムーズに行える体制づくり。
- ⑩利用しやすい介護サービスを地区ごとの需要に応じて充実させる。
- ⑪老老介護、ダブルケア、ヤングケアラーなど家族介護者への支援体制整備。
- ⑫介護支援専門員の負担軽減を図るため、人材確保や育成の取組み。
- ⑬「自立支援」「重度化防止」を意識したケアプランの作成に係る研修等の取組み。
- ⑭一般高齢者福祉事業の更なる周知。
- ⑮介護支援専門員のモチベーション維持のための様々な研修。



高齢者の生活を支えるサービス提供の施策（安心して暮らす）

→介護施設整備や介護サービスの充実と、それを支える介護人材の確保

課題

- ①孤立・孤独の防止に向けた地域住民等による見守り体制の強化。
- ②「最期まで自宅で生活」するための、在宅医療・介護等のサービスの充実。
- ⑤相談しやすい相手や環境をつくり、負担の軽減を図ることによる介護疲れの防止。
- ⑪老老介護、ダブルケア、ヤングケアラーなど家族介護者への支援体制整備。
- ⑭一般高齢者福祉事業の更なる周知。
- ⑯筋力やバランス感覚の低下を防ぐ取組み。
- ⑰利用しやすい移動手段の確保に向け、交通政策分野と連携した取組み。
- ⑱要介護リスクを低下させるため、地域づくりの場等への参加。
- ⑲認知症の家族負担を減らす支援策の充実。

**高齢者が主体的に活動し、地域で支える施策（健康でいきいきと暮らす）**

→高齢者の介護予防や生きがいづくり、社会参加を推進するともに、地域住民による支え合い体制の強化

第4章 基本理念及びビジョン実現のための方向性

1 基本理念

国の基本指針においては、高齢化率や要介護・要支援認定者の増加に伴い、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場の生産性向上の推進が重要とされています。

第7次計画（平成27年度～平成29年度）以降、本計画を地域包括ケア計画として位置づけたうえで、本格的に地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを推進してきた経過を踏まえ、これまでの取組みを継続し、高齢者一人ひとりの自らの健康維持増進への関心の高揚を促進するとともに、医療と介護の連携強化や情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図ります。

のことから、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

**ひとりひとりが健康でいきいきと
安心して自分らしく暮らせるまち いわき**

また、「すべての高齢者は、生きがいを持つ健全で安らかな生活を保障される」という老人福祉法の理念を踏まえ、本市に暮らす全ての高齢者が安心して自分らしく暮らすことができることを目指します。

2 ビジョン

基本理念が計画をひと言で表すスローガンであるのに対し、ビジョンは基本理念実現に向けた具体的な「あるべき姿」として設定します。

基本理念の実現には、先ず高齢者一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち（意識を変え）、健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組む（行動を変える）ことで大きな効果が期待できます。

そのうえで、高齢者の生活を取り巻く多様な主体が相互に補完しながら地域での生活を支えていく体制「地域包括ケアシステム」の深化・推進の更なる強化が重要です。

本計画策定に向けたアンケート調査においては、市内高齢者の半数以上は「最期を自宅や住み慣れた地域で迎えることを希望している」との調査結果を踏まえ、できる限り本人の意思を尊重できる体制を「あるべき姿」とし、引き続き「(1)健康寿命の延伸」と「(2)地域包括ケアシステムの深化・推進」をビジョンとします。

(1) 健康寿命の延伸

高齢者自らの健康維持・増進への意識づくりを推進します。

また、病気や身体機能の低下の有無に関わらず、生きがいを持ち、その能力を活かし、必要なサービスを利用しながら地域で暮らし続けられる施策の展開を図ります。

対象者	取組みの方向
元気な高齢者	豊富な知識と経験を活かした地域社会参画機会の拡充
心身に不安のある高齢者 や支援が必要な高齢者	健康づくりに対する意識醸成や介護予防活動に参加しやすい環境整備

(2) いわき市地域包括ケアシステムの深化・推進

全ての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の確保により地域全体で支え合う仕組みづくりを目指します。

本計画期間中に団塊の世代全員が 75 歳以上となる 2025 年を迎えること、更に生産年齢人口が急激に減少していくことを踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進等を進めます。

対象者	取組みの方向
元気な高齢者	地域が協働して支え合いながら暮らすことができる体制整備
心身に不安のある高齢者 や支援が必要な高齢者	介護サービスの充実や医療・介護の連携強化などの支援体制整備

図表4-2-1 地域包括ケアシステムのイメージ



3 施策の柱

ビジョンの実現に向けては、これまでの取組みの継続的な実施に加え、「アンケート調査」や国の調査・統計データなどから得られた高齢者（市民）視点の課題の解決が求められています。

先ず、現在抱える様々な課題を3つに集約し、その課題解決に向けた方向性を、「(1)自分らしく暮らす」・「(2)安心して暮らす」・「(3)健康でいきいきと暮らす」に整理し、これらを「施策の柱」として各種取組みを進めます。

【施策の柱（1）】

自分らしく暮らす

高齢者やその家族の希望を尊重する施策

高齢者が住み慣れた地域で最期まで尊厳ある暮らし続けられるよう、医療と介護の連携強化や、在宅介護者や介護支援専門員等が相談しやすい環境整備など、高齢者やその家族、それらを支える方を支援する体制のさらなる充実を図ります。

抽出した課題	解決に向けた主な取組み
①高齢者の暮らしを支える体制充実のために	地域包括支援センター運営事業 地域ケア会議 つながる・いわき事業 権利擁護支援事業 介護保険サービス (リハビリテーション、機能訓練、口腔や栄養に係る取組みの強化) 地域リハビリテーション活動支援事業 避難行動要支援者避難支援事業 予防接種事業 (インフルエンザ・新型コロナワクチン・肺炎球菌) 配食サービス事業
②最期まで自宅で暮らすために	いわき医療圏退院調整ルールの運用 在宅医療推進のための多職種研修会（共催事業）の開催 在宅医療出前講座（共催事業）の開催
③認知症高齢者とその家族を支えるために	ミーティングセンター 認知症サポーター養成講座 オレンジカフェ以和貴 認知症多職種協働研修会

【施策の柱（2）】

安心して暮らす

高齢者の生活を支えるサービス提供の施策

サービス需要の増加、認知症高齢者の増加及び生活困窮者や社会的に孤立するおそれのある高齢者など、多様な生活課題を抱える高齢者の増加に対応するため、様々な介護サービスの充実と、それを支える介護人材の確保・育成とともに、業務の負担軽減を図ります。特に、高齢者が住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられるよう、高齢者やその家族を支援する在宅介護サービスの充実に取り組みます。

また、生活の基盤である「住まい」の確保について、多分野、多機関との連携を図ります。

抽出した課題	解決に向けた主な取組み
①高齢者の生活不安を軽減させるために	介護老人福祉施設（地域密着型を含む）の整備 養護老人ホームの運営 住宅セーフティネット推進事業 高齢者住宅リフォーム給付事業 介護予防・生活支援サービス事業 入居・入所・葬送等支援事業
②介護サービスを担う人材の確保・育成を目指すために	介護人材育成事業 福祉介護人材定着支援事業 介護予防ケアマネジメント支援会議 介護給付等費用適正化事業 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援 外国人介護人材受入れ施設拡充のための支援の検討

【施策の柱（3）】

健康でいきいきと暮らす

高齢者が主体的に活動し、地域で支える施策

高齢者が住み慣れた地域で孤立せず生きる喜びを感じながら暮らし続けられるよう、地域社会と交流できる場に積極的に参加する機会を創出し、高齢者が自分らしく暮らせるよう、地域住民をはじめとする多様な主体による活動の充実を図ります。

抽出した課題	解決に向けた主な取組み
①高齢者の身体的、精神的そして社会的に良好な状態を保つために	介護予防意識の普及・啓発 いわき市シルバーリハビリ体操事業 住民支え合い活動づくり事業 いきいきシニアボランティアポイント事業 シルバー人材センターの活動支援 地域共生社会まちづくり事業 健康診査
②高齢者が地域交流するために	つどいの場創出支援事業 小さな拠点形成支援事業

4 9つの取組みの視点

高齢者の暮らしを支える各種取組みの整理（施策の柱）に、これまでの取組みの考え方（9つの取組みの視点）を重ねて設定し、施策の方向性を可視化します。

① 【地域共生社会の実現】

（一人ひとりが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らし続けられるようにする取組み）

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、更に住民一人ひとりが役割を持つことで、暮らし・生きがい・地域をともに創っていく社会「地域共生社会」を目指します。

② 【住まい環境の整備】

（生活の基盤（拠点）として必要な住まいを、地域のニーズに応じて適切に整備するとともに、日常生活に必要な介護サービス等の充実を目指す取組み）

サービス需要の増加、認知症高齢者の増加及び生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等、多様な生活課題を抱える高齢者の増加に対応するため、住み慣れた地域で暮らし続けることが可能となるよう、高齢者の希望に寄り添った住まいのあり方について検討を進めるとともに、必要とされるサービス提供基盤の整備を図ります。また、住まいと生活の一体的な支援についても推進します。

③ 【地域で支える仕組みづくり】

（地域住民をはじめとする多様な主体による支え合い活動の充実により、きめ細かな生活支援ニーズに対応できるようにする取組み）

多様化・複雑化したニーズに対応するため、地域の多様な主体による生活支援サービスなど、地域の社会資源の創出を支援し、その提供体制が継続できるよう働きかけを進めるとともに、住民同士の互助に関する意識の醸成を図ります。

④ 【健康づくりと介護予防】

（健康に対する意識の向上を促すとともに、年齢に関わらず重症化してしまう疾患（生活習慣病等）やこころの病気を予防することで、介護予防に繋げる取組み）

健康に関する相談や訪問指導をとおして高齢者自身が健康づくりや介護予防に向けた意識を高めるとともに、つどいの場等を活用し、専門職からのアプローチによる取組みを推進します。

⑤ 【生きがいづくりと社会参加】

（様々な生活環境の変化に対応できるよう、人（家族含む）との交流や地域社会との繋がりを確保するとともに、生きがいを持ち高齢期を豊かに生きるようにする取組み）

より多くの高齢者が、地域社会との交流を図る場へ参加できるような取組みを推進するとともに、関係機関との連携により地域における多様なニーズに応じた就業機会の確保・提供に努めます。

⑥ 【介護人材の確保と業務効率化】

(介護職が選ばれる職業となることを目指し、働きやすい職場環境の整備や技術や能力が評価されるようにするとともに、質の高いサービスを確保できるよう事務負担の軽減を図りながら、介護現場の生産性を向上させる取組み)

介護人材不足、とりわけ訪問介護職員の厳しい現状や介護保険運営協議会等で出された意見を踏まえ、必要とされる介護人材の確保・育成を推進します。

また、カスタマーハラスメントをはじめとする各種ハラスメント対策等による職場環境の改善の取組みを通じ、職員の負担軽減を図るとともに、ケアの充実等介護サービスの質の向上へ繋げていくなどの生産性の向上に向けた取組みについて、国・県・事業者等と連携し、実情に応じた取組みを推進します。

⑦ 【医療と介護の連携強化】

(医療と介護双方のニーズを有する高齢者が暮らしやすくなるよう、制度間の課題解決に向けた協議を重ねながら、関係機関・団体における顔の見える関係づくりを進める取組み)

在宅医療と介護の支援を必要とする方が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護関係者への情報提供や協働・連携を行い、サービスが一体的に提供できる体制の構築を推進します。

また、広く市民に対し在宅医療、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）等の理解促進のための取組みを推進します。

⑧ 【認知症施策の推進（認知症施策推進計画）】

(認知症になっても地域で暮らしていくよう、認知症への正しい知識と理解の促進を基本に、認知症の人や家族等が地域において安心して暮らすことができるようとする取組み)

認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症理解の普及・啓発や、認知症の人と家族等の支援をとおして、認知症バリアフリーのまちづくりを目指します。

さらに、本計画においては、国の「認知症施策推進大綱」を踏まえた「いわき市認知症施策推進計画」を策定し、取組みを推進します。⇒（第5章参照）

⑨ 【災害や感染症対策】

(いざという時に備えて安心して暮らしていくよう、支え合いの地域社会を目指し、支援体制を整備していく取組み)

高齢者が安心・安全に生活できるよう、「いわき市地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者の支援体制を強化するなど、災害時に迅速に対応できる体制整備を図ります。

また、関係機関と連携し、感染症予防対策及び発生時の支援体制の整備を図ります。

5 施策体系図

図表 4-5-1 施策体系図



6 施策の柱に基づく事業と成果指標

「3つの施策の柱」及び「9つの取組みの視点」毎に事業を位置付け、それぞれに成果指標を設定したうえで事業の推進を図ります。

(1) 自分らしく暮らす

事業名	取組内容	取組みの視点								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
地域包括支援センター運営事業	<p>高齢者が住み慣れた地域でできるだけ生活を継続することができるよう、生活の安定のために必要な支援を包括的に行う地域の中核機関である地域包括支援センターを運営する。</p> <p>【指標①】総合相談対応延件数 R6：5,540 件 R7：5,540 件 R8：5,540 件 【指標②】介護支援専門員への相談対応・支援件数 R6：1,730 件 R7：1,730 件 R8：1,730 件</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域ケア会議	<p>地域特性に応じた課題の抽出やその対応策について協議する地域ケア会議を開催する。専門職や関係機関のネットワーク構築や地域資源の創出、有効施策の事業化を進める。</p> <p>【指標】中地域ケア会議開催延件数 R6：14 回 R7：14 回 R8：14 回</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
つながる・いわき事業	<p>高齢者や高齢者を支える多くの方々が、各地域の日々の活動をさらに知り、つながることができる体制をつくるため、SNSなどを通して情報発信をするほか、紙媒体を発行するなど、様々な媒体を通じて普及啓発を行う。</p> <p>【指標①】SNS 投稿閲覧数 R6：20,000 件 R7：20,000 件 R8：20,000 件 【指標②】SNS 投稿件数 R6：60 件 R7：60 件 R8：60 件</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
権利擁護支援事業	<p>権利擁護分野の中核機関である権利擁護・成年後見センターが権利擁護に関する支援等を行う。主な事業としては、権利擁護に関する普及・啓発、総合相談、専門的支援、ネットワーク構築、人材育成等を行う。</p> <p>【指標】設定なし R6：－ R7：－ R8：－</p>	○			○	○			○	
成年後見制度利用支援事業	<p>親族がいない場合などに、市長が裁判所に申し立て、また、被後見人が無資産の場合などに、後見人報酬を市が負担することで、本人の権利擁護や財産保護を行う。</p> <p>【指標①】成年後見市長申立ての件数 R6：34 件 R7：34 件 R8：34 件 【指標②】後見人報酬助成件数 R6：61 件 R7：61 件 R8：61 件</p>	○			○	○			○	

事業名	取組内容	取組みの視点								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
自殺対策事業	自殺予防に関する啓発の強化を図るとともに、関係機関の相互の連携を強化し、悩みを抱えた人に対する相談体制の充実・強化を図る等、自殺につながる可能性を見逃さないための取組みを中心に、自殺対策を推進するため人材の育成を強化する。			○	○	○				
	【指標】ゲートキーパー養成講座受講者数 R6：200人 R7：200人 R8：200人									
障害者相談支援事業	障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい種別や年齢に関わらず、相談対応、障害福祉サービスの利用支援や社会支援を活用するための情報提供及び助言、各種専門機関との連携など様々な生活課題について、サポートする。	○		○	○	○			○	
	【指標】相談件数 R6：13,000件 R7：13,000件 R8：13,000件									
精神保健福祉対策事業 (こころの健康づくり)	こころの健康の保持増進やこころの病気に関する理解促進のため普及講座、精神科医や心理士等による定期的な相談会を開催する。	○		○	○	○				
	【指標】心の健康相談 R6：108人 R7：108人 R8：108人									
介護保険サービス（リハビリテーション、機能訓練、口腔や栄養に係る取組みの強化）	計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化、また、通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進等、リハビリテーション提供体制の効率的な推進を行うことで、質の高いサービスの提供を促進する。	○			○	○			○	
	【指標】設定なし R6：- R7：- R8：-									
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職等が、介護職員等への技術的助言などを実施することで、介護予防通所介護事業所等における自立支援に資する取組みを促進する。				○	○				
	【指標】個別指導利用事業所数 R6：30事業所 R7：30事業所 R8：30事業所									
ユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザインを広く市民・事業者等に理解してもらい、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり等を進めるための意識啓発を図る。	○								
	【指標】設定なし R6：- R7：- R8：-									
消費者被害防止事業	高齢化等による判断の低下により、高齢者が悪質な消費者被害に遭う危険性が高くなることから、関係機関等と連携しながら、消費者被害の未然防止に向けた各種施策展開を図る。	○								
	【指標】出前講座実施回数 R6：25回 R7：25回 R8：25回									

事業名	取組内容	取組みの視点									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
生活困窮者自立相談支援事業	生活保護の受給には至らない生活困窮者からの相談を受け、抱えている課題を評価・分析し、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう支援プランを作成し、関係機関と連携を図り、支援を行うもの。	○		○	○	○					
	【指標】新規相談受付件数 R6：576 件 R7：576 件 R8：576 件										
緊急通報システム事業	在宅のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯またはひとり暮らしの重度身体障がい者等が、孤独感や病状の急変に対する不安感を抱くことなく安心して生活できるように緊急通報システムの整備を図る。	○	○	○	○			○	○	○	
	【指標】設置件数 R6：703 台 R7：703 台 R8：703 台										
いわき見守りあんしんネット連絡会を通した見守り・声かけ活動	本市に居住する高齢者等が地域から孤立することを防止し、安心して地域で生活できる環境を確保するため、住民の日常生活に密接に関わる団体や事業所等に参加してもらい、事業所や企業等の通常の業務において、急病や虐待などの兆候を確認した際、また認知症による徘徊等の事故発生時などにおいて、速やかに連携が図れるようネットワーク体制を構築し、地域福祉の向上と安全で安心な地域づくりの推進に寄与する。	○		○				○	○		
	【指標】いわき見守りあんしんネット連絡会登録団体数 R6：98 団体 R7：100 団体 R8：102 団体										
高齢者等救急医療情報キット配布事業	日常生活における安心と安全の確保を図るために、急病などの緊急時に、かかりつけ医や服薬内容等の情報を救急隊員にすばやく正確に伝え、適切で迅速な対応を行うことができるよう、「救急医療情報キット」を避難行動要支援者名簿の登録者及びそれに準じる者と民生児童委員が認めた者に配布する。	○		○	○			○	○	○	
	【指標】配備数 R6：6,603 セット R7：6,603 セット R8：6,603 セット										
避難行動要支援者避難支援事業	在宅で生活する方で災害時に自力での情報収集が難しく、避難にあたって特に支援が必要な方（避難行動要支援者）が、災害時等における支援を地域の中で受けられ、安全・安心に暮らすことができるようにするため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成し、同意を得られた方については、その情報を行政と消防団、自主防災組織、民生児童委員等が共有することによって、災害が発生した場合に要支援者の避難支援を早急に行うことができる体制を構築する。	○		○				○	○	○	
	【指標】登録者数（同意ありの者） R6：9,100 人 R7：9,900 人 R8：10,700 人										

事業名	取組内容	取組みの視点								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
予防接種事業 (インフルエンザ・新型コロナワクチン・肺炎球菌)	65歳以上の高齢者及び60~64歳の身体障害者手帳1級相当の障がいを有する方に対し、予防接種費用の一部を助成し、生活保護世帯に属する方には全額助成する。	○			○			○	○	○
	【指標】設定なし R6: - R7: - R8: -				○					
結核予防事業	65歳以上の市民に対し、集団検診・個別検診で胸部レントゲン検査を実施し、結核の早期発見と発病予防を図り、結核のまん延を防止する。				○					○
	【指標】受診率 R6: 30% R7: 30% R8: 30%									
配食サービス事業	調理困難な高齢者や、40歳以上65歳未満の方で要介護、要支援認定を受けた方、または障がい者に対して、栄養バランスに考慮した食事を訪問により提供することで、定期的に安否を確認するとともに、生活の質の確保を図る。	○		○	○				○	
	【指標】延利用食数 R6: 242,800食 R7: 255,000食 R8: 267,800食									
市民に対する一次・二次医療体制の啓発	一次医療機関・二次医療機関それぞれの、地域医療における役割を広く市民に啓発し、医療機関の適正利用を図る。	○		○	○	○				
	【指標】設定なし R6: - R7: - R8: -									
いわき医療圏退院調整ルールの運用	病院から退院後に切れ間なく介護サービスを受けられるようにするため、病院とケアマネジャー（介護支援専門員）が連携し、入院時から情報を共有し、退院に向けた連絡・調整を行う仕組みである「退院調整ルール」について、運用状況や課題を定期的に把握し、退院時の連携体制の構築を図る。								○	
	【指標】退院調整率 R6: 90% R7: 90% R8: 90%									
在宅医療推進のための多職種研修会（共催事業）の開催	在宅医療を推進するために、「医療」「介護」「福祉」「行政」等の様々な職種がグループワークや事例検討を通し、顔の見える関係づくり構築のための研修会を、市医師会との共催により開催し多職種連携の推進を図る。	○						○	○	○
	【指標】受講者数 R6: 200人 R7: 200人 R8: 200人									
在宅医療出前講座（共催事業）の開催	在宅での療養が必要となったときに、適切な医療・介護サービスを選択し、住み慣れた地域で自らが望む生活を継続できるよう、在宅医療や健康維持について、市民啓発を目的として、市医師会・地域包括支援センターとの共催により出前講座を開催する。	○		○	○			○	○	
	【指標①】開催地区 R6: 7地区 R7: 7地区 R8: 7地区									
	【指標②】参加者数 R6: 300人 R7: 300人 R8: 300人									

事業名	取組内容	取組みの視点									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
ミーティングセンター	認知症の方やその家族が集い、日々の暮らしの中で感じていることや必要なことを語り合い、ともに活動する場を設けることで、認知症の方の意欲向上及び家族の負担軽減、家族関係の再構築を図る。 【指標】設定なし R6 : - R7 : - R8 : -	○		○		○			○		
	認知症の正しい知識の普及・啓発のため、認知症キャラバン・メイト(ボランティアの講師)による認知症サポーター養成講座を推進し、認知症の方とその家族の応援者である認知症サポーターを養成する。 【指標】認知症サポーター養成数 R6 : 2,000 人 R7 : 2,000 人 R8 : 2,000 人	○		○	○	○			○		
認知症サポート一活動促進事業	ボランティア活動の意欲がある認知症サポートーを対象に、より一層知識を深め地域での実践につなげることを目的としたステップアップ講座を開催する。また、受講したサポートーを認知症の人やその家族の具体的な支援ニーズにつなげる仕組み(チームオレンジ)を構築する。 【指標】ステップアップ講座受講者数の累計 R6 : 50 人 R7 : 100 人 R8 : 150 人	○		○	○	○			○		
	商業施設や介護施設等で地域の方のつどいの場を創設し、認知症の方とその家族の支援、専門職による相談・助言等による早期発見・早期対応並びに認知症の正しい知識の普及・啓発を目的に認知症カフェ事業を実施する。 【指標①】開催箇所 R6 : 14 か所 R7 : 14 か所 R8 : 14 か所 【指標②】開催回数 R6 : 168 回 R7 : 168 回 R8 : 168 回	○		○	○	○			○		
認知症多職種協働研修会	認知症に関わる「医療」「介護」「福祉」「行政」等、様々な職種間の連携と多職種間のネットワークの構成を図り、認知症の方とその家族を支える医療・介護・行政等の途切れのない支援体制の構築を目的に研修会を開催する。 【指標①】開催回数 R6 : 1 回 R7 : 1 回 R8 : 1 回 【指標②】参加人数 R6 : 150 人 R7 : 150 人 R8 : 150 人	○						○	○	○	
	認知症の方とその家族に早期に関わり、認知症の早期発見と適切な受診を促すため、認知症サポート医と専門職で構成される認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期発見・早期対応ができるシステムを確立する。 【指標】対応件数 R6 : 15 件 R7 : 15 件 R8 : 15 件	○			○	○		○	○		

事業名	取組内容	取組みの視点								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
認知症地域支援推進員の配置	認知症の方やその家族が状況に応じて必要な医療や介護サービス等を受けられるよう支援するとともに、地域の認知症の方の早期発見・早期対応を目的として認知症地域支援推進員を設置する。	○		○	○	○	○	○	○	
	【指標】配置人数 R6：9人 R7：9人 R8：9人									
徘徊高齢者家族支援サービス事業	行方不明となった高齢者の早期発見や家族の方の精神的負担の軽減を図ることを目的に、徘徊のおそれのある認知症高齢者の家族に小型のGPS端末を貸与する。	○		○	○	○		○	○	
	【指標】利用件数 R6：7件 R7：7件 R8：7件									
はいかい高齢者等SOSネットワーク事業	徘徊により高齢者等が行方不明になった場合に、関係協力団体や市防災メールに登録された方へ情報を提供し、迅速な捜索活動等を実施することにより、高齢者等の早期発見・早期保護を図る。また、徘徊のおそれのある高齢者等の家族の申し出により、本人の情報を事前に登録し、台帳を作成する。	○		○				○	○	○
	【指標】協力団体数 R6：98団体 R7：100団体 R8：102団体									

(2) 安心して暮らす

事業名	取組内容	取組みの視点								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
介護老人福祉施設（地域密着型を含む）の整備	地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、その他日常生活上の世話を入所者に行う、定員29名以下の地域密着型介護老人福祉施設の整備を、県の地域医療介護総合確保基金を活用して推進する。	○	○		○			○	○	
	【指標】整備床数 R6：0床 R7：0床 R8：87床									
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備	要介護者であって認知症である方について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練を行う、認知症対応型共同生活介護事業所の整備を、県の地域医療介護総合確保基金を活用して推進する。	○	○		○			○	○	
	【指標】整備床数 R6：0床 R7：36床 R8：0床									
特定施設入居者生活介護の整備	特定施設入居者生活介護については、介護老人福祉施設の重点化により、要介護認定者の住まいとしての役割が今後ますます大きくなると見込まれる。現状における介護老人福祉施設の入所希望者の要介護度や認知症自立度の状況などを踏まえ、施設サービス計画に基づき、整備を推進する。	○	○		○			○	○	
	【指標】整備床数 R6：0床 R7：120床 R8：0床									
サービス付き高齢者向け住宅の登録	高齢者単身世帯または夫婦世帯等が居住するための賃貸住宅等で、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅の登録事務を行う。	○	○		○			○	○	
	【指標】届出件数 R6：未定 R7：未定 R8：未定									
養護老人ホームの運営	家庭で生活することが困難な高齢者等に対する住まいとして、養護老人ホームを運営し、住まいの安心を提供する。	○	○		○				○	
	【指標】設定なし R6：- R7：- R8：-									
軽費老人ホームへの補助	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な方に対し、低額な料金で日常生活上必要な便宜を供与する軽費老人ホームが、入所者の所得に応じ、国が示す基準に基づき入所者負担金の一部を免除した場合に、当該免除額に対して補助を行う。	○	○		○				○	
	【指標】施設数 R6：6施設 R7：6施設 R8：6施設									
老人保護措置の実施	老人福祉法に基づき、65歳以上の方が、様々な理由により居宅において養護を受けることが困難な場合に、市が養護老人ホームに措置入所させて必要な援助を行う。	○	○		○				○	○
	【指標】設定なし R6：- R7：- R8：-									

事業名	取組内容	取組みの視点								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
老人短期入所運営事業	老人福祉法に基づき、65歳以上で常時の介護を必要とする方が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護等を利用するところが著しく困難な場合に、緊急の措置としてショートステイに短期入所させ、必要な養護を行う。	○	○		○			○	○	
	【指標】設定なし R6:- R7:- R8:-									
民間社会福祉施設整備利子補助金による助成	社会福祉施設を整備するために独立行政法人福祉医療機構または福島県総合社会福祉基金から資金の借入れを行った社会福祉法人の運営する、平成19年度までに償還が開始されている施設について、利子の一部を助成する。	○								
	【指標】対象施設数 R6:5施設 R7:3施設 R8:1施設									
高齢者向け優良賃貸住宅助成事業	市の認定を受けた民間建設の高齢者に配慮した良質な賃貸住宅に対して、家賃の一部を補助することで、高齢者世帯の居住の安定を図る。	○								
	【指標】設定なし R6:- R7:- R8:-									
住宅セーフティネット推進事業	住宅確保要配慮者（低額所得者・高齢者・障がい者等）に対する民間賃貸住宅等を活用したセーフティネット住宅への家賃低廉化等の経済的支援や居住支援等を行う。	○	○							
	【指標】設定なし R6:- R7:- R8:-									
住宅改修相談支援等事業	住宅リフォームにあたり、理学療法士または作業療法士、建築士、ケースワーカー等でチームを組み、高齢者の身体機能、介護者の状況、家屋の状況等を踏まえて、必要な助言をする。	○	○	○				○		
	【指標】相談件数 R6:126件 R7:126件 R8:126件									
高齢者住宅リフォーム給付事業	身体機能が衰えた高齢者の住宅を居住に適するよう改修する場合、高齢者の自立促進及び介護者の負担軽減を図ることを目的に、費用の一部を市が給付する。	○	○	○				○		
	【指標】給付件数 R6:100件 R7:100件 R8:100件									
高齢者住宅改造支援事業	高齢者住宅リフォーム給付事業において、認定した給付対象工事が適正に行われたか確認するため、建築士による完了検査を実施する。	○								
	【指標】検査件数 R6:100件 R7:100件 R8:100件									
高齢者緊急一時保護事業	介護保険の要介護・要支援状態に該当しない高齢者で、養護者からの虐待、養護者の不在等、その他の緊急に保護が必要な高齢者を、養護老人ホーム等の空きベッドに一時的に宿泊させ、緊急的に保護することにより、高齢者の養護及び福祉の向上を図る。	○	○	○				○	○	○
	【指標】設定なし R6:- R7:- R8:-									

事業名	取組内容	取組みの視点								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
要介護老人介護手当の支給	寝たきりや認知症により、常時介護が必要な状態が3か月以上継続している65歳以上の高齢者を在宅で介護している方に対して、年額4万円を支給することで、介護者の労をねぎらうとともに、高齢者の福祉の増進を図る。	○	○		○				○	
	【指標】支給人数 R6：460人 R7：460人 R8：460人									
家族介護用品給付事業	要介護認定4または5の高齢者を在宅で介護している家族（高齢者、家族ともに市民税非課税世帯の場合）の方に対し、年額2万円分の介護用品（紙おむつ、尿取りパッド）を購入するための給付券を支給し、当該介護者の経済的負担の軽減を図る。	○	○		○				○	
	【指標】支給人数 R6：224人 R7：224人 R8：224人									
老人日常生活用具給付事業	高齢者の日常生活の安心・安全の向上を図るために、概ね65歳以上のひとり暮らしの方等を対象に自動消火器や電磁調理器を給付する。	○		○	○				○	
	【指標】給付件数 R6：40件 R7：40件 R8：40件									
訪問理美容サービス運営事業	生活の質の向上や精神的なリフレッシュを図ることを目的として、在宅で寝たきり等の理由により、理髪店や美容院に行くことが困難な方を対象に、年数回の訪問による理美容サービスを提供する。	○		○	○				○	
	【指標】延利用者数 R6：216人 R7：216人 R8：216人									
寝具乾燥消毒サービス事業	高齢者の疾病予防、衛生状態及び生活の質の向上を図ることを目的に、在宅の寝たきり、または虚弱なひとり暮らし高齢者、あるいは身体障がい者で寝具類の衛生管理が困難な方に対して、寝具類の丸洗い乾燥消毒サービスを実施する。	○		○	○				○	
	【指標】延利用者数 R6：56人 R7：56人 R8：56人									
介護予防・生活支援サービス事業	高齢者が住み慣れた地域でできるだけ暮らし続けることができるよう、地域における介護予防の推進と、高齢者の多様なニーズに即した柔軟な支援を行うため、地域の実情に応じた自立支援に資するサービス提供体制の充実を図る。	○		○	○	○	○	○	○	
	【指標①】生活援助サービス事業所数 R6：22事業所 R7：23事業所 R8：24事業所 【指標②】通所型短期集中予防サービス事業所数 R6：3事業所 R7：4事業所 R8：5事業所									
避難情報自動電話発信システム	災害時、高齢者等避難が発令された際に、避難行動要支援者等へプッシュ型の自動発信電話にて避難を促す。									○
	【指標】設定なし R6：- R7：- R8：-									

事業名	取組内容	取組みの視点								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
住宅用火災警報器の取付支援事業	住宅用火災警報器の設置が困難である高齢者等の世帯を対象に、消防職員が条例の規定に沿った箇所へ、取り付けの支援をする事業。		○							○
	【指標】設定なし R6 : - R7 : - R8 : -									
入居・入所・葬送等支援事業	入居・入所・葬送等に際し、高齢者本人の所得が基準以下であり保証人や身元引受人等がいない場合などで、本人が望む暮らしや終末期を実現するため必要となる保証等を担う法人に対して、事業運営費の一部を補助する。		○	○						
	【指標】新規契約件数 R6 : 180 件 R7 : 180 件 R8 : 180 件									
医師会と連携した「いのちの授業」	いわき市医師会と連携し、小中学生へ医療や介護、健康などについての授業を展開することで、医療介護への理解を促すとともに、将来的な医療介護の人材育成・確保につなげる。		○	○		○	○	○		
	【指標】設定なし R6 : - R7 : - R8 : -									
介護人材育成事業	次代の介護職員となり得る小中学生及び高校生への意識付け及び学習体験を実施するほか、市内の介護関連資格取得事業者への求人情報提供や潜在的有資格者の掘り起こしに努める。		○			○		○		
	【指標】実施回数 R6 : 10 回 R7 : 10 回 R8 : 10 回									
「いわきで就職」産業人財確保支援事業	高校・大学の卒業生や既卒者などの市内企業就職に向け、市内企業の「見える化」などによる情報発信・意識醸成・マッチングの取組みを一体的に行う。					○				
	【指標】合同企業説明会参加者数 R6 : 220 人 R7 : 220 人 R8 : 220 人									
福祉介護人材定着支援事業	将来的に介護人材が不足する見通しが示されており、また、高齢者数の増加により多様な介護支援が必要になっていることに伴い、介護サービスの質の向上が求められていることから、介護保険サービス事業所の経営者及び介護職員に対して、介護人材の定着及び介護サービスの質を向上させるための研修等を行う。	○	○			○		○		
	【指標】受講者数 R6 : 100 人 R7 : 100 人 R8 : 100 人									
介護予防ケアマネジメント支援会議	介護関係者のスキルの向上、参加者同士のネットワーク構築を通して高齢者のQOLの向上を図るために、ケアマネジャー及びサービス提供事業所に対し、専門職の多角的視点から具体的な支援方法やケアプランの目標設定等についてアドバイスを行う。				○		○	○	○	
	【指標】要介護度の維持・改善率 R6 : 対象者数の 75% R7 : 対象者数の 75% R8 : 対象者数の 75%									

事業名	取組内容	取組みの視点								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
処遇改善加算取得に向けた事業所支援	処遇改善加算の取得率の向上に向けて、市内事業所への助言とともに情報周知を行う。						○			
	【指標】設定なし R6 : - R7 : - R8 : -									
介護相談員派遣事業	事業所に介護相談員を派遣し、利用者の相談窓口のひとつとして、利用者に面接し、不満や疑問を聞き、事業者が提供するサービスの質の向上を図る。	○	○	○	○	○		○		
	【指標】派遣事業者数 R6 : 49 事業所 R7 : 49 事業所 R8 : 49 事業所									
介護給付等費用適正化事業	受給者が真に必要とする過不足ないサービスを事業所に適切に提供するよう促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築していく。						○			
	【指標】ケアプラン点検数 R6 : 500 件 R7 : 500 件 R8 : 500 件									
介護支援ロボット等の見学会	介護現場での介護職員の負担軽減や高度な介護人材の育成等を図るため、介護支援ロボットやVR（仮想現実）等の見学会の開催について、関係機関と連携を図る。		○				○			
	【指標】設定なし R6 : - R7 : - R8 : -									
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援	介護現場の生産性向上を推進するため、介護施設等の大規模修繕（概ね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造）の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に対し、補助金を交付する。	○					○			
	【指標】設定なし R6 : - R7 : - R8 : -									
外国人介護人材受入れ施設拡充のための支援の検討	経済連携協定（ＥＰＡ）等に基づき、入国する外国人介護福祉士候補者の受入れ施設を増やす支援等を検討する。	○					○			
	【指標】設定なし R6 : - R7 : - R8 : -									
若手職員育成を目指す官民連携の研究会の設置	将来の市高齢者保健福祉戦略の中核を担う人材を育成するため、官民連携による研究会を設置し、現状把握や課題整理を行い、今後の方向性や課題解決に向けたアイデア等の整理集約を行う。	○	○				○		○	
	【指標】設定なし R6 : - R7 : - R8 : -									

(3) 健康でいきいきと暮らす

事業名	取組内容	取組みの視点								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
介護予防意識の普及・啓発	一般高齢者を対象として介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発するため、パンフレット等の作成・配布を行う。また、地域住民を対象とした健康教育を実施する。				○			○	○	
	【指標①】健康教室及び相談会開催回数 R6：105回 R7：105回 R8：105回 【指標②】健康教室及び相談会参加人数 R6：1,575人 R7：1,575人 R8：1,575人									
いわき市シルバーリハビリ体操事業	市民全般を対象とした介護予防意識の醸成と、地域ぐるみで誰もが気軽に介護予防活動に参加できる施策の展開が必要であることから、「シルバーリハビリ体操事業」による住民参加型の介護予防施策の推進を図る。	○			○	○		○	○	
	【指標】指導士養成数 R6：80人 R7：80人 R8：80人									
住民支え合い活動づくり事業	地域住民等が主体的に近所の困りごとを地域で支え合う住民主体型の生活支援サービス事業の創出と提供体制の構築を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、協議体を設置する。	○		○	○	○			○	○
	【指標①】第2層協議体の圏域に1団体/年 R6：13団体 R7：13団体 R8：13団体 【成果指標②】第2層生活支援サービス提供ケース数 R6：50件 R7：100件 R8：150件									
いきいきシニアボランティアポイント事業	高齢者自身の社会参画の促進並びに介護予防を目的に、市が指定したボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品に還元する。	○			○	○				
	【指標①】参加者数 R6：1,050人 R7：1,100人 R8：1,150人 【指標②】受入機関数 R6：150機関 R7：155機関 R8：160機関									
老人クラブの育成・支援	老人クラブは社会貢献などの分野で活躍している重要な組織である。今後、老人クラブが自主的な健康づくり活動を行う場合の支援や、老人クラブへの加入促進のための広報・普及事業への側面的な支援を行う。	○		○	○	○			○	
	【指標①】老人クラブ数 R6：69クラブ R7：69クラブ R8：69クラブ 【指標②】会員数 R6：2,742人 R7：R6：2,742人 R8：R6：2,742人									

事業名	取組内容	取組みの視点								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
シルバーフェア (シルバー文化祭) の開催	<p>高齢者の創作意欲の向上と積極的な社会参加を促し、高齢福祉の増進を図ることを目的として、高齢者が作成した作品を公募して公開・表彰を行う創作展及び踊り等を発表する場を提供する芸能祭を開催する。</p> <p>【指標①】作品の出点数 R6：391点 R7：391点 R8：391点</p> <p>【指標②】参加者数 R6：430人 R7：430人 R8：430人</p> <p>【指標③】入場者数 R6：438人 R7：438人 R8：438人</p>	○			○	○				
シルバーピアードの開催	<p>老人クラブ会員同士の交流と健康づくりを目的として、市内の老人クラブが一堂に会し、競技やいわき踊り等のレクリエーションを開催する。</p> <p>【指標】参加人数 R6：700人 R7：700人 R8：700人</p>	○		○	○	○				
シルバーレクリエーションの推進	<p>高齢者のレクリエーションの参加を促すことで、高齢者の生きがいづくりを推進し、健康を高めるため、老人クラブなどがゲートボール・輪投げ等の高齢者向けスポーツ用具等の整備を行う際にその費用の一部を補助する。</p> <p>【指標】補助件数 R6：3件 R7：3件 R8：3件</p>	○		○	○	○				
老人福祉センター等施設整備事業	<p>老人福祉センター及び老人憩いの家は、高齢者の生きがいづくりと健康づくりの活動拠点施設として利用されている。今後もこれらの施設を活用した介護予防事業等、新たな事業の展開を検討する。</p> <p>【指標】利用者数 R6：12,406人 R7：12,406人 R8：12,406人</p>	○		○	○	○				
総合図書館内にテーマに沿った関連書籍の展示を実施	<p>総合図書館において4階、5階のテーマ展示コーナーを設け、月ごとに様々なテーマ別の関連書籍を展示し、市民への情報を提供している。</p> <p>【指標】回数 R6：年1回以上 R7：年1回以上 R8：年1回以上</p>	○			○	○				
公民館での高齢者を対象とした学級・講座の開催【教育活動推進事業】	<p>市内37公民館において、それぞれの地域の特性を活かした講座や地域の市民団体と連携した事業などを実施し、地域住民の生涯学習を推進する。</p> <p>【指標①】講座数 R6：50講座 R7：50講座 R8：50講座</p> <p>【指標②】参加人数 R6：900人 R7：900人 R8：900人</p>	○			○	○				
生涯スポーツの普及事業	<p>生涯にわたってスポーツを楽しむことができるまちを目指し、各種スポーツ教室やイベントを開催するなど、市民が気軽にスポーツに親しむことができる場を提供するとともに、地域の住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブの育成支援を図る。</p> <p>【指標】スポーツ教室等 R6：3,300人 R7：3,300人 R8：3,300人</p>	○		○	○	○				

事業名	取組内容	取組みの視点								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
地区敬老会の開催	老人福祉法第5条に基づく行事として、市内に住む高齢者を招待し、その長寿を祝い、高齢者に対する敬愛の念を表すため地区敬老会を開催し、金婚の表彰等を行う。 【指標】入場者数 R6：2,600人 R7：2,600人 R8：2,600人	○		○		○				
	高齢者に対し敬老の意を表し、高齢者福祉の増進を図ることを目的として、敬老祝金を支給する。 ○米寿（88歳）祝金：5万円 ○百歳賀寿祝金：20万円 【指標】支給率 R6：100% R7：100% R8：100%	○		○		○				
三和ふれあい館運営事業	当施設は、市役所の支所、健康福祉センター等からなる複合施設であり、地域交流及び地域福祉の推進に資するため、生きがいづくりや健康づくり、介護予防の拠点施設として、高齢者の要望や地域特性を活かした事業のより一層の充実を図る。 【指標】施設利用者数 R6：24,000人 R7：24,000人 R8：24,000人	○		○	○	○				
	「シルバー人材センター」は、就労を通じた高齢者の生きがい対策の役割を担っていることから、行政としての支援を継続し、高齢者の多様な就労ニーズに対応するため、新規の顧客獲得を目指すなど、センターの自主的な活動の促進を図る。 【指標】延就業人数 R6：95,000人 R7：95,000人 R8：95,000人	○		○	○	○				
訪問指導	療養上の保健指導が必要であると認められる方やその家族を対象に、保健師等が訪問し、健康に関する問題に対し必要な指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図る。 【指標】訪問指導延件数 R6：2,072件 R7：2,072件 R8：2,072件	○			○				○	
	健康増進法に基づき、高齢者施設を含む特定給食施設等に対して栄養に関する専門的指導（研修会、巡回指導、電話・来所相談）を行うとともに、栄養の改善・その他の生活習慣の改善に関する「栄養指導・栄養相談」について重点的に取り組む。また、食品表示法の施行に伴い、栄養成分表示の活用について消費者教育を行い、健康増進や生活習慣病の発症並びに重症化予防を図る。 【指標】研修会実施回数 R6：2回 R7：2回 R8：2回	○			○				○	
口腔・栄養ケア推進事業	栄養士や歯科衛生士が、保健指導が必要な方及びその家族等を対象に訪問し、栄養状態の調査・指導・助言を行い、咀嚼機能の維持・向上及び栄養改善を図ります。 【指標】訪問口腔・訪問栄養指導延件数 R6：180件 R7：180件 R8：180件	○			○			○	○	

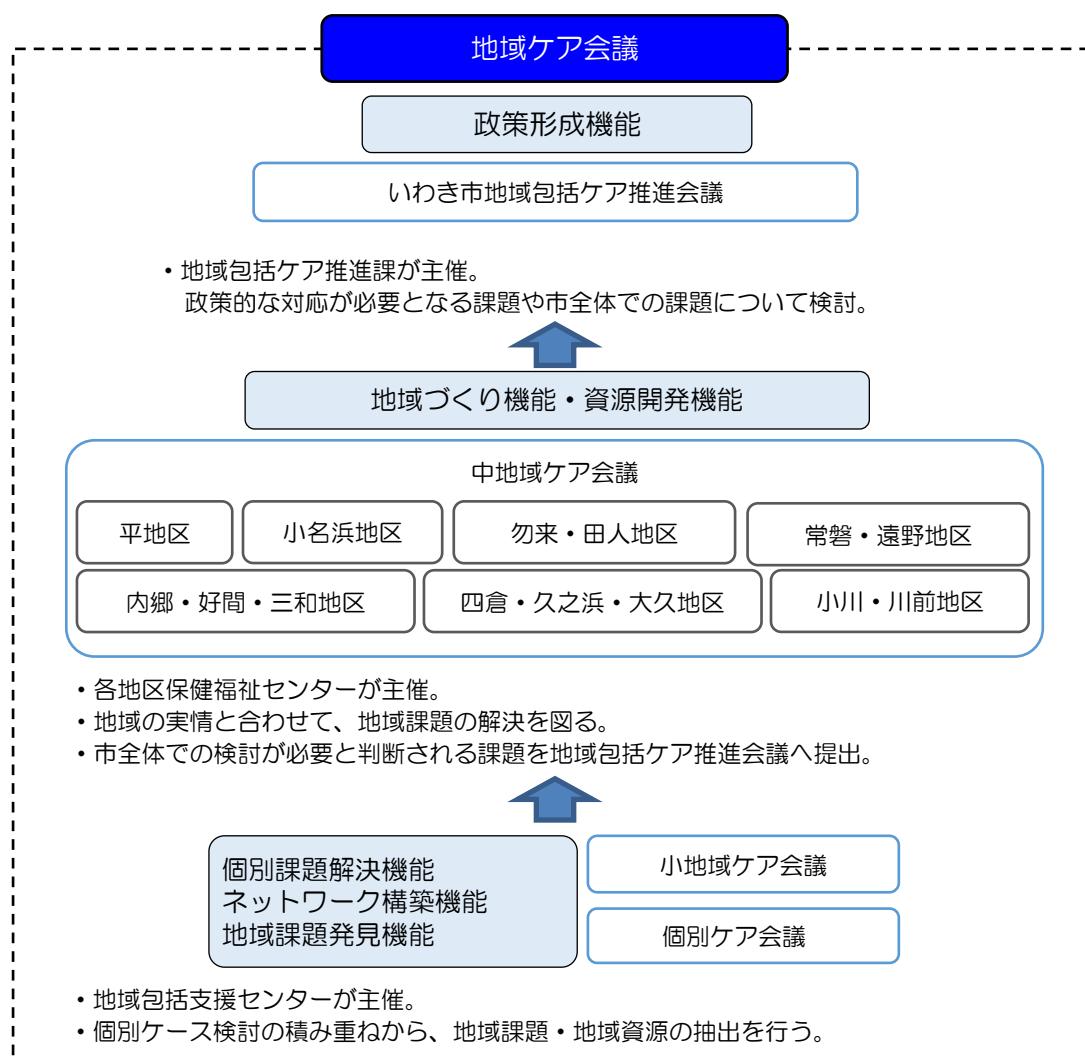
事業名	取組内容	取組みの視点								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
健康推進員育成支援事業	地域の健康づくり活動の実践者である健康推進員の育成及びその活動の支援を行います。 ○健康づくり伝達講習会 ○健康づくり普及活動 ○育成支援研修会 ○健康づくり講座	○	○	○				○	○	
	【指標】健康推進員育成数 R6：114人 R7：114人 R8：114人									
健康診査	生活習慣病の早期発見や重症化予防を図ることにより、高齢になっても自立した生活を続けられる高齢者の増加を目的に、後期高齢者の健康診査等を実施する。				○			○		
	【指標】健康診査受診率 R6：24.3% R7：24.6% R8：24.9%									
健康教育	生活習慣病の予防、その他健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進を図る。			○				○		
	【指標】開催回数 R6：123回 R7：123回 R8：123回									
健康相談	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、家庭での健康管理を図る。			○				○	○	
	【指標】開催回数 R6：123回 R7：123回 R8：123回									
健診結果説明会	健診結果に基づき、受診者自身が生活習慣を振り返り、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的に、保健師、栄養士等による講話や個別相談を実施する。			○				○	○	
	【指標】開催回数 R6：14回 R7：14回 R8：14回									
たばこ対策事業	たばこは、肺がんをはじめ多くの疾患の危険因子であることから、喫煙が及ぼす健康影響についての普及啓発や、改正健康増進法に基づき、市内の事業者等に対する受動喫煙対策の周知や助言・指導等を行い、望まない受動喫煙の防止を図ります。			○						
	【指標①】健康教育等の実施回数 R6：3回 R7：3回 R8：3回 【指標②】健康教育等の参加者数 R6：300人 R7：300人 R8：300人									
健康いわき21計画推進事業	疾病予防や健康づくりに関する情報をまとめた「健康だより」の配布及び健康づくりに関するイベントや講演会、表彰等を行う「健康いわき21推進市民大会」の開催を通し、市民の「健康づくり」に対しての意識向上を促し、「健康いわき21」計画推進を図る。	○		○	○			○	○	
	【指標】健康いわき21推進市民大会参加者数 R6：150人 R7：150人 R8：150人									

事業名	取組内容	取組みの視点								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
食育推進事業	食育基本法及びいわき市食育推進計画に基づき、食育・健康応援店の普及による食環境の整備、食育講演会や関連団体等と協力した食育の普及啓発など本市の地域特性を生かした「食育」を推進する。				○					
	【指標】協議部会開催回数 R6：2回 R7：2回 R8：2回									
介護予防ハイリスク者把握事業	心身の状態が悪化する可能性の高い高齢者を抽出し、適切な医療・介護の専門機関への誘導や、介護予防施策につなげる。	○			○	○		○	○	○
	【指標】基本チェックリスト実施率 R6：60% R7：64% R8：68%									
地域共生社会まちづくり事業	地域共生社会の実現に向けて、高齢者、障がい者、子ども等の福祉増進に資するための取組みのうち、地域課題に対応することを目的に、地域住民等が主体となった今後の模範となる活動を選定し補助する。	○		○	○	○		○	○	
	【指標】補助金交付事業数 R6：3件 R7：3件 R8：3件									
みんなで創る中山間等地域交通支援事業	中山間地域などの公共交通の利用が困難な地域について、地域住民、NPO、事業者等との協働により、地域のニーズに沿った地域公共交通の検討・導入を進め、自家用車の運転が困難な高齢者をはじめとした居住者の生活の基礎（セーフティネット）となる交通手段を確保する。	○	○	○	○					
	【指標】実施地域 R6：4地区 R7：4地区 R8：4地区									
つどいの場創出支援事業	高齢者を主とした地域住民の集まる場である「つどいの場」が地域住民によって主体的・継続的に運営され、また、新たなつどいの場が地域に創出されるよう、各地区につどいの場コーディネーターを配置し、支援する。併せて、つどいの場の運営を補助する「つどいの場創出支援補助金」を交付する。	○		○	○	○		○	○	
	【指標①】月2回以上開催する団体の割合 R6：70% R7：73% R8：75% 【指標②】高齢者参加率 R6：8% R7：8% R8：8%									
世代間交流事業 「知恵と技の交歓教室」の実施	高齢者と若年世代が、伝統活動（昔の遊び・道具づくり等）を通じて互いにふれあいながら、相手に対する理解を深め、伝統活動を継承することを目的として、教室を実施する。	○		○	○	○				
	【指標】参加人数 R6：1,000人 R7：1,000人 R8：1,000人									
小さな拠点形成支援事業	中山間地域の日々の暮らしを支えるため、医療・介護・福祉、買い物、公共交通などの生活サービス機能を一定程度集積した、小さな拠点の形成・運営を支援する。	○		○	○					
	【指標】拠点が実施する事業等に参加した人数 R6：180人 R7：180人 R8：180人									

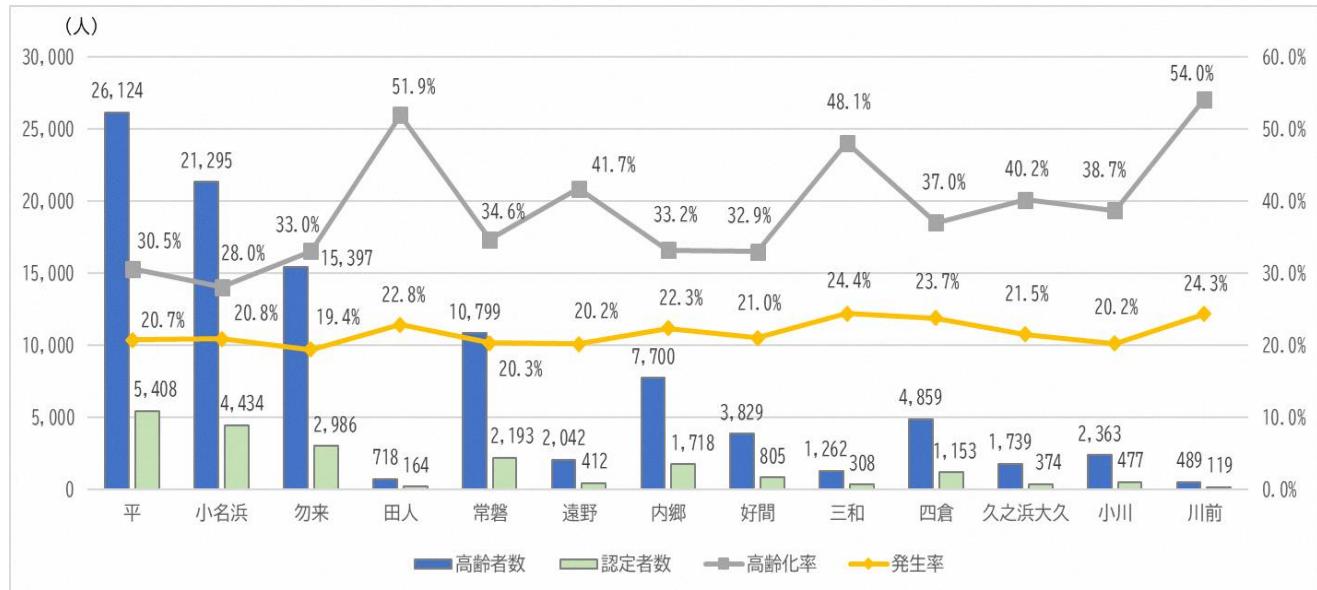
7 地区別の取組み

本市では、地域の特性に応じた課題や、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応できるよう、属性や世代を問わない協議の場として、「地域ケア会議」を設けています。「中地域ケア会議」では、個別ケア会議や小地域ケア会議での検討により抽出された、地区毎の共通課題を整理するとともに、地区課題に対する取組みや地域資源の創出について検討します。また、「地域包括ケア推進会議」においては、市全体での課題や各地区の事例を共有し検討を深め、地域に不足する資源開発や有効施策の事業化を進めます。

図表 4-7-1 地域ケア会議の構成



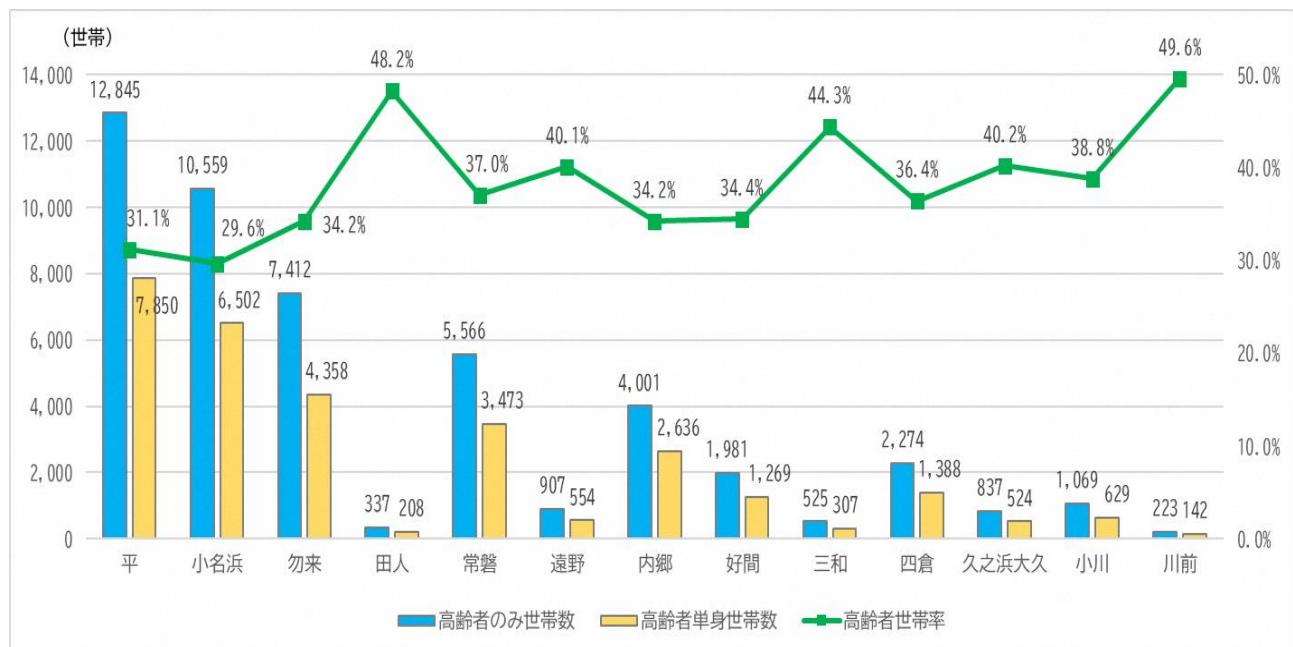
図表 4-7-2 地域別の概要（高齢者数、高齢化率、認定者数、発生率）



※認定者数は高齢者数の内数

※発生率・・・65歳以上の高齢者人口に対する、65歳以上の認定者数の割合

図表 4-7-3 地域別の概要（高齢者のみ世帯数、高齢者単身世帯数、高齢者世帯率）



※高齢者単身世帯数は高齢者のみ世帯数の内数

図表 4-7-4 地区別の取組み

【平地区】

課題
○市街地や沿岸部など地域特性の違いによる課題抽出方法
○高齢者の外出・買い物等に係る情報発信と移動手段の確保
○地域コミュニティや世代間のつながりの希薄化
取組みの方向性
○地域ごとの課題の把握と課題解決に向けた取組み
○地域資源の把握・創出・共有
○高齢者向け情報発信のあり方の検討
○住民主体の地域活動に対する継続支援

【小名浜地区】

課題
○高齢者の外出・買い物等に係る移動手段の確保
○地域コミュニティや世代間のつながりの希薄化
○高齢者等の孤立・閉じこもり
取組みの方向性
○高齢者の移動手段確保に向けた取組み
○介護予防活動や拠点の周知・啓発
○住民が「つどう」から「活躍できる」居場所づくり
○早期からの相談・支援体制の強化

【勿来地区】

課題
○地域コミュニティや世代間のつながりの希薄化
○フレイルの進行や高齢者等の孤立・閉じこもり
○介護事業者の人材や地域の担い手の不足
取組みの方向性
○地域活動拠点の創出
○地域住民主体のフレイル予防活動の推進
○医療・介護・福祉等多職種連携による高齢者等の包括的支援体制づくり

【田人地区】

課題
○高齢者の外出・買い物等に係る移動手段の確保
○地域の担い手不足
○フレイルの進行
取組みの方向性
○地域活動拠点の創出
○地域住民主体のフレイル予防活動の推進
○医療・介護・福祉等多職種連携による高齢者等の包括的支援体制づくり

【常磐地区】

課題
○つどいの場等代表者の高齢化や後継者不足
○介護予防活動への住民参加率の低下
○医療と介護の連携による在宅看取りに関する周知・意識醸成
○高齢者の外出・買い物等に係る移動手段の確保
取組みの方向性
○つどいの場等の担い手の確保
○介護予防活動の推進
○医療と介護の連携強化による在宅医療・在宅介護の促進
○本人が望む暮らしや医療・ケア、看取りについて検討する機会の創出
○地域資源と連携した買い物支援の仕組みづくり

【遠野地区】

課題
○つどいの場等代表者の高齢化や後継者不足
○介護予防活動への住民参加率の低下
○医療と介護の連携による在宅看取りに関する周知・意識醸成
○高齢者の外出・買い物等に係る移動手段の確保
○医療機関・介護事業所の不足
取組みの方向性
○つどいの場等の担い手の確保
○介護予防活動の推進
○医療と介護の連携強化による在宅医療・在宅介護の促進
○本人が望む暮らしや医療・ケア、看取りについて検討する機会の創出

【内郷地区】

課題
○地域コミュニティや世代間のつながりの希薄化
○高齢者の外出・買い物等に係る移動手段の確保
○要介護認定率が他地区よりも高く、かつ、要支援者の割合が高い
○つどいの場等代表者の高齢化や後継者不足
取組みの方向性
○介護塾の定期的な開催及び周知広報の強化
○医療と介護の連携強化
○地域住民主体のフレイル予防活動の推進

【好間地区】

課題
○地域コミュニティや世代間のつながりの希薄化
○高齢者の外出・買い物等に係る移動手段の確保
○つどいの場等代表者の高齢化や後継者不足
○災害時の高齢者等の安全避難等
取組みの方向性
○介護塾の定期的な開催及び周知広報の強化
○医療と介護の連携強化
○地域住民主体のフレイル予防活動の推進

【三和地区】

課題
○医療機関の不存在・介護事業所の不足
○高齢化に伴う住民相互の支援力の低下
○高齢者の外出・買い物等に係る移動手段の確保
○医療と介護の連携による在宅看取りに関する周知・意識醸成
○つどいの場等代表者の高齢化や後継者不足
取組みの方向性
○介護塾の定期的な開催及び周知広報の強化
○医療と介護の連携強化
○地域住民主体のフレイル予防活動の推進

【四倉地区】

課題
○つどいの場等代表者の高齢化や後継者不足
○認知症に関する理解促進と地域で支える仕組みづくり
○日中独居高齢者に対する支援
○複合的課題を抱える世帯の増加
取組みの方向性
○「いわき医療介護学校よつくら塾」を通じた高齢者等を支える地域人材育成・活動支援
○要介護者や認知症高齢者を見守る地域づくり
○高齢者の食を支える地域資源の創出

【久之浜・大久地区】

課題
○つどいの場等代表者の高齢化や後継者不足
○認知症に関する理解促進と地域で支える仕組みづくり
○高齢者の外出・買い物等に係る移動手段の確保
○移動販売サービスの需要の急増
○介護予防を支える社会資源の不足
○複合的課題を抱える世帯の増加
取組みの方向性
○「いわき医療介護学校よつくら塾」を通じた高齢者等を支える地域人材育成・活動支援
○要介護者や認知症高齢者を見守る地域づくり
○高齢者の食を支える地域資源の創出

【小川地区】

課題
○急速な高齢化及び若年層の地区外への流出に伴う高齢者世帯の増加
○つどいの場等代表者の高齢化や後継者不足
取組みの方向性
○住民主体活動の支援、普及・啓発
○健康増進と介護予防に係る知識の普及・啓発

【川前地区】

課題
○急速な高齢化及び若年層の地区外への流出に伴う高齢者世帯の増加
○医療機関、介護事業所、商業施設の不存在による生活の維持
○高齢者の外出・買い物等に係る自家用車以外の移動手段の確保
○特定健診の低い受診率、高血糖・高血圧の有所見率が市内ワースト
○つどいの場等代表者の高齢化や後継者不足
取組みの方向性
○地域資源と連携した健康増進と介護予防
○住民主体の活動の立上げ支援・参加促進

※各地区の取組みの方向性は、本計画期間中における重点項目を記載

第5章 認知症施策推進計画

1 計画策定の背景と位置付け

わが国の認知症の人の数は、厚生労働省の推計によれば、平成30（2018）年には500万人、2025（令和7）年には、約700万人を超える、高齢者の約5人に1人が認知症になると予測されています。

認知症の人の増加を見据え、国では、平成24（2012）年9月に「認知症施策推進5か年計画」（オレンジプラン）、平成27（2015）年1月に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）、そして令和元（2019）年6月には「認知症施策推進大綱（以下「大綱」という。）」を策定し、さらに、令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）」に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される共生社会の実現を目指しています。

本市では、第6次いわき市高齢者保健福祉計画の最重点施策IVに「認知症高齢者対策の推進」を位置付けて以降、認知症の理解を深めるための普及・啓発や早期発見の取組み等を推進しています。

「第10次いわき市高齢者保健福祉計画」においては、これまでの「認知症高齢者対策の推進」の取組みに加え、大綱や認知症基本法の考えを踏まえた、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として「いわき市認知症施策推進計画」を一体的に位置付けます。

2 基本方針

国の大綱や認知症基本法の考えを踏まえ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。また、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」※1と「予防」※2の考えに沿った施策を展開するとともに、認知症の正しい知識と理解の推進により、認知症の人の意思や家族の意見が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、総合的な認知症施策を展開します。

※1 共生とは、認知症の人が尊厳と希望をもって認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味です。

※2 予防とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になつても進行を緩やかにする」という意味です。また、予防の段階として、次の段階があります。

一次予防…発症遅延や発症リスクの低減

二次予防…早期発見・早期対応

三次予防…重症化予防、機能維持、行動・心理症状の予防・対応

3 重点取組事項

国の大綱及び認知症基本法を踏まえた「共生社会の実現のための認知症バリアフリーのまちづくり」を重点取組事項として、次の5つの施策を推進していきます。その際、これらの施策は認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族等の意見を聴き進めることとします。

基本施策1 認知症に関する理解促進

施策の方針

認知症に関する正しい理解や知識の普及・啓発を進め、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる共生のまちづくりを推進します。

<主な取組>

- 認知症に関する正しい知識と理解を持って、認知症の人や家族を手助けする「認知症サポートナー」の養成を引き続き行うとともに、認知症の人と関わる機会が多いと思われる企業や、子ども・学生などに対する養成講座の実施の機会を拡大します。
- 世界アルツハイマーデーを中心に、あらゆる機会を通じて認知症理解の普及・啓発を進めます。
- 認知症の人の思いや地域で活動する本人の姿を発信するなど、本人からの発信の機会を拡大し、認知症の人とともに普及・啓発を進めます。

基本施策2 認知症の人や家族への支援体制の充実

施策の方針

認知症があっても尊厳を保ち、その人らしい生活を送ることができるよう、認知症高齢者の権利を守る取組みを推進します。また、認知症の人を支える家族が孤立することのないよう、家族の負担を軽減する取組みや、地域で見守る基盤づくりを推進します。

<主な取組>

- 認知症の人や家族が孤立することのないよう、認知症の人や家族が互いに支え合うために交流する活動を支援します。
- 家族介護者が気軽に相談できる場の確保と相談先の周知、介護者負担を軽減する支援に取り組みます。
- 相談窓口や必要な情報を、認知症あんしんガイドやホームページ等を通じて広く周知します。
- 若年性認知症支援について、県が実施する広域的な事業の活用や連携を通じて、相談支援のネットワークづくりを推進します。
- 虐待や詐欺等の被害を防止し、高齢者の権利を守るために制度や事業の啓発を推進します。
- 認知症の人が、自らの意思に基づいて日常生活や社会生活を送れるよう、認知症の人の意思決定に関する取組みを推進します。

基本施策3 医療・ケア・介護サービス体制の構築

施策の方針

早期に必要な医療や介護サービスにつながる体制の構築とともに、認知症の人の状況に応じた適時・適切な支援が切れ目なく提供されるよう、医療・介護の連携の仕組みづくりを推進します。

＜主な取組＞

- 医療・介護に携わる多職種の連携体制を強化し、包括的・継続的な支援が提供される体制構築を行います。
- 専門職がチームを組んで、認知症が疑われる人又は認知症の人や家族を訪問し、初期の支援を集中的に行うなど、早期に必要な医療や介護サービスにつながる体制を強化します。
- 認知症の早期診断から、認知症の人やその家族が、状況に応じて適切な医療や介護等のサービスが受けられるような関係機関との連携体制の構築を進めます。
- 認知症疾患医療センターを中心に、かかりつけ医や認知症サポート医、認知症専門医の連携強化を図ります。

基本施策4 認知症予防の充実・強化

施策の方針

生活習慣病の予防や社会参加の機会づくりに取り組むとともに、認知症やMCI（軽度認知障害）の早期発見・対応を推進し、認知症の「備え」としての取組みを進めます。

＜主な取組＞

- 府内外の関係機関や関係団体等と連携し、生活習慣病予防や健診を含めた適切な受診等の効果的な普及啓発を進めます。
- 地域において高齢者が身近に通える「つどいの場」や「シルバーリハビリ体操」など介護予防活動の充実を図ります。
- 認知症の疑いのある方を早期に発見し、適切なケアにつなげる早期発見・早期対応の取組みを強化します。

基本施策5 認知症バリアフリーのまちづくり

施策の方針

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らす「認知症バリアフリー」の取組みを推進するとともに、本人の個性と能力を發揮できるよう社会参加の機会を一層広げます。

＜主な取組＞

- 認知症の人やその家族の希望やお困りごとと、認知症サポーターを中心とした支援につなぐ仕組み（チームオレンジ）を地域ごとに整備します。
- スローショッピングの取組の拡大を図るなど、生活関連企業と協働した認知症にやさしい取組みを推進します。
- 認知症の人をはじめとした高齢者の日常の暮らしを支える小売・交通・金融・生活サービス等の幅広い事業所に認知症理解を促し、官民連携のもと、認知症になっても利用しやすい環境の工夫や改善を図り、認知症の人にやさしい地域に向けた環境整備を進めます。

第6章 介護保険サービスの見込み量と保険料

1 前計画の実績

(1) 前計画期間中の介護保険サービスの利用実績

①介護保険サービス給付額

前計画期間中の介護保険サービス給付額（介護予防サービスを含む）について、総給付額は令和3年度は27,941百万円、令和4年度は27,823百万円、令和5年度は27,824百万円とほぼ横ばいで推移していますが、居宅サービス（介護予防を含む）と地域密着型サービス（介護予防を含む）は、年々増加しています。

前計画策定時の計画値と実績値を比較すると、施設サービス及び居宅サービスについては実績値が計画値を下回っていますが、地域密着型サービスについては概ね計画どおりとなっています。

図表6-1-1 介護保険サービス給付額の実績

単位：百万円

	令和3年度※1	令和4年度※1	令和5年度 (見込み値※2)
施設サービス			
計画値（百万円）：A	8,640	8,836	9,001
実績値（百万円）：B	8,416	8,144	7,854
計画比（%）：B/A	97.4%	92.2%	87.3%
居宅サービス※3（介護予防を含む）			
計画値（百万円）：A	13,969	14,219	14,616
実績値（百万円）：B	13,667	13,682	13,717
計画比（%）：B/A	97.8%	96.2%	93.8%
地域密着型サービス（介護予防を含む）			
計画値（百万円）：A	5,904	5,964	6,337
実績値（百万円）：B	5,858	5,998	6,254
計画比（%）：B/A	99.2%	100.6%	98.7%
総給付費※4			
計画値（百万円）：A	28,513	29,019	29,954
実績値（百万円）：B	27,941	27,823	27,824
計画比（%）：B/A	98.0%	95.9%	92.9%

※1：令和3年度の実績値は、厚生労働省の「介護保険事業報告（年報）」、令和4年度の実績値は厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」に基づく数値を記載している。

※2：令和5年度の見込み値については、厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」の実績データに基づいて推計された数値を記載している。

※3：介護予防支援・居宅介護支援を含む。

※4：総給付費は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある。

②介護サービスの種類別利用者数

前計画期間における各サービスの年間利用者数については、次のとおりです。

図表 6-1-2 介護保険サービス種類別利用実績（年度別の年間利用者数、介護予防を含む）

単位：人／年

	令和3年度※1	令和4年度※1	令和5年度 (見込み値※2)
施設サービス	30,940	29,900	28,553
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	16,312	16,331	16,292
介護老人保健施設	12,682	11,526	10,124
介護医療院	1,560	1,671	1,756
介護療養型医療施設	386	372	381
居宅サービス	273,340	281,034	286,071
訪問介護	46,359	47,786	47,807
訪問入浴介護	3,141	3,068	2,736
訪問看護	13,855	14,674	15,700
訪問リハビリテーション	1,159	983	827
居宅療養管理指導	22,573	24,575	25,754
通所介護	51,044	51,764	53,101
通所リハビリテーション	19,276	17,285	16,036
短期入所生活介護	10,098	10,229	9,938
短期入所療養介護（老健）	1,698	1,636	1,753
短期入所療養介護（病院等）	10	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	4	7	0
福祉用具貸与	94,379	99,045	102,638
特定福祉用具販売	1,630	1,614	1,519
住宅改修	1,410	1,421	1,487
特定施設入居者生活介護	6,704	6,947	6,775
地域密着型サービス	39,650	40,971	43,609
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	40	52	52
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	2,109	1,920	1,766
小規模多機能型居宅介護	4,615	4,448	4,642
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	7,131	7,356	7,575
地域密着型特定施設入居者生活介護	277	220	202
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	3,750	3,735	3,747
看護小規模多機能型居宅介護	360	551	539
地域密着型通所介護	21,368	22,689	25,086
居宅介護支援・介護予防支援	135,435	138,481	140,543

※1：令和3年度の実績値は、厚生労働省の「介護保険事業報告（年報）」、令和4年度の実績値は厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」に基づく数値を記載している。

※2：令和5年度の見込み値については、厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」の実績データに基づいて推計された数値を記載している。

③介護サービスの種類別保険給付額

前計画期間における各サービスの年間保険給付額については、次のとおりです。

図表 6-1-3 サービス種類別利用実績（年度別の年間保険給付額、介護予防を含む）

単位：百万円

	令和3年度※1	令和4年度※1	令和5年度 (見込み値※2)
施設サービス※3	8,416	8,144	7,854
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	4,226	4,249	4,286
介護老人保健施設	3,574	3,267	2,870
介護医療院	497	519	573
介護療養型医療施設	119	110	125
居宅サービス※3	11,876	11,832	11,838
訪問介護	2,505	2,559	2,522
訪問入浴介護	176	167	148
訪問看護	443	472	517
訪問リハビリテーション	34	30	26
居宅療養管理指導	125	139	147
通所介護	3,921	3,805	3,900
通所リハビリテーション	1,036	895	847
短期入所生活介護	972	982	871
短期入所療養介護（老健）	171	162	169
短期入所療養介護（病院等）	2	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	1	0
福祉用具貸与	1,122	1,179	1,225
特定福祉用具販売	57	60	60
住宅改修	121	122	135
特定施設入居者生活介護	1,192	1,259	1,271
地域密着型サービス※3	5,858	5,998	6,254
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	7	10
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	284	260	250
小規模多機能型居宅介護	956	928	997
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	1,800	1,863	1,958
地域密着型特定施設入居者生活介護	58	44	44
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	1,097	1,117	1,136
看護小規模多機能型居宅介護	91	146	162
地域密着型通所介護	1,565	1,632	1,696
居宅介護支援・介護予防支援	1,791	1,850	1,879

※1：令和3年度の実績値は、厚生労働省の「介護保険事業報告（年報）」、令和4年度の実績値は厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」に基づく数値を記載している。

※2：令和5年度の見込み値については、厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」の実績データに基づいて推計された数値を記載している。

※3：端数処理により各サービスの合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 施設・居住系サービスの基盤整備

本市では、前計画期間を通じ、在宅での生活が困難な要介護高齢者が、介護施設等に入所し様々な介護サービスを受けることができる施設・居住系サービスについて、基盤整備を進めてきました。

また、施設・居住系サービスのうち、地域密着型サービスに含まれる部分に関しても、認知症高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするという観点から、整備を推進してきました。

前計画での整備目標に対し、施設・居住系サービスの令和5年度末の整備見込みは図表6-1-4のようになっています。また、施設・居住系サービスのうち地域密着型サービスに含まれる部分について、日常生活圏域別の指定状況は図表6-1-5の通りとなっています。

図表6-1-4 施設・居住系サービスの整備状況

単位：床

	前期計画での整備目標	令和5年度末の整備状況（見込み）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1,761	1,645
大規模	1,335	1,335
地域密着型	426	310
介護老人保健施設	1,189	1,093
非転換	1,168	1,072
介護（医療）療養型からの転換	21	21
介護医療院	223	189
非転換	0	19
介護（医療）療養型からの転換	223	170
介護療養型医療施設	30	0
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	732	714
特定施設入居者生活介護	1,207	1,120
介護専門型	25	25
混合型	1,155	1,077
地域密着型	27	18
合　計	5,142	4,761

図表 6-1-5 施設・居住系サービスのうち、地域密着型サービスの整備状況
(令和5年度末時点(見込み))

単位：床

区分 分(介護予防含む)	合計	第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域	第5圏域
		平市街地	平北部	平東部	平南部	小名浜市街地 ・東部
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	310	29	0	0	29	58
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	714	72	45	27	54	99
地域密着型特定施設入居者生活介護	18	18	0	0	0	0

区分 分(介護予防含む)	第6圏域	第7圏域	第8圏域	第9圏域	第10圏域	第11圏域
	小名浜 西部	小名浜 北部	勿来中部 ・南部	勿来北部 ・田人	常磐 ・遠野	内郷
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	29	29	29	20	29	29
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	27	27	63	81	48	63
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0

区分 分(介護予防含む)	第12圏域	第13圏域	第14圏域
	好間 ・ 三和	四倉 ・ 久之浜 ・ 大久	小川 ・ 川前
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	29	0	0
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	45	36	27
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0

2 介護保険サービスの給付見込み量推計

(1) 推計方法の概略

本計画期間における、介護保険サービスの給付見込み量について、次の手順に従って実施しました。

《推計の手順》

- (1) 本計画期間の将来人口を推計。
- (2) 令和5年9月末日時点における要介護・要支援認定者数に基づき、本計画期間の要介護・要支援認定者数を推計。
- (3) 本計画での整備計画に基づく、本計画期間の施設・居住系サービスの定員数に、令和5年度の利用率等を加味して、本計画期間の施設・居住系サービス利用者数を推計。
- (4) 要介護・要支援認定者数から上記(3)で推計した施設・居住系サービスの利用者数を除き、「在宅サービス対象者数」を推計。これに令和5年度の利用実績に基づき設定した在宅サービスの利用率を乗じ、本計画期間における各サービスの利用者数を推計。
また、一部の在宅サービスについては、令和5年度の利用実績から本計画期間における「利用者1人あたりの利用回数」を設定し、これをサービス毎の利用者数に乗じて全体の利用回数を推計。
- (5) 施設・居住系サービス及び在宅サービスの利用者数(一部の在宅サービスについては利用回数)に、令和5年度の利用実績から設定した単価(1人あたり、または1回あたりの保険給付額)を乗じ、保険給付額を算出。

(2) 施設・居住系サービスの整備に関する方針及び基本的な考え方

①本市の施設整備方針

本市では、これまで「市高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者ニーズを踏まえた在宅サービスと施設サービスについて、国が掲げる「介護離職ゼロ」に向けた取組みや、介護人材の確保が困難であるとの現状を勘案しながら、給付費と保険料負担の関係にも留意しつつ、必要な基盤整備を進めてきました。

今後においても、高齢化の一層の進行に伴う身体機能や認知機能の低下、社会的孤立により心身の健康リスクが高まるなど、身体的・精神的課題を抱える高齢者の増加に対応するため、高齢者自身の希望に寄り添った多様な住まいと住まい方の充実が求められています。

本計画においても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう自宅での生活を支えるサービスの充実を図るとともに、自宅での生活が続けられない高齢者のニーズに対応するため、必要となる施設サービスの確保に努め、バランスのとれた整備を図ります。

なお、高齢者ができる限り身近な地域においてサービスを受けながら生活し続けられることを目的に創設された地域密着型サービスのうち、施設・居住系サービス（地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）については、日常生活圏域ごとにサービス整備目標を定めるとともに、定めた整備目標量を超える場合には、市は事業所の指定をしないことができるとしています。

本市では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者一人ひとりが、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域単位での地域バランスを考慮しながら整備を進めます。

②施設・居住系サービスの整備目標の設定

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】

本市では、高齢者自身の希望に寄り添い、住み慣れた地域での暮らしを続けられるよう、自宅での生活を支えるサービスや地域密着型の施設整備を促進しているところであり、また、令和42年には要介護認定者数がピーク時の8割程度に減少すると予想されることも踏まえ、定員30人以上のいわゆる大規模型の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、新たな施設の整備は行わないこととします。

【地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）】

地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下）については、入所希望者の待機状況などを踏まえ、本計画期間中に市全域で87床分の整備を行うこととします。

整備を行う日常生活圏域については、14圏域のうち、65歳以上人口に対する施設の充足率が市全体より低い11圏域を対象とします。

【介護老人保健施設】

介護老人保健施設については、一定程度の整備が図られていることから、新たな整備目標を設定せず、現状を維持することとします。

【介護医療院】

介護療養型医療施設の廃止（令和6年3月31日）に伴い、介護療養型医療施設から介護医療院等への転換が進められ、令和5年度に転換が完了し、一定程度の整備が図られていることから、現状を維持することとします。

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

国の「認知症施策大綱」を踏まえた「市認知症施策推進計画」の中において、認知症になつても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう総合的な認知症施策のひとつとして介護サービス体制の充実が挙げられており、今後ますます当該施設の必要性が高まることが予想されますが、日常生活圏域内の高齢者人口に対するグループホームの定員割合の差が大きいことから、高齢者人口に対する施設の定員割合がより低い4圏域を対象に、36床（18床×2施設）を整備することとします。

【特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護】

少子化の進行に伴い、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の増加が予想され、高齢期の住宅として介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅が選択肢の一つとなるなど、高齢者のニーズも多様化しており、高齢期に合わせた住まいのリフォーム、建替え、住替えなど多様な住まいと支援のあり方について検討を進める必要があります。

については、住替えニーズにも対応できるよう必要なサービス基盤を確保し、高齢者自身の希望に沿った、安心して暮らせる多様な住まい環境の実現を目指し、第9次計画に引き続き、120床を整備します。

なお、地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員が29人以下の小規模な有料老人ホーム等でのサービスとなることから、一体的に整備することとします。

【養護老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス）】

養護老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス）については、すでに一定程度の整備が図られていることや、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの住宅型施設の整備が進んできている状況などを受け、本計画期間中に新たな整備は行わず、現状を維持することとします。なお、老朽化が進んでいる施設も見られるため、老朽化対策等については、事業者と協議していきます。

図表 6-2-1 地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護の基盤整備を行う圏域

日常生活圏域		地域密着型 介護老人福祉施設 (地域密着型 特別養護老人ホーム)	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)
第1圏域	平市街地	○	
第2圏域	平北部	○	
第3圏域	平東部	○	○
第4圏域	平南部	○	
第5圏域	小名浜市街地・東部		
第6圏域	小名浜西部		○
第7圏域	小名浜北部		
第8圏域	勿来中部・南部	○	
第9圏域	勿来北部・田人	○	
第10圏域	常磐・遠野	○	○
第11圏域	内郷	○	
第12圏域	好間・三和	○	
第13圏域	四倉・久之浜・大久	○	○
第14圏域	小川・川前	○	

※○の付いている圏域に対し、サービスの基盤整備を行う。

③施設・居住系サービスの年度別整備目標

本計画期間中の各年度における、施設・居住系サービスの整備目標は次のとおりです。

図表 6-2-2 本計画期間における、施設・居住系サービスの年度別整備目標

施設等種別	令和5年度末 見込み	第10次計画				令和8年度末 見込み (目標値)
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,645			87	87	1,732
大規模	1,335					1,335
地域密着型	310			87	87	397
介護老人保健施設	1,093					1,093
非転換	1,072					1,072
介護（医療）療養型から の転換	21					21
介護医療院	189					189
非転換	19					19
介護（医療）療養型から の転換	170					170
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	714		36		36	750
特定施設入居者生活介護	1,120		120		120	1,240
介護専用型	25					25
混合型	1,077		120		120	1,197
地域密着型	18					18
合計	4,761		156	87	243	5,004

※公募により順次整備していく予定ですが、事業所選定結果等の状況によって、整備時期等が変動する可能性があります。

④施設・居住系サービスの年度別整備目標

ここでは、介護保険法定給付及び地域支援事業以外に、本市が提供する福祉サービスの事業量について示します。

	見込み量	現在の状況
養護老人ホーム	2 施設 180 人分	2 施設 180 人分 ・徳風園…100 人分 ・千寿荘… 80 人分
軽費老人ホーム (従来のケアハウス)	5 施設 180 人分	5 施設 180 人分 ・日之出荘 …80 人分 ・ハートフルなこそ…30 人分 ・ケアハウスかしま…20 人分 ・ケアハウス恕宥荘…20 人分 ・ケアハウス小名浜…30 人分
経過型 (従来のA型・B型)	1 施設 50 人分	1 施設 50 人分 ・悠久の里…50 人分
老人福祉センター	4 施設	4 施設 ・平老人福祉センター ・勿来老人福祉センター ・内郷老人福祉センター ・四倉老人福祉センター
老人憩いの家	1 施設	1 施設 ・小名浜老人憩いの家

(3) 介護保険サービスの給付見込み

① 介護給付等対象サービス必要量の確保に向けた方策

本市の広域性や日常生活圏域を踏まえ、地域ケア会議を活用しての課題解決に努めるとともに、サービス事業者の活動エリアとサービス体制を把握しながら、地域包括ケアシステムの構築に向け必要量（目標量）の確保を図ります。

ア 居宅サービス

居宅サービスとは、在宅での介護を中心に自立した生活を送ることを目的にその方の心身の状態に応じたサービスを提供するものです。

○訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションについて、やや不足している状況です。今後はサービスの供給が適切に行えるよう、必要な対策を検討します。

○居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

通所介護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションについて、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○短期入所生活（療養）介護・介護予防短期入所生活（療養）介護（ショートステイ）

短期入所生活（療養）介護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

特定福祉用具販売について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護については、74 ページに記載の通り、本計画における整備目標に基づき整備を進めます。

○居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援及び介護予防支援については、介護サービスや介護予防サービスが必要な方に対し、適切なサービスを提供するための方針を定める重要なサービスであるため、介護支援専門員と連携し、サービスの提供体制整備に努めます。また、ケアマネジメントの質の向上を図るために必要な対策についても検討していきます。

イ 地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、住み慣れた地域と住まいで可能な限り生活が継続できるように、身近な地域での生活を支えるためのサービスを提供するものです。

地域密着型サービスは原則としていわき市民のみが利用できるものであり、地域包括ケアシステムの構築・深化に関する取組みにおいても、地域の生活を支える基盤として重要な役割を果たすサービスです。

○認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護について、やや不足している状況です。今後はサービスの供給が適切に行えるよう、必要な対策を検討します。

○夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護については、現状では未だ供給体制が整っていませんが、高齢者が住み慣れた地域で生活していくうえで必要なサービスであるため、今後のサービス需要等を見極めながら必要な対策を検討していきます。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、現状では未だ供給体制が整っていませんが、高齢者が住み慣れた地域で生活していくうえで必要なサービスであるため、サービス提供事業者の参入促進に努めます。

○小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）について、74 ページに記載の通り、本計画における整備目標に基づき整備を進めます。

○地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下）については、74 ページに記載の通り、認知症対応型共同生活介護と一体的に整備を進めます。

○地域密着型介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設（定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホーム）については 73 ページに記載の通り、本計画における整備目標に基づき整備を進めます。

○看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護について、やや不足している状況です。今後はサービスの供給が適切に行えるよう、必要な対策を検討します。

○地域密着型通所介護

地域密着型通所介護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

ウ 施設サービス

施設サービスとは、在宅での介護が困難になった方が介護保険施設に入所し、日常生活の介護や看護、リハビリテーションや健康管理などのサービスを受けるものです。

なお、本計画期間における対象施設は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院です。なお、介護療養型医療施設は、令和5年度末をもって廃止となりました。

施設サービスの整備に関しては、本書 73~74 ページに記載した考えに基づき、整備を進めています。

②施設サービスの利用者数

介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院について、今後の整備計画や過去の利用状況などに基づき、1か月あたりの利用者数を以下の通り推計しました。

図表 6-2-3 本計画期間における、施設サービスの利用者数の推計値

単位：人／月

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設サービス利用者数	2,783	2,783	2,838
対高齢者人口比	2.8%	2.8%	2.8%
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,373	1,373	1,373
要介護1	0	0	0
要介護2	7	7	7
要介護3	217	217	217
要介護4	650	650	650
要介護5	499	499	499
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	312	312	367
要介護1	0	0	0
要介護2	6	6	7
要介護3	36	36	43
要介護4	155	155	182
要介護5	115	115	135
介護老人保健施設	930	930	930
要介護1	54	54	54
要介護2	141	141	141
要介護3	299	299	299
要介護4	273	273	273
要介護5	163	163	163
介護医療院	168	168	168
要介護1	5	5	5
要介護2	13	13	13
要介護3	27	27	27
要介護4	52	52	52
要介護5	71	71	71

③居住系サービスの利用者数

居住系サービス（認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護）について、整備計画や過去の利用状況などに基づき、1か月あたりの利用者数を以下の通り推計しました。

図表 6-2-4 本計画期間における、居住系サービスの利用者数の推計値

単位：人／月

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居住系サービス利用者数	1,238	1,257	1,333
対高齢者人口比	1.3%	1.3%	1.4%
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	629	644	665
要介護1	59	61	63
要介護2	129	132	135
要介護3	217	222	229
要介護4	137	140	147
要介護5	87	89	91
特定施設入居者生活介護	591	595	650
要支援1	12	12	12
要支援2	15	15	15
要介護1	116	117	129
要介護2	126	127	139
要介護3	116	116	127
要介護4	122	123	135
要介護5	84	85	93
地域密着型特定施設入居者 生活介護	18	18	18
要介護1	0	0	0
要介護2	8	8	8
要介護3	3	3	3
要介護4	6	6	6
要介護5	1	1	1

④在宅サービスの給付量の見込み

ア 在宅サービスの給付量の見込み（介護給付）

在宅サービス（介護給付）について、過去の利用状況などに基づき、年間給付量の見込みを以下の通り推計しました。

図表 6-2-5 本計画期間における、在宅サービス（介護給付）の給付量の推計値

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス				
訪問介護	回／年	855,253	864,226	868,036
訪問入浴介護	回／年	12,352	12,460	12,563
訪問看護	回／年	111,973	113,090	113,556
訪問リハビリテーション	回／年	8,356	8,356	8,356
居宅療養管理指導	人／年	19,968	20,160	20,268
通所介護	回／年	498,911	502,804	504,232
通所リハビリテーション	回／年	92,954	93,643	93,816
短期入所生活介護	日／年	97,152	98,165	99,462
短期入所療養介護（老健）	日／年	15,097	15,336	15,448
短期入所療養介護（病院等）	日／年	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	日／年	0	0	0
福祉用具貸与	人／年	86,088	87,216	88,152
特定福祉用具販売	人／年	1,260	1,260	1,260
住宅改修	人／年	1,044	1,056	1,068
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／年	360	360	360
夜間対応型訪問介護	人／年	0	0	0
地域密着型通所介護	回／年	212,348	213,936	214,463
認知症対応型通所介護	回／年	21,086	21,416	21,416
小規模多機能型居宅介護	人／年	4,404	4,440	4,464
看護小規模多機能型居宅介護	人／年	588	588	588
居宅介護支援	人／年	123,072	124,020	124,332

イ 在宅サービスの給付量の見込み（介護予防給付）

在宅サービス（介護予防給付）について、過去の利用状況などに基づき、年間給付量の見込みを以下の通り推計しました。

図表 6-2-6 本計画期間における、在宅サービス（介護予防給付）の給付量の推計値

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス				
介護予防訪問入浴介護	回／年	0	0	0
介護予防訪問看護	回／年	5,813	5,813	5,735
介護予防訪問リハビリテーション	回／年	642	642	642
介護予防居宅療養管理指導	人／年	228	228	228
介護予防通所リハビリテーション	人／年	2,892	2,916	2,892
介護予防短期入所生活介護	日／年	1,854	2,057	2,330
介護予防短期入所療養介護（老健）	日／年	72	72	72
介護予防短期入所療養介護（病院等）	日／年	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	日／年	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人／年	14,700	14,952	15,132
介護予防特定福祉用具販売	人／年	324	324	312
介護予防住宅改修	人／年	612	612	612
地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回／年	91	91	91
介護予防小規模多機能型居宅介護	人／年	264	264	264
介護予防支援	人／年	17,532	17,556	17,496

3 介護保険事業に係る給付費等の見込み

(1) 保険給付費及び地域支援事業費の見込み

本計画期間における、介護保険サービスの給付見込み量について、次の手順に従って実施しました。

図表 6-3-1 本計画期間における、保険給付費（給付額）の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設・居住系及び 在宅サービス給付費	28,756,247 千円	28,997,533 千円	29,472,967 千円
特定入所者介護サービス費 (補足的給付)	784,648 千円	789,935 千円	790,490 千円
高額介護サービス費等	658,515 千円	663,029 千円	663,495 千円
高額医療合算 介護サービス費等	60,373 千円	60,703 千円	60,746 千円
審査支払手数料	30,364 千円	30,530 千円	30,551 千円
合 計*	30,290,147 千円	30,541,730 千円	31,018,249 千円

*：端数処理により各サービスの合計と内訳が一致しない場合がある。

図表 6-3-2 本計画期間における、地域支援事業費（給付額）の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・ 日常生活支援総合事業	875,893 千円	915,932 千円	958,450 千円
包括的支援事業（地域包括 支援センターの運営）及び 任意事業	583,608 千円	594,494 千円	604,911 千円
包括的支援事業（社会保障 充実分）	75,135 千円	77,251 千円	78,365 千円
合 計*	1,534,636 千円	1,587,677 千円	1,641,726 千円

*：端数処理により各サービスの合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 第1号被保険者の保険料

国の社会保障審議会介護保険部会より、所得段階の多段階化（13段階）や保険料率の変更が示されたことから、本市においても国の見直し内容を踏まえ、所得段階区分及び保険料率を設定しました。

保険料については、保険給付費及び地域支援事業費等に係る総費用額に、各公費負担分、保険料の予定収納率等を加味し、第1号被保険者の所得段階別の人数を考慮して、第1号被保険者の保険料基準額（月額）を、6,303円と算出しました。

第1号被保険者の保険料は、この保険料基準額（月額）に所得段階別の割合を乗じて得た金額を12倍し、100円未満を四捨五入することで年額を算出しています。

なお、算出結果は以下の通りです。

図表6-3-3 本計画期間における第1号被保険者の保険料

所得段階区分	年額（円）	対象者
第1段階 (28.5%)	21,600円	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額※1とその他の所得金額※2の合計が80万円以下の方
第2段階 (48.5%)	36,700円	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方
第3段階 (68.5%)	51,900円	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が120万円を超える方
第4段階 (88%)	66,600円	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円以下の方
第5段階 (100%)	75,600円	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超える方
第6段階 (113%)	85,500円	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税課税で、合計所得金額※3が125万円未満の方
第7段階 (125%)	94,500円	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方
第8段階 (150%)	113,500円	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方
第9段階 (175%)	132,400円	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の方
第10段階 (190%)	143,700円	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の方
第11段階 (200%)	151,300円	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方
第12段階 (230%)	174,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方
第13段階 (250%)	189,100円	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の方

（第1段階から第3段階の保険料については、政令の定めにより、それぞれ公費負担による軽減を行っている）

※1：年金収入額とは、遺族・障がい年金などの非課税年金を除いた公的年金の1年間の受給額。

※2：その他の所得金額とは、年金収入以外の収入に係る「所得」（収入から必要経費などを差し引いた金額）の合計額。

※3：合計所得金額とは、全ての「所得」の合計額（年金収入額に係る所得を含む）。

（注）他の所得金額及び合計所得金額については、マイナスの場合は0円とする取り扱い。

また、土地・建物などの譲渡に係る特別控除額がある場合は、特別控除額を差し引いた後の金額。

4 介護給付適正化について（第6期介護給付適正化計画）

（1）概要

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築していくために行われます。

今後、後期高齢者等の増加により、介護サービスに対するニーズはさらに増加すると見込まれる中、第5期介護給付適正化計画の検証結果等も踏まえ、介護給付の適正化を一層推進していきます。

（2）これまでの取組み

本市では、これまで5期にわたり、国が定める「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき策定された「都道府県介護給付適正化計画」と連携し、国・県・市が一体となって、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業を柱とした介護給付の適正化の推進に取り組んできました。

主なものとして、介護支援専門員有資格者による「ケアプランの点検」や「不適正請求の点検」等、また給付適正化のためのマニュアルを作成し、法人指導担当部署と連携して行う事業者に対する集団指導講習の開催時に配布する等の活動のほか、平成28年度からは、福島県国民健康保険団体連合会への委託により「医療情報との突合・縦覧点検」を実施し、医療給付担当部署との連携体制の構築を図り、重複請求等の点検を行ってきました。

さらに、令和2年度から、介護認定情報と給付実績を突合、分析するシステムの導入により、点検体制を強化しております。

【これまでの経過】

年 次	内 容
平成16年2月	国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムの運用開始
平成16年10月～平成19年度	「介護給付適正化推進運動」
平成20年度～平成22年度	「第1期介護給付適正化計画」
平成23年度～平成26年度	「第2期介護給付適正化計画」
平成27年度～平成29年度	「第3期介護給付適正化計画」
平成30年度～令和2年度	「第4期介護給付適正化計画」
令和3年度～令和5年度	「第5期介護給付適正化計画」 (第9次いわき市高齢者保健福祉計画)

図表6-4-1 第5期介護給付適正化計画の実施状況

区分	事業	目標値	実績値（令和5年度は見込み値）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護認定の適正化	認定調査票・主治医意見書の内容点検	100%	100%	100%	100%
	認定調査票・主治医意見書の早期提出	—	—	—	—
	合議体連絡会、介護認定関係担当係長会議及び認定調査員研修会の開催	—	—	—	—
ケアマネジメント等の適正化	ケアプランの点検	300件	486件	335件	500件
	福祉用具購入・貸与調査	200件	148件	144件	200件
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化	縦覧点検・医療情報との突合	—	—	—	—
	介護給付費通知	年3回	年3回	年3回	年3回
その他の取組み	法人指導担当との連携	—	—	—	—

(3) 現状と課題

介護保険制度の開始当初に比べ、要介護・要支援認定者数や保険給付費の増加に伴い、第1号被保険者保険料の改定や、一定以上の所得のある被保険者の負担割合の変更が行われるなど、被保険者の負担が増加しています。

そのような中、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資する介護給付の適正化事業は、保険者の重要な責務です。今後、更なる介護給付の適正化を図っていくためには、国が策定する「介護給付適正化計画に関する指針」に基づく事業について、本市の状況を踏まえたうえで、より具体的かつ実効性のある目標を設定する必要があります。

特に現状では、介護支援専門員が作成するケアプランや、介護サービスを提供する事業所が作成する個別サービス計画について、利用者の生活状況における課題等に応じて必要な見直しが行われず、定型的なケアプランとなっている場合が未だに多いことから、ケアプランの質の向上を図るための取組みを引き続き進めていく必要があります。

(4) 今期の取組方針と目標

第6期介護給付適正化計画の期間は令和6年度から令和8年度までとされています。第6期の取組方針としては、国が策定する「介護給付適正化計画に関する指針」において、取り組むべき事業とされた3事業「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」並びに積極的な実施が望まれる取組みとされた「給付実績の活用による確認等」、「介護給付費通知」の2事業の計5事業を優先的に実施するとともに、第5期介護給付適正化計画における課題を踏まえたうえで、福島県や福島県国民健康保険団体連合会との連携を図っていくこととします。

なお、各事業の具体的な方針と目標は以下の通りです。

① 要介護認定の適正化

要介護認定に係る認定調査は、要介護認定の判定資料となる重要な事務であることから、直営・委託を問わず、認定調査を行う者に対して広く研修等を行います。また、市職員等が認定調査の内容について点検することにより、認定調査の実態を把握するとともに平準化を図り、適切な認定調査が行われるようにしていくこととします。

また、認定審査会の委員を対象とした連絡会を開催し、本市の要介護認定の現状や要介護認定の平準化に係る留意事項を共有することで、公平な要介護認定の確保に努めることとします。

② ケアプラン等の点検

【ケアプランの点検】

介護支援専門員が作成するケアプランは、適切な介護給付の根幹となるものであることから、その点検は給付適正化において特に重要な役割を果たすもののひとつです。しかし、第5期介護給付適正化計画期間において、課題等の整理やケース検討が十分に行われておらず、受給者の自立支援に資する適切なケアプランとなっていないと思われるものも確認されていたことから、今期においてもケアプランの点検について優先的に取り組むこととします。

具体的には、「要支援者の使用する特殊寝台」や、「訪問介護における自立生活支援のための見守り的援助」等、個別のテーマを設定し、市内の事業所に対しケアプラン点検のための書類提出を依頼したうえで、「介護支援専門員の作成するケアプランが、生活状況における課題等を把握しケース検討が十分に行われたうえで作成されているのか」ということについて、介護支援専門員とともに確認・検証を行い、指摘を要した場合は、改善事項の伝達、改善状況の把握を行うこととします。この取組みを通じて介護支援専門員の「気づき」を促し、ケアプランの質の向上を図るための支援を行っていくこととします。

また、これらの点検によるケアプランの改善状況を把握することにより、ケアプランの点検を実施したことによる効果の把握に取り組むこととします。

【住宅改修等の点検】

住宅の改修工事を施工する事業者に対し、定期的な研修等を行うことで、受給者の心身や生活の状態にそぐわない不適切または不要な改修工事を防いでいくこととします。

なお、施工後においても、提出書類や写真からは改修の効果が分かりにくい工事等については、介護支援専門員や改修工事を施工する事業者から聞き取りによる点検を行っていきます。

また、申請書を受理する窓口の職員に対しては、詳細な受付マニュアルを配布し、改修前に見積書や工事内容の確認を十分に行うことで、適切な住宅改修を行うことができるように体制を整えていくこととします。

【福祉用具購入・貸与調査】

福祉用具を購入する際には、原則としてその必要性が介護支援専門員の作成するケアプランに位置付けられている必要があります。利用者の身体状況や住環境、利用目的に応じた給付であるかを確認するため、必要に応じケアプランの提出を求め、不適切または不要な給付を防ぐこととします。

これらの点検結果を把握することにより、福祉用具購入・貸与調査を実施したことによる効果の実態の把握に取り組むこととします。

また、福祉用具の貸与事業者（福祉用具専門相談員）が福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格を利用者に説明するとともに、機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が必要とされることから、引き続き、貸与事業者や利用者に対する周知を図り、貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与が行われるように努めます。

③ 医療情報との突合・縦覧点検

医療情報との突合・縦覧点検については、費用対効果が最も期待できるものとされており、効率的な実施を図るため、平成28年度から福島県国民健康保険団体連合会へ委託しています。今後も同連合会への委託を継続するとともに、過誤処理を行った請求などのデータを蓄積し、Q&Aやマニュアルの作成、配布等により、事業者への注意喚起を行い、適正な請求が行われるように指導していくこととします。

なお、医療情報との突合・縦覧点検に関する項目のうち、同連合会で実施しないものについては、本市が点検等を行います。

④ 給付実績の活用による確認等

国保連で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用して、不適正な給付や請求誤り等の多い事業者等を抽出のうえ、確認等を行うものです。国保連より提供される給付実績を活用した帳票の点検並びに本市の介護給付適正化システムを用いて、給付実績データと介護認定データを突合・分析させることにより得られる不適正な可能性がある給付の点検を行い、事業所等に確認等を行っていきます。

⑤ 介護給付費通知

介護給付費通知とは、介護サービスを利用している被保険者全員に対し、自身が利用したサービスの種類や利用額をお知らせするものです。このことにより、受給者本人やその家族、介護サービス事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認することにより、適正な請求に向けた効果が期待されています。

今後は、通知の範囲や送付時期の工夫など、受給者が通知内容を十分に理解でき、さらに効果が上がるような方法について検討していくこととします。

第7章 計画の推進

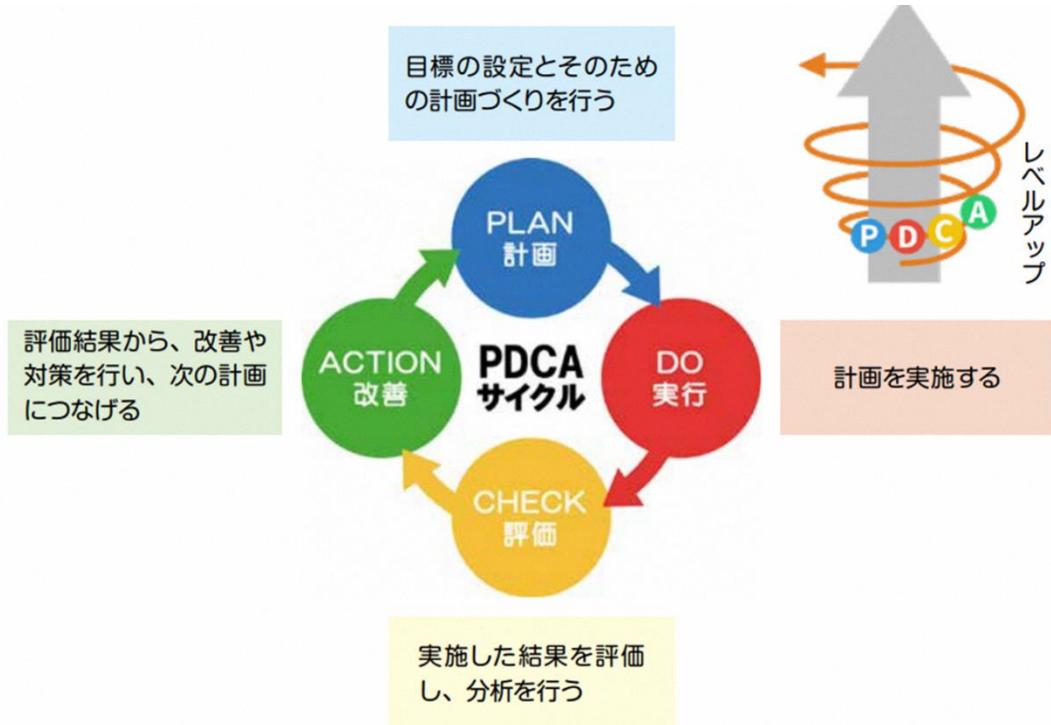
本計画を効果的・効率的に推進していくためには、高齢者をはじめ、医療・介護関係者、地域住民等に広く計画を周知し、本市が目指す高齢者施策の方向性を共有し連携を図ることが重要です。

本計画は、PDCAサイクルを活用し進行管理していくことで、計画についての必要な見直しを継続的に行っていきます。

計画の進捗状況の点検等については、市の附属機関である「いわき市介護保険運営協議会」において、事業の運営等について審議を行い、計画の適正な推進に努めます。

なお、同協議会については、「いわき市地域包括支援センター運営協議会」及び「いわき市地域密着型サービス運営委員会」を兼ねるものとします。

図表7-1 PDCAサイクルのイメージ



資料編

1 いわき市介護保険運営協議会 委員名簿

区分	氏名	所属機関
学識 経験者	金成 明美 (○)	東日本国際大学
	慶徳 民夫	医療創生大学
保健医療 関係者	安齋 光昭 (◎)	いわき市医師会
	中里 孝宏	いわき市歯科医師会
	政井 学	いわき市薬剤師会
	松本 良太	地域リハビリテーション広域支援センター
福祉 関係者	篠原 洋貴	いわき市社会福祉協議会
	公平 和俊	いわき市行政嘱託員（区長）連合協議会
	篠原 清美	いわき市民生児童委員協議会
	上遠野 拓	福島県老人福祉施設協議会 特養部会 いわき支部
	箱崎 秀樹	福島県老人保健施設協会 いわき連絡協議会
	鈴木 亜希	いわきケアマネ協会
	柳内 英俊	福島県認知症グループホーム協議会
被保険者 代表等	渡邊 成子	第1号被保険者
	小賀坂 義弘	第1号被保険者

※◎：介護保険運営協議会会長

○：" 副会長

2 計画の策定方法、計画策定の経過

本計画は「いわき市介護保険条例」第24条第1項の規定に基づき、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表により構成される「いわき市介護保険運営協議会」において議論・検討をいただき策定したものです。

介護保険運営協議会における計画策定経過（令和5年度）

	日 時	主 要 議 題
第1回	令和5年5月17日	<p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業所の指定状況について ・令和4年度までの高齢者施設・居住系サービスの公募結果について <p>【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度介護保険運営協議会の運営について ・第10次高齢者保健福祉計画の策定に係るスケジュールについて ・地域包括支援センター運営に関する令和4年度実績報告及び令和5年度事業計画について
第2回	令和5年7月26日	<p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業所の指定等について ・第9次高齢者保健福祉計画の「9つの取組みの視点」に基づく事業の令和4年度実績について ・本市における介護保険サービスの現状について ・第10次高齢者保健福祉計画策定に向けたアンケート調査について ・令和5年度第1回運営協議会における意見等について <p>【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10次高齢者保健福祉計画策定に向けたアンケート調査結果等からの課題の抽出と課題の整理について
第3回	令和5年9月27日	<p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業所の指定等について ・令和5年度第2回運営協議会における意見等について <p>【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期計画の構成について ・サービス基盤整備の方向性について <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の人口及び要介護・要支援認定者数の将来推計について
第4回	令和5年11月29日	<p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業所の指定等について <p>【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10次いわき市高齢者保健福祉計画（素案）について
令和6年1月9日～1月23日		
第10次いわき市高齢者保健福祉計画（素案）に対する市民意見募集（パブリックコメント）の実施		
第5回	令和6年1月31日	<p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業所の指定等について ・パブリックコメントについて <p>【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10次いわき市高齢者保健福祉計画（素案）について
市長提言	令和6年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会を代表し、会長が市長へ提言書（計画案）を提出

3 高齢者等基礎調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の実態を把握し、福祉施策等に関する意向を反映することを目的に、以下の基礎調査を実施しました。

調査名	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護支援専門員調査
調査対象	令和5年1月1日時点で要介護認定を受けていないまたは要支援1・2の方	在宅にて介護を受けている65歳以上の方	いわきケアマネ協会会員
調査客体の抽出	無作為抽出 (圏域別に抽出)	調査期間内に要介護認定調査を受けた方	全会員
回収数	5,743件／9,800件 (回収率：58.6%)	209件／212件 (回収率：98.6%)	191件／326件 (回収率：58.6%)
調査期間	令和5年1月～2月	令和5年1月～2月	令和5年1月～2月

4 市民意見の募集

本計画の策定にあたり、広く市民の皆様の意見を伺うことを目的として、いわき市ホームページ・本庁、各支所情報コーナー（掲載期間令和6年1月9日～令和6年1月23日）において、介護保険運営協議会の協議内容をまとめた「素案」に対する市民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

市民意見の募集

応募人数	意見件数
4人	14件

5 用語解説

【あ】

アセスメント

解決すべき課題を導き出すために、介護や支援を必要とする背景や要因を引き出す目的で、利用者や介護者に関する情報を収集・調査し分析すること。

一次医療（プライマリーケア）・二次医療

医療の高度化・専門化の中で、医療機関を患者の健康度に応じて分類した体制。一次医療は、住居や職場に近い診療所や保健所で行う医療で、健康について基本的なサービスを受けることができるとともに、必要に応じて、二次医療機関に紹介する機能を果たす。二次医療は中級程度の病院設備を持ち、ある程度の専門医もおり、一般的な入院医療等に対応する。

【か】

介護医療院

主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設（平成30年4月に新設されたサービス）。

介護給付等費用適正化事業

サービスが所定の効果を上げているか、また、不適正・不正なサービス提供はないかといった2つの観点から、介護給付を検証し、給付の適正化を図る事業のこと。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護・要支援者からの相談に応じて、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等を利用できるよう市町村・居宅サービス事

業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者。一般に「ケアマネジャー」と呼ばれることが多い。

介護相談員

介護サービスを利用している要介護・要支援認定者宅や介護保険施設を訪ね、サービス利用者からの相談や、サービスへの不満を聞き、疑問や不満を改善する途を探る等の活動を行う者。

市町村が事業主体となり、一定水準以上の研修を受けた者を派遣する。

介護報酬改定

介護保険制度で定められた介護サービスの公定単価である介護報酬について、3年ごとに実施される見直しのこと。

令和6年度の介護報酬改定では、全体で+1.59%の引き上げが実施されることとなった。

介護保険施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設を指す。

介護予防サービス

要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受ける者が、都道府県知事等が指定する指定介護予防サービス事業者の事業所から受ける居宅サービス。

介護予防支援

要支援者が指定介護予防サービス等の適切な利用をすることができるよう、その心身の状況、環境、本人及び家族の希望を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類、内容、これを担当する者等を定めたサービス計画を作成するとともに、そのサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者との連絡調整や、便宜の提供を行う。

介護離職

働く人が家族の介護のために離職すること。仕事と介護の両立による、「介護離職ゼロ」の実現が課題となっている。

介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり長期にわたり療養を必要とする要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話及び、機能訓練その他必要な医療を行う医療施設のこと。本施設については、令和5年度末をもって廃止となる。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

老人福祉法に基づく老人福祉施設の一種で、65歳以上の者であって、身体上または精神上の著しい障がいのため常時介護が必要で在宅生活が困難な寝たきり高齢者等を入所させ、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設。「特養」と略称で呼ばれることがある。平成27年4月から新規入所の対象者が原則として要介護3以上となった。

介護老人保健施設

入所する要介護者に対し、施設サービス計

画に基づいて、看護、医学的管理下で、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設。介護保険法に基づいて都道府県知事等の許可を受け設置される。

「老健」と略称で呼ばれることがある。

カスタマーハラスメント

顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されること。

看護小規模多機能型居宅介護

居宅要介護者を対象とした、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせることにより提供されるサービス。医療ニーズの高い高齢者を、在宅で支えていくための基盤強化のためにつくられたもので、地域包括ケアの要のひとつとして位置付けられている。

協議体

地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的とした、定期的な情報共有及び連携強化の場。

共助

制度化された相互扶助のこと。医療、年金、介護保険、社会保険制度など、被保険者による相互の費用負担（保険料）で成り立つ。

協働

ある共通の目的に対し、複数の個人や集団が協力して目標達成を目指していく関係。

居住系サービス

居宅サービスのうち、都道府県知事等の指定を受けた有料老人ホーム等の特定の施設に入居している要介護・要支援者が、日常生活の世話等を受けるサービス。

居宅介護支援

在宅の要介護者が指定居宅サービス等を適切に利用することができるよう、その心身の状況、環境、本人及び家族の希望を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類、内容、これを担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、そのサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者との連絡・調整や、便宜の提供を行い、本人が介護保険施設への入所を必要とする場合には、施設への紹介やその他の便宜の提供を行うこと。こうした居宅介護支援を行う事業を、居宅介護支援事業という。

居宅サービス

要介護認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受ける者が、都道府県知事等が指定する指定居宅サービス事業者の事業所から受けるサービス。

グループワーク

精神機能を維持したり、日常生活での関心を高めさせたり、他の人々とのコミュニケーションを深めるための集団療法的技法。

ケアプラン

心身の状況等に応じて、受けるサービスを組み合わせる計画。介護保険制度下の居宅サービス計画と施設サービス計画、介護予防に関するサービス計画が含まれる。

ケアマネジメント

対象者の社会生活上での複数のニーズを充足させるために、適切な社会資源と結び付

ける手続きの総体。機能としては、アセスメント、ケアプランの作成・実施、継続的な見守りと事後評価がその中核である。

ケアマネジャー

(介護支援専門員を参照)

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

軽費老人ホーム

家庭環境や住宅事情などにより、自宅での生活が困難な低所得の60歳以上高齢者が利用できる施設。A型、B型及びケアハウスがあり、そのうちA型は食事サービスを受けることができ、B型は基本的に自炊。

また、自炊ができない程度に身体機能が低下した者や、高齢により独立して生活することに不安な者が入所の対象となる施設としてケアハウスがある。

ケースワーカー・ケースワーク

社会福祉法第15条の規定により福祉事務所におかれる現業員の通称。生活保護、障がい者、児童、高齢者の相談や援助業務（ケースワーク）を行う。民間の病院や施設の相談担当職員もケースワーカーと呼ばれることがある。

健康寿命

心身ともに自立し、健康的に生活できる期間、健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。

健康推進員

健康をテーマに活動するボランティア。保健衛生思想の普及、市民の健康状態を把握し、自主的保健活動の推進を図ること、市が行う保健事業への協力などを行う。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な、障がい者や高齢者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険における1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額な場合に自己負担を軽減する制度。支給要件や支給額については、負担額が家計に与える影響を考慮して政令で定められている。要支援者に対しては、高額医療合算介護予防サービス費が支払われる。

高額介護サービス費

介護保険において、要介護者が1か月に支払った介護サービス費用の利用者負担額（1割～3割）が、世帯の合計額で一定の上限額を超えた場合に支給される介護給付のこと。支給要件や支給額については、負担額が家計に与える影響を考慮して政令で定められている。要支援者に対しては、高額介護予防サービス費が支払われる。

公助

公的機関によって提供される援助。「自助・互助・共助」では対応できることなどに対し、法律や制度に基づき行政機関等が提供する支援や、介護保険・医療保険の公費（税金）部分などの社会福祉制度のこと。

高齢化社会、高齢社会、超高齢社会、高齢化率

総人口に占める高齢者人口の割合を高齢化率といい、国連の定義では、高齢化率が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会という。なお、わが国はすでに超高齢社会となっている。

互助

家族・友人・クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士や地域コミュニティで助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合うこと。

相互に支え合うという意味では「共助」と共通するが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的な支え合いであり、親しいお茶飲み仲間づくりや住民同士のちょっとした助け合い、自治会など地縁組織の活動、ボランティアグループによる生活支援、NPO等による有償ボランティアなど幅広い様々な形態が想定される。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会、共同体。

【さ】

サービス付き高齢者向け住宅

厚生労働省と国土交通省の共管制度として創設された、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅制度のこと。「サ高住」という略称を用いることもある。

財政安定化基金

市町村介護保険財政の安定化を図り、その一般会計からの繰り入れを回避することを目的として、国・都道府県・市町村が各々3分の1ずつを拠出して都道府県に設置する基金。市町村の拠出金は、第1号被保険者の保険料を財源とする。仮に実績保険料収納額が予定保険料収納額を下回ったり、保険給付額が見込みを上回るなどして、介護保険会計に財政収支上の不均衡が生じた場合、基金から一定割合の交付や資金貸付が行われる（介護保険法第147条）。

作業療法士

作業療法を行う専門職。作業療法とは、身体または精神に障がいのある者を対象に、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復や維持、及び開発を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせる治療方法のこと。

自助

自分で自分を助けること。住み慣れた地域で暮らすために、市場サービスを自ら購入したり、自らの健康に注意を払い介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に自身の生活課題を解決することを指す。

施設サービス

要介護認定を受けた被保険者が、都道府県知事等が指定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設から受けるサービス。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、地域の福祉推進、向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された公共性・公益性の高い民間

福祉団体。

社会福祉士

専門的知識及び技術を持って、身体上もしくは精神上の障がいがある、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者。地域包括支援センターにおいて、主に総合的な相談・権利擁護業務を行う。

収納率

納付されるべき金額に対する実際に納付された金額の割合。

主任介護支援専門員

介護支援専門員として、一定期間の実務経験を有し、主任介護支援専門員研修を受講した者。地域包括支援センターにおいて、主に介護支援専門員への助言・指導や相談支援などを行う。主任ケアマネジャーともいう。

小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な拠点へ通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を一体的に行う。

ショートステイ（短期入所生活・療養介護）

在宅で介護を受けている人が一時的に介護老人福祉施設などに入所して、日常の世話を受けるサービス。また、このサービスは介護者の負担を軽減するという側面もある。

審査支払手数料

介護保険給付に係る保険者の事務を軽減し、介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスに係る費用の請求に対する審査・支払を国民健康保険団体連合会（国保連）へ委託し、その対価として保険者が国保連に対して支払う手数料のこと。

スキル（スキルアップ）

訓練や経験等によって得られる特殊な技能や技術のことであり、スキルアップとは、その技能や技術が向上することを指す。

スローショッピング

認知症の人などが、安心して買い物ができる空間を提供する活動。認知症の人などが焦らず自分のペースで買い物を楽しめるよう、住民ボランティアが品物選びや会計に付き添ったり、スローレジの設置等、店内の環境整備を行う取組みを指す。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。具体的には、生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングを行う。

生活習慣病

生活習慣が豊かになったことに関連して発生する病気の総称で、高血圧、糖尿病、がん、心臓病、脳卒中などの病気をいう。

以前は成人病と呼ばれていたが、これらの病気の発症を防ぐためには生活習慣を変える必要があるため、このような呼称が提唱されたと考えられる。ここでの生活習慣とは、食生活、飲酒、喫煙、運動などが含まれる。

成年後見制度

契約における判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）について、その能力を補充するために代理人等を定め、不利益を被ることを防ぐための制度。

【た】

多職種連携

介護・福祉・保健医療等に関わる様々な専門職種が互いの専門性を活かし、連携しながら役割を發揮すること。

ダブルケア

1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面すること。

地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともににつくっていく社会のこと。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のこと。高齢者の個別課題の分析を積み重ねることから地域に共通した課題を明確化し、課題解決に必要な資源開発や地域づくり、計画への反映などの政策形成につなげる。

地域支援事業

介護保険法により創設された地域包括支援センターを中心として実施される、高齢者が「要介護・要支援状態」になることを予防するためのサービスや「要介護・要支援状態」となっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。

平成26年度の介護保険制度改正により、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」が創設され、これまで予防給付の中でサービスが提供されていた介護予防訪問介護・介護予防通所介護が地域支援事業に移行された。

地域福祉

地域社会において、地域住民の持つ問題を解決したり、また、その発生を予防するための社会福祉施策とそれに基づく実践のこと。地域福祉の概念はとらえ方、立場の違いで人によって様々な見解があり、必ずしも定まっているとはいえないが、在宅福祉サービスや地域組織化を具体的な内容としている点では共通している。地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の連帯によって解決を図ろうとする点が地域福祉の特徴といえる。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が状態の変化に応じて、切れ目なく、一体的に提供される支援体制により、地域全体で高齢者を支える仕組み。

地域包括支援センター

地域の住民を包括的に支援することを目的とし、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助や地域ネットワークの構築等を行う中核機関。

地域密着型サービス

要介護・要支援認定を受けた被保険者が当該市町村長が指定する指定地域密着型サービス事業者の事業所から受けるサービス。

チームオレンジ

認知症の人が安心して暮らし続けるために、ステップアップ講座を受講した認知症サポートー等が支援チームをつくり、認知症の人やその家族のささいな困りごとなどの支援ニーズに応え、具体的な支援につなげる仕組み。

中山間地域

平成2年の「農林統計に用いる地域区分の改定について」（農林水産省統計情報部長通達）により、従来の「経済地帯」に代えて新たに導入された「農業地域類型」に基づく新区分のひとつ。

新しい地域区分は、第一次分類指標として土地利用の側面（宅地率、耕地率、林野率等）から、①都市的地域、②平地農村地域、③中間農業地域、④山間農業地域に4区分するが、中山間地域は③と④を合わせたもので、一般に人口減少率・高齢者率・耕作放棄地割合が高い。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

「居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、または随時通報を受け、その者の居宅において、介護を行うとともに看護を行うこと」あるいは、「居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、または随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ介護を行うこと」のいずれかに該当するサービスを指す。

デイケア（通所リハビリテーション）

日帰りで通い、利用者的心身の機能維持回復を図る理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスのこと。

デイサービス（通所介護）

自立した日常生活を営むことができるようデイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供及び機能訓練などを日帰りで受ける介護サービスのこと。

【な】

認知症

様々な脳の病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に低下し、認知機能（記憶、判断力など）が低下して、社会生活に支障をきたした状態のこと。

認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の方や家族を地域で温かく見守る「応援者」のこと。認知症サポーター養成講座の受講により、サポーターの証である認知症サポートカード等が配布される。

認知症疾患医療センター

地域の認知症医療提供体制の充実を目的として、主に認知症の鑑別診断と対応、周辺症状・身体合併症への対応、専門医療相談の実施、地域の関係機関との連携促進を行う機関のこと。本市では、舞子浜病院、四倉病院の2つが指定されている。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護保険サービス提供指定事業者としての指定を受け、少人数の認知症高齢者が専門スタッフの介護を受けながら共同生活を送るための、個室と共用スペースを持つ小規模

施設。

【は】

避難行動要支援者

災害対策基本法において定義づけられた、高齢者、要介護認定者、重度の障害者、難病患者などのうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する方」のこと。

被保険者（介護保険の被保険者）

市町村または特別区の区域内に住所を有する65歳以上の者を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者という。

フレイル

以前は「虚弱」等と表現されてきた、健康な状態と日常生活でサポートが必要な状態（要介護等）との中間にある状態について、日本老年医学会では「フレイル」と表現を改めた。

厚生労働省研究班の報告書「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」（平成27年度）によれば、フレイルとは「加齢とともに、心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障がいされ、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」と定義されている。

保健師

保健指導にあたる専門職。地域住民に病気の予防や健康に関するアドバイスや指導、訪問活動などに従事する者。地域包括支援センターにおいては主に、介護予防事業のマネジメントなどを行う。

保険者

介護保険の保険者とは、市町村と特別区（広域連合を設置している場合は広域連合）を指す。保険者は、その地域に住む40歳以上の方々を介護保険の加入者（被保険者）とし、納付を受けた保険料を財源として、介護保険制度を運営している。

【ま】

ミーティングセンター

認知症の方やその家族が、より良い関係性を保つつつ、希望する在宅生活を継続できるよう、本人と家族が共に活動する時間と場所を設け、本人支援、家族支援及び一体的支援からなる一連のプログラムを実施することにより、本人の意欲向上及び家族の介護負担感の軽減と、家族関係の再構築等を図るもの。

【や】

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

有料老人ホーム

老人福祉法第29条の規定に基づき、高齢者を入居させ、入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供またはその他の日常生活上必要な便宜（厚生労働省令で定めるもの）の供与をするサービスを提供する施設であつ

て、老人福祉施設等でないもの。

ユニバーサルデザイン

製品、設備、施設、サービスなどを、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が使いやすいうようにするデザインのこと。現在あるバリアを取り除く意味で使われるバリアフリーデザインとは区別して使われることが多い。

養護老人ホーム

老人福祉法に規定する老人福祉施設の一種。65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて、養護することを目的とする施設。

【ら】

理学療法士

理学療法を行う専門職。

理学療法とは、疾病や身体の障がいにより低下した身体的機能の改善・回復を図り、障がい者の運動、動作能力を高め自立を促すことを目的とする治療方法のこと。

リハビリテーション

心身に障がいがある者の人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。リハビリテーションには、医学的、心理的、職業的、社会的分野等があるが、実際にリハビリテーションを行う場合にはそれら諸技術の総合的推進が肝要といわれている。

老老介護

高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指す。

老人憩いの家

地方自治法に規定する施設の一種。地域の高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための利用施設。

老人福祉センター

老人福祉法に規定する老人福祉施設の一種。地域の高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための利用施設。

【アルファベット】

A C P (Advance Care Planning)

人生会議ともいう。将来の医療及びケアについて、本人を主体に、そのご家族や近しい人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、意思決定を支援するプロセスのこと

A D L (Activities of Daily Living)

自立した日常生活を送るために必要な動作のこと。日常生活動作ともいう。具体的には、着替え・食事・移動・排せつ・入浴などの動作を指す。

G P S (Global Positioning System)

全地球測位システム。衛星を利用し、地上にある受信機の位置を測るカーナビゲーション等に使われるシステム。

携帯できる大きさのG P S機器もあり、認知症の方に持たせることで、緊急時（行方が分からなくなつたときなど）の位置の把握な

どにも活用されている。

I C T (Information and Communication Technology)

情報通信技術の略で、情報や通信に関連する科学技術の総称。

M C I (Mild Cognitive Impairment)

認知症になる一步手前の状態であり、認知機能低下は見られるものの、日常生活は問題なく送ることができている状態のこと。この時点で適切なケアをすれば、認知症へと進行せず、認知機能が正常な状態に回復することがある。

N P O 法人

平成10年施行の「特定非営利活動促進法（N P O法）」により法人格を認証された民間非営利団体。法律上は「特定非営利活動法人」と呼ばれる。

P D C A サイクル

計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Act）に結び付け、その結果を次の計画に活かすというプロセスを通じて、品質・業務改善を推進するマネジメント手法のこと。

Q O L (Quality Of Life)

クオリティ・オブ・ライフ（Q O L）とは、一人ひとりの人生の質や生活の質などを意味する言葉である。個々人の生活がどの程度充実したものになっているかという指標としての意味も持ち、健康状態や、人間関係、生きがい、住環境など様々な観点から評価される。

**第 10 次
いわき市高齢者保健福祉計画
(令和 6 年度～令和 8 年度)**

発行年月 令和 6 年 3 月
編集・発行 いわき市 保健福祉部 介護保険課
〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地
TEL : 0246-22-7453 (直通) FAX : 0246-22-7547
E-mail : kaigohoken@city.iwaki.lg.jp



いわき市

～ 創りたい ゆたかな明日、伝えたい 誇れいわき ～